



企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」(最終改正2011年(平成23年)3月25日)(以下「企業会計基準適用指針第16号」という。)からの変更部分に下線又は取消線を付している。なお、企業会計基準適用指針第16号から取り入れなかった設例については、記載を省略している。

設例

Ⅰ. リースの識別

C=0.6~1.4.7	
[設例 1]	リースの識別に関するフローチャート
[設例 2]	<u>鉄道車両(特定された資産)</u>
[設例 2-1]	<u>資産を他の資産に代替する権利が実質的である場合</u>
[設例 2-2]	<u>資産を他の資産に代替する権利が実質的でない場合</u>
[設例3]	<u>小売区画(特定された資産)</u>
[設例 3-1]	<u>資産を他の資産に代替する権利が実質的である場合</u>
[設例 3-2]	<u>資産を他の資産に代替する権利が実質的でない場合</u>
[設例 4]	<u>ガスの貯蔵タンク(特定された資産)</u>
[設例 4-1]	<u>稼働能力部分が特定された資産に該当しない場合</u>
[設例 4-2]	<u>稼働能力部分が特定された資産に該当する場合</u>
<u>[設例 5]</u>	<u>ネットワーク・サービス(使用を指図する権利)</u>
[設例 5-1]	<u>顧客が資産の使用を指図する権利を有していない場合</u>
[設例 5-2]	<u>顧客が資産の使用を指図する権利を有している場合</u>
[設例 6]	電力(使用を指図する権利)
[設例 6-1]	<u>使用方法が契約で定められており、顧客が資産の使用を指図す</u>
	<u>る権利を有していない場合</u>
[設例 6-2]	<u>使用方法が契約で定められており、顧客が資産の使用を指図す</u>
	<u>る権利を有している場合</u>
[設例 6-3]	<u>使用方法が設計によって事前に決定されており、顧客が資産の</u>
	<u>使用を指図する権利を有している場合</u>
<u>[設例 7]</u>	リースを構成する部分とリースを構成しない部分への対価
	<u>の配分</u>

Ⅱ. 借手のリース期間

[設例 8] 普通借地契約及び普通借家契約における借手のリース期間 [設例 8-1] 普通借家契約(延長オプションを含むか否かの判断)

ASBJ

[設例 8-2] 普通借地契約(建物の物理的使用可能期間を借手のリース期間 とする場合) 普通借家契約(延長オプションを行使することが合理的に確実 [設例 8-3] とはいえない場合) [設例 8-4] 普通借地契約(建物の物理的使用可能期間より短い期間を借手 のリース期間とする場合) 普通借家契約(延長オプションを行使することが合理的に確実 [設例 8-5] である場合) Ⅲ. 借手及び貸手のリース [設例 9] 借手のリース及び貸手の所有権移転外ファイナンス・リー ス リース料が当月末払いとなる場合 [設例 9-1] _[設例 9−2]_ <u>リース料が前払い又は後払いとなる場合</u> [設例 9-3] 貸手の見積残存価額がある場合 [設例 10] **借手のリース及び貸手の所有権移転ファイナンス・リース** [設例 11] 残価保証がある場合 [設例 12] 貸手が製品又は商品を販売することを主たる事業としてい る場合 [設例 13] 借手の変動リース料 [設例 14] 建設協力金 <u>リースの契約</u>条件の変更 [設例 15] 独立したリースとして会計処理する場合 [設例 15-1] リース料の単価の増額を伴いリースの範囲が縮小される場合 [設例 15-2] [設例 15-3] リースの範囲の拡大と縮小の両方が生じる場合 _[設例 15-4]_ 契約期間が延長される場合 [設例 15-5] 契約上のリース料のみが変更される場合 [設例 16] リースの契約条件の変更を伴わないリース負債の見直し [設例 17] 使用権資産総額に重要性が乏しいと認められなくなった場 合 Ⅳ. サブリース取引 [設例 18] サブ<u>リース取引</u> <u>[設例 18-1]</u> サブリースがファイナンス・リースに該当する場合 [設例 18-2] サブリースがオペレーティング・リースに該当する場合

[設例 19] 転リース取引



<u>V. 経過措置</u>

<u>・ (設例 20)</u> 企業会計基準第 13 号においてオペレーティング・リース 取引に分類していたリース

以下では、本適用指針によりファイナンス・リース取引の会計処理を行う場合の設例をは、会計基準及び本適用指針で示された内容についての理解を深めるために参考として示す。なお、ものである。各設例に示されている会計処理は、本適用指針に従って具体的な会計処理や開示の実務を行うための手掛かりを与えるための例示であり、各企業のリース取引の実情等に応じ、以下に例示されていない会計処理も適当と判断される場合があることに留意する必要がある。(以下、設例の住訳の単位:千円)また、設例8の普通借家契約及び普通借地契約の設例は、会計基準及び本適用指針における借手のリース期間の判断に資するために示すものであり、借地借家法の法的解釈を示すものではない。



I. リースの識別

[設例 1] リースの識別に関するフローチャート

リースを含むかどうかの判断

契約の締結時に、契約の当事者は、当該契約がリースを含むか否かを判断する。契約は、(1) 資産が特定され、かつ、(2)特定された資産の使用を支配する権利を移転する場合にリースを 含む(第5項参照)。

(1) 資産が特定されているかどうかの判断

資産は、通常は契約に明記されることにより特定される。ただし、資産が契約に明記されている場合であっても、サプライヤーが、①使用期間全体を通じて当該資産を代替する実質上の能力を有し(第6項(1)参照)、かつ、②資産の代替により経済的利益を享受する場合(第6項(2)参照)、サプライヤーは資産を代替する実質的な権利を有しており、資産は特定されていない。

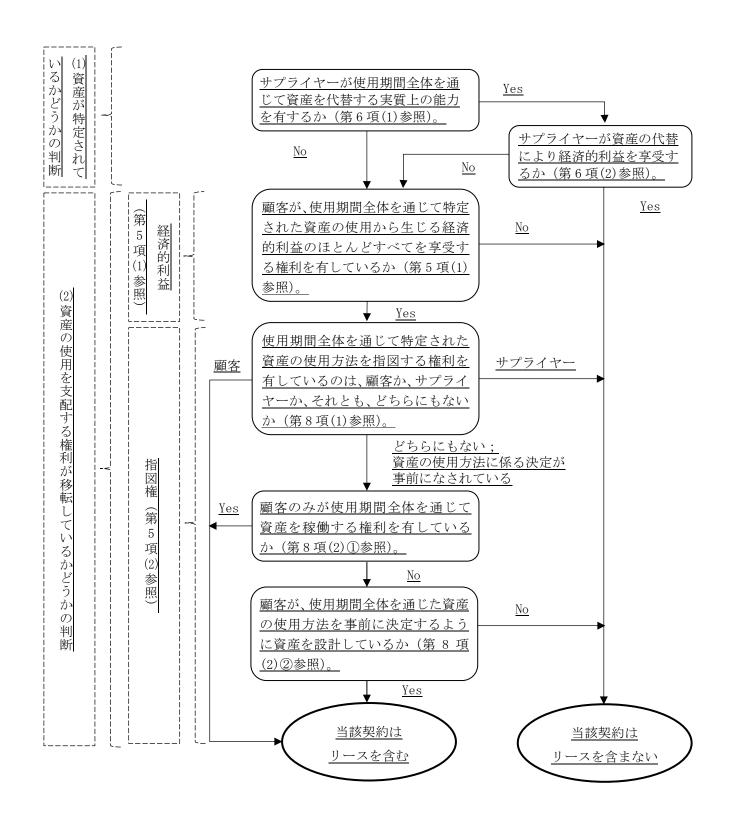
(2) 資産の使用を支配する権利が移転しているかどうかの判断

顧客が、特定された資産の使用期間全体を通じて、①資産の使用から生じる経済的利益のほとんどすべてを享受する権利を有し(第5項(1)参照)、かつ、②資産の使用を指図する権利を有する場合(第5項(2)参照)、資産の使用を支配する権利が移転する。

顧客は、次のいずれかの場合に、使用期間全体を通じて特定された②資産の使用を指図する権利を有している。

- (ア)顧客が使用期間全体を通じて使用から得られる経済的利益に影響を与える資産の使用 方法を指図する権利を有している(第8項(1)参照)。
- (イ)使用から得られる経済的利益に影響を与える資産の使用方法に係る決定が事前になされている場合に、(i)顧客が資産の稼働に関する権利を有しているか又は、(ii)資産の設計を行っている(第8項(2)参照)。

☆ASBJ





[設例 2] 鉄道車両(特定された資産)

[設例 2-1] 資産を他の資産に代替する権利が実質的である場合

前提条件

- 1. A社(顧客)は、5年間にわたり所定の数量の物品を所定の日程で輸送することを依頼する契約を貨物輸送業者であるB社(サプライヤー)と締結した。この輸送量は、顧客が5年間にわたって10両の鉄道車両を使用することに相当するが、契約では鉄道車両の種類のみが指定されている。
- 2. <u>B 社は、複数の鉄道車両を所有しており、輸送する物品の日程及び内容に応じて使用</u> する鉄道車両を決定する。

リースを含むかどうかの判断

契約は、(1)資産が特定され、かつ、(2)特定された資産の使用を支配する権利を移転する場合にリースを含む。

<u>(1)</u> <u>資産が特定されているかどうかの判断</u>

サプライヤーが、①使用期間全体を通じて資産を代替する実質上の能力を有し(第6項(1)参照)、かつ、②資産の代替により経済的利益を享受する場合(第6項(2)参照)、サプライヤーは資産を代替する実質的な権利を有しており、資産は特定されていない。

- ① サプライヤーが使用期間全体を通じて資産を他の資産に代替する実質上の能力 B社は、複数の鉄道車両を有しており、A社の承認なしに鉄道車両を入れ替えることができるため、B社は、使用期間全体を通じて資産を他の資産に代替する実質上の能力を有している。すなわち、第6項(1)が満たされている。
- ② サプライヤーが資産を代替する権利の行使により経済的利益を享受すること ①により、第6項(1)が満たされているため、サプライヤーが資産の代替により経済的利益を享受するかを判断する。

B 社はどの鉄道車両を使用するかを決定することで B 社の業務の効率化を図っており、 鉄道車両を他のものに代替することからもたらされる経済的利益が代替することから生じ るコストを上回るように決定するため、B 社は、資産を代替する権利の行使により経済的 利益を享受することになる。すなわち、第6項(2)が満たされている。

①及び②により、第 6 項(1)及び(2)のいずれも満たされているため、A 社及び B 社は契約において資産は特定されていないと判断した。

(2) 資産の使用を支配する権利が移転しているかどうかの判断

(1)により、資産が特定されていないため、資産の使用を支配する権利が移転しているかど うかの判断は行わない。

(3) リースを含むかどうかの判断

(1)により、資産が特定されていないため、A 社及び B 社は契約にリースは含まれていない と判断した。



[設例 2-2] 資産を他の資産に代替する権利が実質的でない場合

前提条件

- 1. A社(顧客)は、5年間にわたり鉄道車両を使用する契約を貨物輸送業者であるB社 (サプライヤー)と締結した。鉄道車両は契約で指定されている。
- 2. B社は、保守又は修理が必要な場合、鉄道車両を入れ替えることが求められるが、それ以外の場合には鉄道車両を入れ替えることはできない。
- 3. A 社は、使用期間全体を通じて鉄道車両を独占的に使用することができる。
- 4. A 社は、使用期間全体を通じて鉄道車両の使用を指図する権利を有している。すなわち、第5項(2)が満たされている。

リースを含むかどうかの判断

契約は、(1)資産が特定され、かつ、(2)特定された資産の使用を支配する権利を移転する場合にリースを含む。

(1) 資産が特定されているかどうかの判断

サプライヤーが、①使用期間全体を通じて資産を代替する実質上の能力を有し(第6項(1)参照)、かつ、②資産の代替により経済的利益を享受する場合(第6項(2)参照)、サプライヤーは資産を代替する実質的な権利を有しており、資産は特定されていない。

① サプライヤーが使用期間全体を通じて資産を他の資産に代替する実質上の能力 B 社が鉄道車両の入替えを行うことができるのは、保守又は修理が必要な場合のみであるため、B 社は使用期間全体を通じて資産を他の資産に代替する実質上の能力を有していない。すなわち、第6項(1)が満たされていない。

①により、第6項(1)が満たされていないため、A社及びB社は契約において資産は特定されていると判断した(第6項(2)の判断は行っていない)。

(2) 資産の使用を支配する権利が移転しているかどうかの判断

顧客が、特定された資産の使用期間全体を通じて、①資産の使用から生じる経済的利益のほとんどすべてを享受する権利を有し(第5項(1)参照)、かつ、②資産の使用を指図する権利を有する場合(第5項(2)参照)、資産の使用を支配する権利が移転する。

- ① 顧客が資産の使用から生じる経済的利益のほとんどすべてを享受する権利 A 社は、5 年の使用期間全体を通じて鉄道車両を独占的に使用することができるため、5 年の使用期間全体を通じて特定された資産の使用から生じる経済的利益のほとんどすべて を享受する権利を有している。すなわち、第5項(1)が満たされている。
- ② 顧客が資産の使用を指図する権利

①により、第5項(1)が満たされているため、顧客が資産の使用を指図する権利を有する かを判断する。

ここでは、前提条件4より、A社は、使用期間全体を通じて鉄道車両の使用を指図する権



利を有している。すなわち、第5項(2)が満たされている。

①及び②により、使用期間全体を通じて第 5 項(1)及び(2)のいずれも満たされているため、 A 社及び B 社は鉄道車両の使用を支配する権利が B 社から A 社に移転していると判断した。

(3) リースを含むかどうかの判断

(1)により、資産が特定され、かつ、(2)により、特定された資産の使用を支配する権利が B 社から A 社に移転しているため、A 社及び B 社は契約にリースが含まれていると判断した。



[設例3] 小売区画(特定された資産)

[設例 3-1] 資産を他の資産に代替する権利が実質的である場合

前提条件

- 1. A社(顧客)は、3年間にわたり、自社の商品を販売するために空港内の搭乗エリア にある区画を使用する契約を、空港運営会社である B社(サプライヤー)と締結し た。A社が使用できる面積及び割り当てられた区画は、契約で指定されている。
- 2. 空港内には、利用可能で契約に定める区画の仕様を満たす多くの区画が存在する。B 社は、A社に割り当てた区画を使用期間中いつでも変更する権利を有しており、状況 変化に対応するように A 社に割り当てた区画を変更することで、空港内の搭乗エリ アにおける区画を最も有効に利用でき、経済的利益を得ることとなる。
- 3. A 社は、商品を販売するために、容易に移動可能な売店(A 社が所有)を使用することが求められている。A 社に割り当てた区画の変更に関連する B 社が負担するコストは限定的であるため、区画の変更による B 社の経済的利益はコストを上回ると見込まれる。

リースを含むかどうかの判断

契約は、(1)資産が特定され、かつ、(2)特定された資産の使用を支配する権利を移転する場合にリースを含む。

(1) 資産が特定されているかどうかの判断

サプライヤーが、①使用期間全体を通じて資産を代替する実質上の能力を有し(第6項(1)参照)、かつ、②資産の代替により経済的利益を享受する場合(第6項(2)参照)、サプライヤーは資産を代替する実質的な権利を有しており、資産は特定されていない。

- ① サプライヤーが使用期間全体を通じて資産を他の資産に代替する実質上の能力 空港内の搭乗エリアには契約に定められた仕様を満たす多くの区画が存在しており、B社 は、A 社の承認なしに A 社が使用する区画をいつでも契約に定められた仕様を満たす他の 区画に変更する権利を有しているため、B 社は使用期間全体を通じて資産を他の資産に代 替する実質上の能力を有している。すなわち、第6項(1)が満たされている。
- ② サプライヤーが資産を代替する権利の行使により経済的利益を享受すること ①により、第6項(1)が満たされているため、サプライヤーが資産の代替により経済的利益を享受するかを判断する。

前提条件 3. より、B 社は入替えを行うことで、コストを上回る経済的利益を享受すると 見込まれるため、B 社は資産を代替する権利の行使により経済的利益を享受することにな る。すなわち、第 6 項 (2) が満たされている。

①及び②により、第 6 項(1)及び(2)のいずれも満たされているため、A 社及び B 社は契約において資産は特定されていないと判断した。



(2) 資産の使用を支配する権利が移転しているかどうかの判断

(1)により、資産が特定されていないため、資産の使用を支配する権利が移転しているかどうかの判断は行わない。

(3) リースを含むかどうかの判断

(1)により、資産が特定されていないため、A 社及び B 社は契約にリースは含まれていない と判断した。

[設例 3-2] 資産を他の資産に代替する権利が実質的でない場合

前提条件

- 1. A社(顧客)は、5年間にわたり、不動産物件の小売エリア内にある区画 X を使用する契約を、当該不動産物件の所有者である B社(サプライヤー)と締結した。A社が使用できる面積、区画の仕様及び割り当てられた区画は、契約で指定されている。
- 2. B社は、A社に対して割り当てた区画 X を使用期間中いつでも変更する権利を有しているが、B社は契約で定められた面積及び仕様を満たす区画を提供し、A社の移転から生じるコストを全額負担する必要がある。
- 3. B社が当該移転コストを上回る経済的利益を享受することができるのは、B社が新たな大口テナントと小売エリア内の区画を使用する契約を締結したときのみであり、A社との契約時点において、このような状況が生じる可能性は高くないことが見込まれる。
- 4. A 社は、使用期間全体を通じて区画 X を独占的に使用することができる。
- 5. A 社は、使用期間全体を通じて区画 X の使用を指図する権利を有している。すなわち、第5項(2)が満たされている。

リースを含むかどうかの判断

契約は、(1)資産が特定され、かつ、(2)特定された資産の使用を支配する権利を移転する場合にリースを含む。

(1) 資産が特定されているかどうかの判断

サプライヤーが、①使用期間全体を通じて資産を代替する実質上の能力を有し(第6項(1)参照)、かつ、②資産の代替により経済的利益を享受する場合(第6項(2)参照)、サプライヤーは資産を代替する実質的な権利を有しており、資産は特定されていない。

- ① サプライヤーが使用期間全体を通じて資産を他の資産に代替する実質上の能力 B社は、A社が使用する区画をいつでも契約に定められた仕様を満たす他の区画に変更す る権利を有しているため、B社は使用期間全体を通じて資産を他の資産に代替する実質上 の能力を有している。すなわち、第6項(1)が満たされている。
- ② サプライヤーが資産を代替する権利の行使により経済的利益を享受すること ①により、第6項(1)が満たされているため、サプライヤーが資産の代替により経済的利



益を享受するかを判断する。

B社が区画の入替えから生じるコストを上回る経済的利益を享受することができるのは、B社が新たな大口テナントと小売エリア内の区画を使用する契約を締結したときのみであり、前提条件3のとおり、その状況が生じる可能性は高くないことと見込まれることから、当該資産を他の資産に代替することからもたらされる経済的利益が、代替することから生じるコストを上回るとは見込まれない。したがって、B社は、資産を代替する権利の行使により経済的利益を享受することとならない。すなわち、第6項(2)が満たされていない。①により、第6項(1)は満たされているが、②により、第6項(2)が満たされていないため、①及び②の両方を満たす契約ではなく、A社及びB社は契約において資産は特定されていると判断した。

(2) 資産の使用を支配する権利が移転しているかどうかの判断

顧客が、特定された資産の使用期間全体を通じて、①資産の使用から生じる経済的利益の ほとんどすべてを享受する権利を有し(第 5 項(1)参照)、かつ、②資産の使用を指図する権 利を有する場合(第 5 項(2)参照)、資産の使用を支配する権利が移転する。

- ① 顧客が資産の使用から生じる経済的利益のほとんどすべてを享受する権利

 A 社は、5年の使用期間全体を通じて区画 X を独占的に使用することができるため、5年
 の使用期間全体を通じて資産の使用から生じる経済的利益のほとんどすべてを享受する権
 利を有している。すなわち、第5項(1)が満たされている。
- ② 顧客が資産の使用を指図する権利

①により、第5項(1)が満たされているため、顧客が資産の使用を指図する権利を有するかを判断する。

ここでは、前提条件5より、A社は、5年の使用期間全体を通じて資産の使用を指図する 権利を有している。すなわち、第5項(2)が満たされている。

①及び②により、使用期間全体を通じて第5項(1)及び(2)のいずれも満たされているため、A 社及びB 社は割り当てられた区画の使用を支配する権利がB 社からA 社に移転していると判断した。

(3) リースを含むかどうかの判断

(1)により、資産が特定され、かつ、(2)により、特定された資産の使用を支配する権利が B 社から A 社に移転しているため、A 社及び B 社は契約にリースが含まれていると判断した。



[設例 4] ガスの貯蔵タンク(特定された資産)

[設例 4-1] 稼働能力部分が特定された資産に該当しない場合

前提条件

- 1. A 社(顧客)は、B 社が指定する貯蔵タンクにガスを貯蔵する契約をガスの貯蔵タンクを保有する B 社(サプライヤー)と締結した。
- 2. 貯蔵タンク内は物理的に区分されておらず、A 社は、契約期間にわたり B 社が指定する貯蔵タンクの容量の 70%まで、ガスを貯蔵する権利を有している。
- 3. 貯蔵タンクの容量の残りの30%については、B社がガスを貯蔵することができる(他の顧客にガスを貯蔵する権利を与えることもできる。)。

リースを含むかどうかの判断

契約は、(1)資産が特定され、かつ、(2)特定された資産の使用を支配する権利を移転する場合にリースを含む。

<u>(1)</u> <u>資産が特定されているかどうかの判断</u>

顧客が使用できる資産が物理的に別個のものではなく、資産の稼働能力の一部分である場合、当該資産の稼働能力部分は特定された資産に該当しない。ただし、顧客が使用することができる資産の稼働能力が、当該資産の稼働能力のほとんどすべてであることにより、顧客が当該資産の使用による経済的利益のほとんどすべてを享受する権利を有する場合、当該資産の稼働能力部分は特定された資産に該当する(第7項参照)。

A 社が使用できる B 社が指定する貯蔵タンクの容量の 70%は、物理的に別個のものではなく、また、貯蔵タンクの容量の 70%は貯蔵タンクの容量全体のほとんどすべてに該当しない。 A 社が使用する権利を有する資産の稼働能力は、当該資産の稼働能力のほとんどすべてに該当しない。当しないため、A 社は貯蔵タンクの使用による経済的利益のほとんどすべてを享受する権利を有することとはならない。したがって、A 社及び B 社は、契約において A 社が使用できる稼働能力部分は、特定された資産に該当しないと判断した。

(2) リースを含むかどうかの判断

(1)により、資産が特定されていないため、A 社及び B 社は契約にリースは含まれていない と判断した(資産の使用を支配する権利が移転しているかどうかの判断は行っていない。)。

[設例 4-2] 稼働能力部分が特定された資産に該当する場合

<u>前提条件</u>

- 1. [設例 4-1] の前提条件 2 において、A 社は貯蔵タンクの容量の 99.9%まで、ガスを 貯蔵する権利を有しているものとし、また、その他の前提条件は [設例 4-1] と同様 とする。
- 2. A 社は、使用期間全体を通じて貯蔵タンクの使用を指図する権利を有している。すなわち、第5項(2)が満たされている。



リースを含むかどうかの判断

契約は、(1)資産が特定され、かつ、(2)特定された資産の使用を支配する権利を移転する場合にリースを含む。

(1) 資産が特定されているかどうかの判断

顧客が使用できる資産が物理的に別個のものではなく、資産の稼働能力の一部分である場合、当該資産の稼働能力部分は特定された資産に該当しない。ただし、顧客が使用することができる資産の稼働能力が、当該資産の稼働能力のほとんどすべてであることにより、顧客が当該資産の使用による経済的利益のほとんどすべてを享受する権利を有する場合、当該資産の稼働能力部分は特定された資産に該当する(第7項参照)。

A 社が使用できる B 社が指定する貯蔵タンクの容量の 99.9%は、物理的に別個のものではないものの、貯蔵タンクの容量の 99.9%は貯蔵タンクの容量全体のほとんどすべてに該当する。A 社が使用する権利を有する資産の稼働能力が、当該資産の稼働能力のほとんどすべてに該当することにより、A 社は貯蔵タンクの使用による経済的利益のほとんどすべてを享受する権利を有することとなる。したがって、A 社及び B 社は、契約において A 社が使用できる稼働能力部分は、特定された資産に該当すると判断した。

(2) 資産の使用を支配する権利が移転しているかどうかの判断

顧客が、特定された資産の使用期間全体を通じて、①資産の使用から生じる経済的利益の ほとんどすべてを享受する権利を有し(第 5 項(1)参照)、かつ、②資産の使用を指図する権 利を有する場合(第 5 項(2)参照)、資産の使用を支配する権利が移転する。

- ① 顧客が資産の使用から生じる経済的利益のほとんどすべてを享受する権利

 A 社が使用する権利を有する貯蔵タンクの稼働能力は、当該資産の稼働能力のほとんど
 すべてであるため、A 社は使用期間全体を通じて資産の使用から生じる経済的利益のほと
 んどすべてを享受する権利を有している。すなわち、第5項(1)が満たされている。
- ② 顧客が資産の使用を指図する権利

①により、第5項(1)が満たされているため、顧客が資産の使用を指図する権利を有する かを判断する。

ここでは、前提条件2より、A社は、使用期間全体を通じて当該貯蔵タンクの使用を指図する権利を有している。すなわち、第5項(2)が満たされている。

①及び②により、使用期間全体を通じて第5項(1)及び(2)のいずれも満たされているため、 A 社及び B 社は当該貯蔵タンクの使用を支配する権利が B 社から A 社に移転していると判断 した。

(3) リースを含むかどうかの判断

(1) により、資産が特定され、かつ、(2) により、特定された資産の使用を支配する権利が B 社から A 社に移転しているため、A 社及び B 社は契約にリースが含まれていると判断した。



[設例 5] ネットワーク・サービス (使用を指図する権利)

[設例 5-1] 顧客が資産の使用を指図する権利を有していない場合

前提条件

- 1. A 社 (顧客) は、2 年間にわたり B 社 (サプライヤー) が提供するネットワーク・サービスを利用する契約を締結した。
- 2. B社は、ネットワーク・サービスを提供するために、A社の敷地にサーバーを設置する。
- 3. B社は、A社との契約で定められたネットワーク・サービスの水準を満たすようにデータの通信速度を決定し、必要に応じてサーバーの入替えを行うことができる。
- 4. A 社は、契約の締結時にネットワーク・サービスの水準を決定することができる。ただし、契約変更を行わない限り、使用期間全体を通じて、契約で定められたネットワーク・サービスの水準を変更することができない。
- 5. A社は、サーバーを使用してどのようにデータを送信するのか、サーバーを再設定するのか、他の目的でサーバーを使用するのかどうかなどのサーバーの使用方法に関する重要な決定は行わない。
- 6. A 社は、設計に関与しておらず、サーバーを稼働する権利も有しない。

リースを含むかどうかの判断

契約は、(1)資産が特定され、かつ、(2)特定された資産の使用を支配する権利を移転する場合にリースを含む。

(1) 顧客が資産の使用を指図する権利

①使用期間全体を通じて使用から得られる経済的利益に影響を与える資産の使用方法を指図する権利を顧客が有しているか(第8項(1)参照)、又は、②使用から得られる経済的利益に影響を与える資産の使用方法に係る決定が事前になされている場合に、(ア)使用期間全体を通じて顧客のみが資産の稼働に関する権利を有しているとき、若しくは、(イ)顧客が使用期間全体を通じた資産の使用方法を事前に決定するように資産の設計を行っているとき(第8項(2)参照)に、顧客が資産の使用を指図する権利を有している。すなわち、第5項(2)が満たされる。

ここでは、次のとおり、B社が資産の使用を指図する権利を有しており、第8項(1)及び(2) のいずれも満たされていない。したがって、A社は、使用期間全体を通じて資産の使用を指図する権利を有していない。すなわち、第5項(2)が満たされていない。

- A 社が有する唯一の決定権は、当該ネットワーク・サービスの水準(サーバーのアウト プット)を当該ネットワーク・サービスを利用する契約の締結時に決定することのみで あり、契約を変更しない限り当該水準を変更することはできない。
- A 社は、サーバーを使用してどのようにデータを送信するのか、サーバーを再設定するのか、他の目的でサーバーを使用するのかどうかなどのサーバーの使用を指図する権利



を有していない (第8項(1)参照)。

▲ 社は、サーバーを稼働する権利を有しておらず、設計にも関与していない(第8項(2)
 ①及び②参照)。

(2) リースを含むかどうかの判断

(1)により、顧客が資産の使用を指図する権利を有していないため、A 社及び B 社は契約に リースは含まれていないと判断した(資産が特定されているかどうかの判断は行っていな い。)。

[設例 5-2] 顧客が資産の使用を指図する権利を有している場合

前提条件

- 1. A 社(顧客) は、B 社(サプライヤー) と、3 年間にわたりサーバーを使用する契約 を締結した。
- 2. B社は、A社からの指示に基づき、A社の敷地にサーバーを設置し、使用期間全体を 通じて、必要に応じてサーバーの修理及びメンテナンス・サービスを提供する。
- 3. A 社は、使用期間全体を通じて、A 社の事業においてサーバーをどのように使用するかや、当該サーバーにどのデータを保管するかについての決定を行うことができる。
- 4. 当該サーバーは、特定された資産である。すなわち、第6項(1)及び(2)が満たされていない。

リースを含むかどうかの判断

契約は、(1)資産が特定され、かつ、(2)特定された資産の使用を支配する権利を移転する場合にリースを含む。

<u>(1)</u> <u>資産が特定されているかどうかの判断</u>

ここでは、前提条件4より、A社が使用するサーバーは特定されている。

(2) 資産の使用を支配する権利が移転しているかどうかの判断

顧客が、特定された資産の使用期間全体を通じて、①資産の使用から生じる経済的利益の ほとんどすべてを享受する権利を有し(第 5 項(1)参照)、かつ、②資産の使用を指図する権 利を有する場合(第 5 項(2)参照)、資産の使用を支配する権利が移転する。

- ① 顧客が資産の使用から生じる経済的利益のほとんどすべてを享受する権利 A 社は、3 年の使用期間全体を通じて自社の敷地に設置されたサーバーを自社のために使用することができるため、使用期間全体を通じて資産の使用から生じる経済的利益のほとんどすべてを享受する権利を有している。すなわち、第 5 項(1)が満たされている。
- ② 顧客が資産の使用を指図する権利

①により、第5項(1)が満たされているため、顧客が資産の使用を指図する権利を有する かを判断する。

(ア)使用期間全体を通じて使用から得られる経済的利益に影響を与える資産の使用方法



を指図する権利を顧客が有しているか (第8項(1)参照)、又は、(イ)使用から得られる経済的利益に影響を与える資産の使用方法に係る決定が事前になされている場合に、(i)使用期間全体を通じて顧客のみが資産の稼働に関する権利を有しているとき、若しくは、(ii)顧客が使用期間全体を通じた資産の使用方法を事前に決定するように資産の設計を行っているとき (第8項(2)参照)に、顧客が資産の使用を指図する権利を有している。すなわち、第5項(2)が満たされる。

A 社は、3 年の使用期間全体を通じて当該サーバーの使用方法(A 社の事業においてサーバーをどのように使用するかや、当該サーバーにどのデータを保管するか)を決定する権利を有することにより、使用期間全体を通じて資産の使用から得られる経済的利益に影響を与える資産の使用方法を指図する権利を有している。すなわち、第8項(1)が満たされている。したがって、A 社は、使用期間全体を通じて資産の使用を指図する権利を有している。すなわち、第5項(2)が満たされている。

①及び②により、使用期間全体を通じて第5項(1)及び(2)のいずれも満たされているため、A 社及び B 社は当該サーバーの使用を支配する権利が B 社から A 社に移転していると判断した。

(3) リースを含むかどうかの判断

(1)により、資産が特定され、かつ、(2)により、特定された資産の使用を支配する権利が B 社から A 社に移転しているため、A 社及び B 社は契約にリースが含まれていると判断した。



[設例 6] 電力(使用を指図する権利)

[設例 6-1] 使用方法が契約で定められており、顧客が資産の使用を指図する権利を有していない場合

前提条件

- 1. A 社(顧客)は、B 社(サプライヤー)と、B 社が所有する発電所が産出する電力の すべてを3年間にわたり購入する契約を締結した。
- 2. B社は、業界において認められた事業慣行に従い、日々当該発電所を稼働し、維持管理を行う。
- 3. 契約において、使用期間全体を通じた当該発電所の使用方法(産出する電力の量及び時期)が定められており、契約上、緊急の状況などの特別な状況がなければ使用方法を変更することはできないことも定められている。
- 4. A 社は当該発電所の設計に関与していない。
- 5. 当該発電所は、特定された資産である。すなわち、第6項(1)及び(2)が満たされていない。

リースを含むかどうかの判断

契約は、(1)資産が特定され、かつ、(2)特定された資産の使用を支配する権利を移転する場合にリースを含む。

(1) 資産が特定されているかどうかの判断

ここでは、前提条件5より、A社が購入する電力を産出する発電所は特定されている。

(2) 資産の使用を支配する権利が移転しているかどうかの判断

顧客が、特定された資産の使用期間全体を通じて、①資産の使用から生じる経済的利益の ほとんどすべてを享受する権利を有し(第 5 項(1)参照)、かつ、②資産の使用を指図する権 利を有する場合(第 5 項(2)参照)、資産の使用を支配する権利が移転する。

- ① 顧客が資産の使用から生じる経済的利益のほとんどすべてを享受する権利 A社は、3年の使用期間全体を通じて当該発電所が産出する電力のすべてを得る権利を有 するため、3年の使用期間全体を通じて資産の使用から生じる経済的利益のほとんどすべ てを享受する権利を有している。すなわち、第5項(1)が満たされている。
- ② 顧客が資産の使用を指図する権利

①により、第5項(1)が満たされているため、顧客が資産の使用を指図する権利を有する かを判断する。

(ア)使用期間全体を通じて使用から得られる経済的利益に影響を与える資産の使用方法 を指図する権利を顧客が有しているか (第8項(1)参照)、又は、(イ)使用から得られる経 済的利益に影響を与える資産の使用方法に係る決定が事前になされている場合に、(i)使用 期間全体を通じて顧客のみが資産の稼働に関する権利を有しているとき、若しくは、(ii) 顧客が使用期間全体を通じた資産の使用方法を事前に決定するように資産の設計を行って



<u>いるとき(第8項(2)参照)に、顧客が資産の使用を指図する権利を有している。すなわち、</u> 第5項(2)が満たされる。

当該発電所の使用方法は契約で事前に定められており、次のとおり、第8項(1)及び(2) のいずれも満たされていない。したがって、A社は、使用期間全体を通じて資産の使用を指 図する権利を有していない。すなわち、第5項(2)が満たされていない。

- A 社は、使用期間全体を通じて当該発電所の事前に決定されている使用方法を変更することができないため、当該発電所の使用方法を指図する権利を有していない(第8項(1)参照)。
- <u>A 社は、使用期間全体を通じて当該発電所を稼働する権利を有していない(第8項(2)</u> ①参照)。また、A 社は、当該発電所を設計していない(第8項(2)②参照)。

①により、第5項(1)が満たされているが、②により、第5項(2)が満たされていないため、A 社及び B 社は当該発電所の使用を支配する権利は B 社から A 社に移転していないと判断した。

(3) リースを含むかどうかの判断

(1)により、資産は特定されたが、(2)により、特定された資産の使用を支配する権利が B 社から A 社に移転していないため、A 社及び B 社は契約にリースが含まれていないと判断した。

[設例 6-2] 使用方法が契約で定められており、顧客が資産の使用を指図する権利を有している場合

前提条件

- 1. A 社(顧客) は、B 社(サプライヤー) と、B 社が所有する発電所が産出する電力の すべてを 10 年間にわたり購入する契約を締結した。
- 2. B社は、業界において認められた事業慣行に従い、日々当該発電所を稼働し、維持管理を行う。
- 3. A 社が当該発電所の使用方法(産出する電力の量及び時期)を決定する権利を有していることが契約で定められている。
- 4. また、B 社が他の契約を履行するために当該発電所を使用することができないことも 契約で定められている。
- 5. 当該発電所は、特定された資産である。すなわち、第6項(1)及び(2)が満たされていない。

リースを含むかどうかの判断

契約は、(1)資産が特定され、かつ、(2)特定された資産の使用を支配する権利を移転する場合にリースを含む。

(1) 資産が特定されているかどうかの判断

ここでは、前提条件5より、A社が購入する電力を産出する発電所は特定されている。



(2) 資産の使用を支配する権利が移転しているかどうかの判断

顧客が、特定された資産の使用期間全体を通じて、①資産の使用から生じる経済的利益のほとんどすべてを享受する権利を有し(第5項(1)参照)、かつ、②資産の使用を指図する権利を有する場合(第5項(2)参照)、資産の使用を支配する権利が移転する。

① 顧客が資産の使用から生じる経済的利益のほとんどすべてを享受する権利

A 社は、10 年の使用期間全体を通じて当該発電所が産出する電力のすべてを得る権利を 有するため、10 年の使用期間全体を通じて資産の使用から生じる経済的利益のほとんどす べてを享受する権利を有している。すなわち、第5項(1)が満たされている。

② 顧客が資産の使用を指図する権利

①により、第5項(1)が満たされているため、顧客が資産の使用を指図する権利を有するかを判断する。

(ア)使用期間全体を通じて使用から得られる経済的利益に影響を与える資産の使用方法を指図する権利を顧客が有しているか (第8項(1)参照)、又は、(イ)使用から得られる経済的利益に影響を与える資産の使用方法に係る決定が事前になされている場合に、(i)使用期間全体を通じて顧客のみが資産の稼働に関する権利を有しているとき、若しくは、(ii) 顧客が使用期間全体を通じた資産の使用方法を事前に決定するように資産の設計を行っているとき (第8項(2)参照)に、顧客が資産の使用を指図する権利を有している。すなわち、第5項(2)が満たされる。

A 社は、契約により当該発電所の使用方法を決定する権利を有する。すなわち、第8項(1)が満たされている。したがって、A 社は、使用期間全体を通じて資産の使用を指図する権利を有している。すなわち、第5項(2)が満たされている。

①及び②により、使用期間全体を通じて第5項(1)及び(2)のいずれも満たされているため、 A社及びB社は当該発電所の使用を支配する権利がB社からA社に移転していると判断した。

(3) リースを含むかどうかの判断

(1)により、資産が特定され、かつ、(2)により、特定された資産の使用を支配する権利が B 社から A 社に移転しているため、A 社及び B 社は契約にリースが含まれていると判断した。

[設例 6-3] 使用方法が設計によって事前に決定されており、顧客が資産の使用を指図する権利を有している場合

前提条件

- 1. A 社(顧客) は、B 社(サプライヤー) と、B 社が新設する太陽光ファームが産出する電力のすべてを 20 年間にわたり購入する契約を締結した。
- 2. A社は、当該太陽光ファームを設計した。
- 3. B 社は、A 社の仕様に合わせて当該太陽光ファームを建設し、建設後に当該太陽光 ファームの稼働及び維持管理を行う責任を有している。
- 4. 当該太陽光ファームの使用方法(電力を産出するかどうか、いつ、どのくらい産出す



るか)は、当該太陽光ファームの設計により決定されている。

5. 当該太陽光ファームは、特定された資産である。すなわち、第6項(1)及び(2)が満た されていない。

リースを含むかどうかの判断

契約は、(1)資産が特定され、かつ、(2)特定された資産の使用を支配する権利を移転する場合にリースを含む。

(1) 資産が特定されているかどうかの判断

ここでは、前提条件 5 より、A 社が購入する電力を産出する太陽光ファームは特定されている。

(2) 資産の使用を支配する権利が移転しているかどうかの判断

顧客が、特定された資産の使用期間全体を通じて、①資産の使用から生じる経済的利益の ほとんどすべてを享受する権利を有し(第 5 項(1)参照)、かつ、②資産の使用を指図する権 利を有する場合(第 5 項(2)参照)、資産の使用を支配する権利が移転する。

① 顧客が資産の使用から生じる経済的利益のほとんどすべてを享受する権利

A 社は、20 年の使用期間全体を通じて当該太陽光ファームが産出する電力のすべてを得る権利を有するため、使用期間全体を通じて資産の使用から生じる経済的利益のほとんどすべてを享受する権利を有している。すなわち、第5項(1)が満たされている。

② 顧客が資産の使用を指図する権利

①により、第5項(1)が満たされているため、顧客が資産の使用を指図する権利を有するかを判断する。

(ア)使用期間全体を通じて使用から得られる経済的利益に影響を与える資産の使用方法を指図する権利を顧客が有しているか (第8項(1)参照)、又は、(イ)使用から得られる経済的利益に影響を与える資産の使用方法に係る決定が事前になされている場合に、(i)使用期間全体を通じて顧客のみが資産の稼働に関する権利を有しているとき、若しくは、(ii)顧客が使用期間全体を通じた資産の使用方法を事前に決定するように資産の設計を行っているとき (第8項(2)参照)に、顧客が資産の使用を指図する権利を有している。すなわち、第5項(2)が満たされる。

当該太陽光ファームの使用方法に係る決定は、当該太陽光ファームの設計によって事前になされており、かつ、使用期間全体を通じた当該太陽光ファームの使用方法を事前に決定するように、A社が当該太陽光ファームを設計している。すなわち、第8項(2)が満たされている。したがって、A社は、使用期間全体を通じて資産の使用を指図する権利を有している。すなわち、第5項(2)が満たされている。

①及び②により、使用期間全体を通じて第5項(1)及び(2)のいずれも満たされているため、A 社及び B 社は当該太陽光ファームの使用を支配する権利が B 社から A 社に移転していると判断した。



(3) リースを含むかどうかの判断

(1)により、資産が特定され、かつ、(2)により、特定された資産の使用を支配する権利が B 社から A 社に移転しているため、A 社及び B 社は契約にリースが含まれていると判断した。



[設例 7] リースを構成する部分とリースを構成しない部分への対価の配分

前提条件

(契約に関する前提)

- 1. 契約にリースを構成する部分とリースを構成しない部分(借手及び貸手のリース期間にわたる役務提供)が含まれると判断した。
- 2. 借手及び貸手のリース期間 5年
- 3. 契約対価 81,000 千円 各半期末に 8,100 千円ずつ支払
- 4. リースを構成する部分の貸手による独立販売価格 72,000 千円(借手が把握している独立価格と等しい。)
- 5. リースを構成しない部分(役務提供)の貸手による独立販売価格 18,000 千円(借手が把握している独立価格と等しい。)
- 6. 上記3及び4に含まれる原資産に係る固定資産税及び保険料 3,000 千円(借手も当該金額を把握している。)
- 7. 上記の他に借手に財又はサービスを移転しない活動及びコストはないものとする。

(リースに関する前提)

- 1. 貸手のリースは、所有権移転外ファイナンス・リースに該当するものとする。
- 2. 貸手は、製品又は商品を販売することを主たる事業としていない。
- 3. リース開始日 X1年4月1日
- 4. 貸手による原資産の現金購入価額 53,100 千円 (借手において当該価額は明らかではないため、借手は貸手の計算利子率を知り得ない。)
- 5. 原資産の経済的耐用年数 6年
- 6. 借手の減価償却方法 定額法
- 7. 借手の支払う付随費用 ゼロ
- 8. 貸手の見積残存価額 ゼロ
- 9. 決算日 3月31日
- 10. 中間決算及び年度決算の年2回の決算を実施している。
- 11. 単純化のため、借手においては、割引の影響を無視している。また、貸手においては、 利息相当額を各期に定額で配分している。
- 12. リースを構成しない部分の費用は契約期間に応じて毎月定額で会計処理する。

1. 借 手

(1) リースを構成する部分とリースを構成しない部分とに分けて会計処理する場合(会計基準



第 26 項)

① リースを構成する部分とリースを構成しない部分への対価の配分

借手は、契約における対価の金額について、リースを構成する部分とリースを構成しな い部分とに配分するにあたって、それぞれの部分の独立価格の比率に基づいて配分する。 契約における対価の中に、借手に財又はサービスを移転しない活動及びコストについて借 手が支払う金額が含まれる場合、借手は、当該金額を契約における対価の一部としてリー スを構成する部分とリースを構成しない部分とに配分する。借手は、固定資産税及び保険 料の金額を把握していたとしても、これを対価から控除することはしない(本適用指針第 11 項参照)。

(単位:千円)

契約における対価の配分

リースを構成する部分

 $\underline{64,800}$ (=81,000×72,000 (*2) /90,000 (*1))

<u>リースを構成しない部分 16,200 (=81,000×18,000(*3)/90,000(*1))</u>

契約における対価の金額 81,000

- (*1) 独立価格の合計額(=72,000 千円+18,000 千円)
- (*2) リースを構成する部分の独立価格
- (*3) リースを構成しない部分の独立価格

② 会計処理

X1年4月1日(リース開始日)

(単位:千円)

(貸) リース負債(*1) (借) 使用権資産(*1) 64,800 64, 800

(*1) 契約における対価のうち、リースを構成する部分に配分した金額でリース負債及び 使用権資産を計上する。

X1年9月30日(第1回支払日・中間決算日)

(単位:千円)

(借)	リース負債 (*2)	<u>6, 480</u>	(貸)	現金預金	<u>8, 100</u>
	費用 (*3)	<u>1,620</u>			
(借)	減価償却費 (*4)	<u>6, 480</u>	(貸)	減価償却累計額	<u>6, 480</u>

- (*2) リース負債の返済額(64,800千円×1年/5年×6か月/12か月=6,480千円)
- (*3) 契約における対価のうち、リースを構成しない部分に配分した金額(16,200千円× 1年/5年×6か月/12か月=1,620千円)は、その内容を示す科目で費用に計上する。
- (*4)減価償却費は借手のリース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして計算する。 (64,800 千円×1 年/5 年×6 か月/12 か月=6,480 千円)



以後も同様な会計処理を行う。

- (2) リースを構成する部分と関連するリースを構成しない部分とを合わせてリースを構成す る部分として会計処理する場合(会計基準第27項)
 - ① リースを構成する部分とリースを構成しない部分への対価の配分 リースを構成する部分と関連するリースを構成しない部分とを合わせてリースを構成す る部分として会計処理するため、対価の配分は不要となる。

② 会計処理

X1年4月1日(リース開始日)

(単位:千円)

(借) 使用権資産(*1) 81,000 (貸) リース負債(*1) 81,000

(*1) 契約における対価の全額を、リースを構成する部分として、リース負債及び使用権 資産を計上する。

X1年9月30日(第1回支払日・中間決算日)

(単位:千円)

(借)	リース負債 (*2)	8, 100	(貸)	現金預金	<u>8, 100</u>
(借)	減価償却費 (*3)	<u>8, 100</u>	(貸)	減価償却累計額	<u>8, 100</u>

- (*2) リース負債の返済額(81,000千円×1年/5年×6か月/12か月=8,100千円)
- (*3) 減価償却費は借手のリース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして計算する。 (81,000 千円×1 年/5 年×6 か月/12 か月=8,100 千円)

以後も同様な会計処理を行う。

2. 貸 手

- (1) 借手に財又はサービスを移転しない活動及びコストを契約における対価の一部として リースを構成する部分とリースを構成しない部分とに配分する場合(本適用指針第 13 項 (1)参照)
 - ① リースを構成する部分とリースを構成しない部分への対価の配分

<u>リースを構成する部分とリースを構成しない部分の独立販売価格の比率に基づいて、借手に財又はサービスを移転しない活動及びコスト(固定資産税及び保険料)を含む契約における対価の金額について、リースを構成する部分とリースを構成しない部分とに配分する。このとき、固定資産税及び保険料に相当する額を対価に含めていたとしても、別個に会計処理することはしない。</u>

(単位:千円)



契約における対価の配分

リースを構成する部分

 $64,800 \quad (=81,000 \times 72,000 \ (*2) \ /90,000 \ (*1))$

リースを構成しない部分

 $16,200 \quad (=81,000 \times 18,000 \ (*3) \ /90,000 \ (*1))$

契約における対価の金額 81,000

(*1) 貸手による独立販売価格の合計額 (=72,000 千円+18,000 千円)

(*2) リースを構成する部分の貸手による独立販売価格

(*3) リースを構成しない部分の貸手による独立販売価格

② 会計処理

X1年4月1日(リース開始日)

(単位:千円)

(借) リース投資資産(*1)

53, 100

(貸) 買掛金

53, 100

(*1) リース投資資産は、原資産の購入価額で計上する。

X1年9月30日(第1回回収日・中間決算日)

(単位:千円)

(借)現金預金8,100(貸)リース投資資産(*2)5,310受取利息(*2)1,170収益(*3)1,620

(*2) 単純化のため受取利息を定額で配分している。

リース投資資産 (53, 100 千円×1 年/5 年×6 か月/12 か月=5, 310 千円)

受取利息 ((64,800 千円-53,100 千円) ×1 年/5 年×6 か月/12 か月=1,170 千円)

(*3) 契約における対価のうち、リースを構成しない部分に配分した金額(16,200千円× 1年/5年×6か月/12か月=1,620千円)は、該当する他の会計基準等に従って会計 処理を行う。

以後も同様な会計処理を行う。

(2) 維持管理費用相当額を契約における対価から控除する場合(本適用指針第13項(2)参照)

① リースを構成する部分とリースを構成しない部分への対価の配分

<u>リースを構成する部分とリースを構成しない部分の独立販売価格の比率に基づいて、契約における対価の金額から維持管理費用相当額(固定資産税及び保険料)を控除した金額について、リースを構成する部分とリースを構成しない部分とに配分する。</u>

<u>なお、ここでは、維持管理費用相当額がリースを構成する部分の金額に占める割合に重</u>要性が乏しいとはいえないと判断している。

(単位:千円)



契約における対価の配分

リースを構成する部分

 $61,862 \quad (=78,000 \times 69,000 \ (*3) \ /87,000 \ (*2))$

リースを構成しない部分

16,138 (=78,000×18,000 (*4) /87,000 (*2))

契約における対価の金額

78,000 (*1)

(*1) 契約における対価の金額から維持管理費用相当額を控除した金額(=81,000 千円-3,000 千円)

維持管理費用相当額を控除した契約における対価を配分するため、契約における対価の金額である 81,000 千円に含まれる維持管理費用相当額 3,000 千円を控除している。

- (*2) 貸手による独立販売価格の合計額(=72,000 千円+18,000 千円-3,000 千円) 維持管理費用相当額を控除した契約における対価を配分するため、貸手によ る独立販売価格の合計額である 90,000 千円に含まれる維持管理費用相当額 3,000 千円を控除している。
- (*3) リースを構成する部分の貸手による独立販売価格(=72,000 千円-3,000 千円) 維持管理費用相当額を控除した契約における対価を配分するため、リースを 構成する部分の貸手による独立販売価格である 72,000 千円に含まれる維持管 理費用相当額3,000 千円を控除している。
- (*4) リースを構成しない部分の貸手による独立販売価格

② 会計処理

X1年4月1日(リース開始日)

(単位:千円)

(借) リース投資資産(*1)

53, 100

(貸) 買掛金

53, 100

(*1) リース投資資産は、原資産の購入価額で計上する。

X1年9月30日(第1回回収日·中間決算日)

(単位:千円)

 (借) 現金預金
 8,100
 (貸) リース投資資産(*2)
 5,310

 受取利息(*2)
 876

 収益(*3)
 1,614

 収益(又は費用の減少)(*4)
 300

- (*2) 単純化のため受取利息を定額で配分している(本適用指針第37項(2)参照)。
 リース投資資産(53,100千円×1年/5年×6か月/12か月=5,310千円)
 受取利息((61,862千円-53,100千円)×1年/5年×6か月/12か月=876千円)
- (*3) 契約における対価のうち、リースを構成しない部分に配分した金額(16,138 千円× 1 年/5 年×6 か月/12 か月=1,614 千円)は、該当する他の会計基準等に従って会計



処理を行う。

(*4) 契約における対価から控除した維持管理費用相当額(3,000千円×1年/5年×6か月/12か月=300千円)は、収益に計上するか又は貸手の費用の控除額として処理する。

以後も同様な会計処理を行う。



Ⅱ.借手のリース期間

[設例 8] 普通借地契約及び普通借家契約における借手のリース期間

[設例 8-1] 普通借家契約(延長オプションを含むか否かの判断)

前提条件

- 1. A社(借手)は、B社(貸手)と建物の賃貸借契約(普通借家契約)を締結した。
- 2. A 社は、第5項に従って、当該契約がリースを含むと判断した。
- 3. 当該賃貸借契約の契約期間は1年である。ただし、A社が3か月前に解約の旨を通知すれば契約を解約できる。
- 4. 貸手は、借地借家法上、正当な事由があると認められる場合、契約期間満了の6か月前 までの間に借手に契約を更新しない旨の通知をすることができるが、B社が更新を拒絶 する正当な事由があると認められるとは考えられない。
- 5. 上記以外に考慮すべき要因はないものとする。

延長オプションを含むか否かの判断

- (1) 契約期間は1年であるが、借地借家法により、貸手は、正当な事由があると認められる 場合でなければ、更新の拒絶の通知を行うことができない。
- (2) 前提条件4より、B社が更新を拒絶する正当な事由があると認められるとは考えられないとされており、A社は、借地借家法を根拠として、契約期間である1年を超える期間について借手のリース期間を決定するための延長オプションを有すると判断した。
- (3) A 社は、借手のリース期間を決定するにあたっては、解約不能期間である3か月を超えて、借手が行使することが合理的に確実であるリースの延長オプションの対象期間及び借手が行使しないことが合理的に確実であるリースの解約オプションの対象期間を考慮することとなる(会計基準第29項)。
- (4) <u>A 社が延長オプションを行使すること又は解約オプションを行使しないことが合理的に</u> 確実であるかどうかの判断は、すべての事実及び状況を考慮した判断が必要となる([設 例 8-2] から [設例 8-5])。

[設例 8-2] 普通借地契約(建物の物理的使用可能期間を借手のリース期間とする場合)

前提条件

- 1. A社(借手)は、安定的に展開している X 事業における新店舗を出店するために、店舗 として使用する建物を建設するための土地について、B社(貸手)と賃貸借契約(普通 借地契約)を締結した。
- 2. A 社は、第5項に従って、当該契約がリースを含むと判断した。
- 3. 当該賃貸借契約の契約期間は40年である。ただし、A社が6か月前に解約の旨を通知すれば契約を解約できる。



- 4. A 社は、6 か月を超える期間について借手のリース期間を決定するための解約オプションを有すると判断した。
- 5. A 社は、建物の物理的使用可能期間を 20 年と見積っている。
- 6. A 社は、20 年後に同様の建物に建て替えることが可能であるが、建て替えの計画については、今後検討する予定である。
- 7. A 社の X 事業における店舗の平均賃借期間は 25 年である。
- 8. A社は、当該賃貸借契約の開始時点における事業計画において、X事業を20年間継続することを見込んでいる。X事業の収益は安定しているため、事業計画を達成する可能性は高いと考えている。
- 9. 新店舗の立地は、これまで X 事業を中心に展開してきた地域ではあるが、交通の便の良い繁華街であり、他の事業に容易に転用することができる。そのため、A 社は、店舗の収益が計画通りに上がらない場合、店舗の残りの物理的使用可能期間について転貸することを予定している。
- 10. A 社は、店舗として使用する建物への投資について3年間で回収できると見込んでいる。

借手のリース期間の決定

- (1) 賃貸借契約における解約不能期間は6か月であるが、前提条件4より、A社は、6か月を超える期間について借手のリース期間を決定するための解約オプションを有すると判断したため、借手のリース期間の決定にあたって、当該解約不能期間を超えて、借手が行使することが合理的に確実であるリースの延長オプションの対象期間及び借手が行使しないことが合理的に確実であるリースの解約オプションの対象期間を考慮することとなる(会計基準第29項)。
- (2) X 事業における他の店舗の平均賃借期間は 25 年であるが、新店舗で使用する建物の物理的使用可能期間は 20 年であり、物理的使用可能期間経過後の計画は今後検討する予定であるため、借手のリース期間は必ずしも 25 年とはならない。
- (3) X 事業が安定的に展開されていることから、建物の物理的使用可能期間である 20 年において X 事業が継続することを見込んでいることに加えて、X 事業が継続されない場合にも転貸が予定されていることから、建物の物理的使用可能期間である 20 年において建物を使用することが見込まれる。
- (4) 予想される投資の回収期間は、投資が順調であるか否かを判断するための指標として有用であると考えられるが、借手のリース期間の決定に直接的な影響を与えることはないと考えられる。
- (5) A 社は、リース開始日において、借手のリース期間として確実である6か月の解約不能期間を出発点として、解約不能期間を超えてリースを延長する経済的インセンティブを生じさせる要因を考慮し、オプションを行使することが合理的に確実である延長オプション又は行使しないことが合理的に確実である解約オプションの対象期間を決定する。本設例



の前提条件の内容に加え、A 社は、例えば次の要因を考慮する(本適用指針第15項参照)。

- ① 延長又は解約オプションの対象期間に係る契約条件(リース料、違約金、残価保証、 購入オプションなど)
- ② 大幅な賃借設備の改良の有無
- ③ リースの解約に関連して生じるコスト
- ④ 企業の事業内容に照らした原資産の重要性
- ⑤ 延長又は解約オプションの行使条件
- (6) A 社は、リース開始日において、6 か月の解約不能期間を出発点として、3 年という予想 投資回収期間、20 年という建物の物理的使用可能期間、25 年という他の店舗の平均賃借 期間、当該事業の安定性、建物の転貸可能性及び上記(5)に例示するその他の要因を含め た要因を自社の事業環境のもとで総合的に勘案して評価し、その期間までは解約しない可 能性が合理的に確実といえるまで高いが、その期間を超えると合理的に確実よりは解約し ない可能性が低下すると判断するその期間を借手のリース期間として決定する。
- (7) 本設例においては、現在の X 事業又は転貸により建物を物理的使用可能期間にわたって 使用する経済的インセンティブにより、A 社は、リース開始日において借手のリース期間 を 20 年まで解約しない可能性は合理的に確実といえるまで高いが、20 年を超えると解約 しない可能性が低下すると判断し、借手のリース期間を 20 年と決定する蓋然性が高いと 考えられる。

[設例 8-3] 普通借家契約(延長オプションを行使することが合理的に確実とはいえない場合)

前提条件

- 1. A 社(借手) は、B 社(貸手) とオフィス(建物) の賃貸借契約(普通借家契約)を締結した。
- 2. A 社は、第5項に従って、当該契約がリースを含むと判断した。
- 3. 当該賃貸借契約の契約期間は5年であり、A社は5年間の途中で当該契約を解約することはできない。A社は、5年が経過した後は、更新時の市場レートの賃貸料で当該契約を更新することができる。
- 4. A 社は、5 年を超える期間について借手のリース期間を決定するための延長オプションを有すると判断した。
- 5. A 社は、当該オフィスに対して重要な建物附属設備の設置は行わない。
- 6. 当該オフィスの立地は、現在の A 社の事業に適している。A 社は、過去に他の立地においてオフィスを 10 年間賃借していた経験を有する。
- 7. A 社は、この事業が 5 年後以降にどのように変化しているかを見通すことは難しいと考えている。

借手のリース期間の決定



- (1) 賃貸借契約における解約不能期間は5年であるが、前提条件4より、A社は、5年を超える期間について借手のリース期間を決定するための延長オプションを有すると判断したため、借手のリース期間の決定にあたって、当該解約不能期間を超えて、借手が行使することが合理的に確実であるリースの延長オプションの対象期間及び借手が行使しないことが合理的に確実であるリースの解約オプションの対象期間を考慮することとなる(会計基準第29項)。
- (2) A 社は、過去に他の立地においてオフィスを 10 年間賃借していた経験を有するが、この事業の5年後以降の変化を見通すことは難しいと考えていることから、借手のリース期間は必ずしも10年とはならない。
- (3) A 社は、リース開始日において、借手のリース期間として確実である5年の解約不能期間を出発点として、この事業の5年後以降の変化の見通し、10年という他の立地における賃借期間及び[設例8-2]の「借手のリース期間の決定」の(5)に例示するその他の要因 (本適用指針第15項参照)を含めた要因を自社の事業環境のもとで総合的に勘案して評価し、その期間までは延長する可能性が合理的に確実といえるまで高いが、その期間を超えると合理的に確実よりは延長する可能性が低下すると判断するその期間を借手のリース期間として決定する。
- (4) 本設例においては、解約不能期間を超えてリースの延長オプションを行使する経済的インセンティブを生じさせる事実と状況は存在しないため、合理的に確実である可能性で延長オプションを行使するとはいえないと判断する蓋然性が高いと考えられる。

[設例 8-4] 普通借地契約 (建物の物理的使用可能期間より短い期間を借手のリース期間とす る場合)

前提条件

- 1. A社(借手)は、これまで X 事業を展開していなかった地域において新規に出店することを決定し、店舗として使用する建物を建設するための土地について、B社(貸手)と賃貸借契約(普通借地契約)を締結した。
- 2. A 社は、第5項に従って、当該契約がリースを含むと判断した。
- 3. 当該賃貸借契約の契約期間は30年である。ただし、A社が6か月前に解約の旨を通知すれば契約を解約できる。
- 4. A 社は、6 か月を超える期間について借手のリース期間を決定するための解約オプションを有すると判断した。
- 5. A 社は、建物の物理的使用可能期間を 20 年と見積っている。
- 6. A 社がこれまで X 事業を行ってきた地域における店舗の平均賃借期間は 15 年である。 ただし、A 社は、初めて進出する地域についてこれまで同様に X 事業ができるかどうか については不確実性があると考えている。
- 7. A 社が新規に出店する地域は A 社にとって初めて進出する地域であり、X 事業が成功し



- なかった場合に当該建物を他の事業に転用することはできず、X事業からの撤退に合わせて当該建物を取り壊すことを予定している。
- 8. A社は、当該賃貸借契約の開始時点における事業計画において、X事業を10年間継続することを見込んでいるが、計画どおりに収益が上がらない場合には予定を早めて撤退することもあると考えている。
- 9. これまで X 事業を行ってきた地域では、3 年間で店舗として使用する建物に対する投資 を回収することができていた。しかし、今回の投資については、初めて進出する地域で あることも加味した上で、5 年間で投資を回収することが可能であると考えている。

借手のリース期間の決定

- (1) 賃貸借契約における解約不能期間は6か月であるが、前提条件4より、A社は、6か月を超える期間について借手のリース期間を決定するための解約オプションを有すると判断したため、借手のリース期間の決定にあたって、当該解約不能期間を超えて、借手が行使することが合理的に確実であるリースの延長オプションの対象期間及び借手が行使しないことが合理的に確実であるリースの解約オプションの対象期間を考慮することとなる(会計基準第29項)。
- (2) 建物の物理的使用可能期間は20年であるが、X事業が成功しなかった場合に、X事業からの撤退に合わせて建物を取り壊す予定であることから、借手のリース期間は必ずしも20年とはならない。
- (3) これまで X 事業を行ってきた地域における店舗の平均賃借期間は 15 年であるが、A 社が締結する賃貸借契約はこれまで X 事業を展開していなかった地域に出店する店舗に関連するものであることから、これよりも短い期間で契約を解約する可能性があると考えている。
- (4) 予想される投資の回収期間は、投資が順調であるか否かを判断するための指標として有用であると考えられるが、借手のリース期間の決定に直接的な影響を与えることはないと考えられる。
- (5) A 社は、事業計画においては X 事業を 10 年間継続することを見込んでいるものの、計画どおりに収益が上がらない場合には予定を早めて撤退することもあると考えていることから、借手のリース期間は必ずしも 10 年とはならない。
- (6) A社は、リース開始日において、借手のリース期間として確実である6か月の解約不能期間を出発点として、5年という予想投資回収期間、事業計画を10年とした理由や事業計画の実行可能性、15年という他地域の平均賃借期間や当該平均賃借期間と本リースとの関連性、20年という建物の物理的使用可能期間及び[設例8-2]の「借手のリース期間の決定」の(5)に例示するその他の要因(本適用指針第15項参照)を含めた要因を自社の事業環境のもとで総合的に勘案して評価し、その期間までは解約しない可能性が合理的に確実といえるまで高いが、その期間を超えると合理的に確実よりは解約しない可能性が低下



- すると判断するその期間を借手のリース期間として決定する。
- (7) 本設例においては、X事業について計画どおりに収益が上がらない場合、A社は10年を 超えない期間における早期の撤退も考慮しており、A社が借手のリース期間について10 年を超えると判断する蓋然性は低いと考えられる。

[設例 8-5] 普通借家契約(延長オプションを行使することが合理的に確実である場合)

前提条件

- 1. A社(借手)は、X事業の店舗として使用するため、B社(貸手)が保有する建物の店舗 用スペースについて、B社と賃貸借契約(普通借家契約)を締結した。
- 2. A社は、第5項に従って、当該契約がリースを含むと判断した。
- 3. 当該賃貸借契約の契約期間は1年であり、A社は1年間の途中で当該契約を解約することはできない。A社は、1年が経過した後は、更新時の市場レートの賃貸料で当該契約を更新することができる。
- 4. A 社は、1 年を超える期間について借手のリース期間を決定するための延長オプションを有すると判断した。
- 5. A 社は、当該賃貸借契約の開始時点における事業計画において、当該店舗で X 事業を少なくとも 2 年間は継続することとしている。
- 6. A社は、リース開始日において、当該店舗に対して重要な建物附属設備を設置する。A社は、当該建物附属設備の物理的使用可能期間を15年と見積っている。当該建物附属設備を取り外して再利用することは可能であるが、取り外しにはコストが生じることとなる。
- 7. 当該店舗の立地は、現在の A 社の X 事業にとって最良であり、同様の条件のスペースを探すことは難しい状況である。

借手のリース期間の決定

- (1) 賃貸借契約における解約不能期間は1年であるが、前提条件4より、A社は、1年を超える期間について借手のリース期間を決定するための延長オプションを有すると判断したため、借手のリース期間の決定にあたって、当該解約不能期間を超えて、借手が行使することが合理的に確実であるリースの延長オプションの対象期間及び借手が行使しないことが合理的に確実であるリースの解約オプションの対象期間を考慮することとなる(会計基準第29項)。
- (2) A 社は建物附属設備の物理的使用可能期間を 15 年と見積っており、取り外しにコストが生じるが、A 社は、賃貸借契約の開始時点における事業計画において、当該店舗において X 事業を少なくとも 2 年間継続することとしていることから、借手のリース期間は必ずしも 15 年とはならない。
- (3) 事業計画においては X 事業を少なくとも 2 年間継続することとしているが、店舗の立



地が X 事業に最良であるため、借手のリース期間は必ずしも2年に限定されない。

- (4) A 社は、リース開始日において、借手のリース期間として確実である1年の解約不能期間を出発点として、事業計画を2年とした理由、15年という建物附属設備の物理的使用可能期間、立地及び[設例 8-2]の「借手のリース期間の決定」の(5)に例示するその他の要因(本適用指針第15項参照)を含めた要因を自社の事業環境のもとで総合的に勘案して評価し、その期間までは延長する可能性が合理的に確実といえるまで高いが、その期間を超えると合理的に確実よりは延長する可能性が低下すると判断するその期間を借手のリース期間として決定する。
- (5) 本設例においては、A 社がリースを延長する経済的インセンティブが存在するため、A 社が借手のリース期間について1年を超えると判断する蓋然性は高いと考えられる。



皿. 借手及び貸手のリース

[設例 <u>49</u>] <u>借手のリース及び貸手の</u>所有権移転外ファイナンス・リース取引

[設例 9-1] リース料が当月末払いとなる場合

前提条件

- 1. 顧客(借手)及びサプライヤー(貸手)は、第5項に従って、契約はリースを含むと判断した。
- (1) 2.___所有権移転条項-__なし
- (2) 3. 割安購入選択権 なし
- (3) 4. リース物件原資産は特別仕様ではない。
- 5. リース開始日 X1年4月1日
- (4) 6. 借手及び貸手解約不能のリース期間 5年
- 7. 貸手は、製品又は商品を販売することを主たる事業としていない。
- (5) 8. 借手の見積貸手による原資産の現金購入価額-__48,000 千円(貸手のリース物件の 購入価額はこれと等しいが、借手において当該価額は明らかではないため、借手は貸手 の計算利子率を知り得ない。)
- (6) 9. リース料

月額- 1,000 千円 支払は毎月末

借手及び貸手のリース期間の月額リース料の総合計額- 60,000 千円

- (7) 10. リース物件原資産 (機械装置) の経済的耐用年数- 8年
- (8) 11. 借手の減価償却方法- 定額法(減価償却費は、四半期ごとに計上するものとする。)
- (9) <u>12.</u> 借手の追加借入利子率-_年 8% (ただし、借手は<u>、</u>貸手の計算利子率を知り得ない。)
- 13. 借手の付随費用 ゼロ
- (10)14. 貸手の見積残存価額は ゼロである。
- (11)15. リース取引開始日 X1 年 4 月 1 日、決算日- 3 月 31 日

1 借手の会計処理

- (1) ファイナンス・リース取引の判定借 手
 - ① 現在価値基準による判定

貸手の計算利子率を知り得ないため、借手の追加借入利子率である年 8%を用いてリース料総額を現在価値に割り引くと、

$$\frac{1,000}{(1+0.08\times1/12)} + \frac{1,000}{(1+0.08\times1/12)^2} + \dots + \frac{1,000}{(1+0.08\times1/12)^{60}}$$

$$= 49,318 + \square$$



- ----現在価値 49,318 千円/見積現金購入価額 48,000 千円 103% > 90%
 - ② 経済的耐用年数基準による判定

リース期間 5 年/経済的耐用年数 8 年 - 62.5% < 75%

したがって、①により、このリース取引はファイナンス・リース取引に該当する。

③ 所有権移転条項又は割安購入選択権がなく、またリース物件は特別仕様ではないため、 所有権移転ファイナンス・リース取引には該当しない。

①及び③により、このリース取引は所有権移転外ファイナンス・リース取引に該当する。

(2) 会計処理

① 利息相当額を利息法で会計処理する場合 (会計基準第34項及び本適用指針第2436項参照)

リース料総額の現在価値より借手の見積現金購入価額の方が低い額であるため、48,000 千円がリース資産及びリース債務の計上価額となる。この場合に、利息相当額の算定に必要な利子率の計算は次のとおりである。借手は貸手の計算利子率を知り得ないため、借手の追加借入利子率である年8%を用いて借手のリース料60,000千円を現在価値に割り引くと、次のとおり49,318千円がリース開始日におけるリース負債及び使用権資産の計上額となる(本適用指針第34項参照)。

=48,00049,318 千円

r=9.154%

リース債務負債の返済スケジュールは、「表 9-1-1]に示すのとおりである。

「表 9-1-1〕 (単位:千円) 口 返済日 前月末元本 返済合計 元本分 利息分 月末元本 数 1 X1. 4. 30 48,00049,318 1,000 634671 366329 47, 36648, 647 2 X1. 5. 31 47, 36648, 647 1,000 639675 361325 46, 72747, 972 3 46, 72747, 972 643681 357319 46, 08447, 291 X1. 6. 30 1,000 326292 42, 11843, 114 9 X1. 12. 31 42, 79243, 822 1,000 674708 322287 41, 44042, 401 10 X2. 1. 31 42, 11843, 114 1,000 678713 41, 44042, 401 684717 316283 40, 75641, 684 11 X2. 2. 28 1,000

ASBJ

口	返済日	前月末元本	返済合計	元本分	利息分	月末元本
数						
12	X2. 3. 31	4 0, 756 41, 684	1,000	689 722	311 278	40, 067 <u>40, 962</u>
	•	•	•	•	•	•
36	X4. 3. 31	22, 682	1,000	827	173	21, 855
:	•	:	:	:	:	:
57	X5. 12. 31	3, 925 <u>3, 934</u>	1,000	970 974	30 26	2, 955 <u>2, 960</u>
58	X6. 1. 31	2, 955 <u>2, 960</u>	1,000	978 980	22 20	1, 977 <u>1, 980</u>
59	X6. 2. 28	1, 977 <u>1, 980</u>	1,000	985 987	15 <u>13</u>	992 993
60	X6. 3. 31	992 993	1,000	992 993	<u>87</u>	_
	合 計	_	60,000	48, 00049, 318	12, 000 <u>10, 682</u>	_

(注)適用利率年 9.1548%。利息の計算は、月数割りによっている。

例えば、X1年4月30日返済合計の内訳と月末元本の計算は次のとおりである。

利息分 48,00049,318 千円×9.1548%×1 \underline{b} 月/12 \underline{b} 月=366329 千円

元本分 1,000 千円 - 366329 千円 = 634671 千円

月末元本 48,00049,318 千円-634671 千円=47,36648,647 千円

X1年4月1日 (リース取引開始日)

(単位:千円)

(借) リース使用権資産 48,00049,318 (貸) リース債務負債— 48,00049,318

X1年4月30日(第1回支払日)

(単位:千円)

(借) リース <u>債務</u> 負債 (*1)	634 <u>671</u>	(貸)	現金預金	1,000
支払利息(*1)	366 329			

(*1) リース<u>債務負債</u>の元本返済額及び支払利息は、[表 <u>9-</u>1-1]より。

X1年6月30日(第3回支払日・第1四半期決算日)

(単位:千円)

(借)	リース <u>債務</u> 負債(*	643 <u>681</u>	(貸)	現金預金	1,000
	2)	357 319			
(借)	支払利息 (*2)	2, 400 <u>2, 466</u>	(貸)	減価償却累計額	2, 400 <u>2, 466</u>
	減価償却費(*3)				

(*2) リース債務負債の元本返済額及び支払利息は、[表 9-1-1]より。



(*3) 減価償却費は、<u>借手の</u>リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして計算する (リース会計基準第 1236 項)。

48,00049,318 千円×1 年/5 年×3 か月/12 か月=2,4002,466 千円

X2 年 3 月 31 日 (第 12 回支払日·決算日)

 (借)
 リース債務負債(*4)
 689722
 (貸)
 現金預金
 1,000

 支払利息(*4)
 (借)
 減価償却費(*5)
 311278
 (貸)
 減価償却累計額
 2,4002,466

- (*4) リース債務負債の元本返済額及び支払利息は、[表 9-1-1]より。
- (*5) 減価償却費は、<u>借手の</u>リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして計算する。 $\frac{48,00049}{318}$ 千円×1年/5年×3か月/12か月= $\frac{2,400}{2}$,466千円

以後も同様な会計処理を行う。

X6年3月31日(最終回の支払とリース物件原資産の返却)

 (借)
 リース債務負債
 993992
 (貸)
 現金預金
 1,000

 (*6)
 (株)
 支払利息(*6)
 78
 (貸)
 減価償却累計額
 2,4662,400

 (借)
 減価償却費(*7)
 2,4662,400
 (貸)
 リース使用権資産
 49,31848,000

 減価償却累計額
 49,31848,000

- (*6) リース債務負債の元本返済額及び支払利息は、[表 9-1-1]より。
- (*7) 減価償却費は、<u>借手の</u>リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして計算する。 $\frac{48,00049,318}{49,318}$ 千円×1年/5年×3<u>か</u>月/12<u>か</u>月=2,4002,466</u>千円
- ② <u>借手の</u>リース料総額から利息相当額の合理的な見積額を控除しないで会計処理する場合(<u>本適用指針</u>第3137項(1)参照)
- X1年4月1日 (リース取引開始日)

(単位:千円)

(借) リース使用権資産(*1) 60,000 (貸) リース債務負債 (*1) 60,000

(*1) リース使用権資産及びリース債務負債は、借手のリース料総額で計上する。

X1年4月30日(第1回支払日)

ASBJ

(単位:千円)

	(借)	リース 債務 負債	1,000	(貸)	現金預金	1,00	00
--	-----	----------------------	-------	-----	------	------	----

X1年6月30日(第3回支払日・第1四半期決算日)

(単位:千円)

(借)	リース <u>債務負債</u>	1, 000	(貸)	現金預金	1,000
(借)	減価償却費 (*2)	3,000	(貸)	減価償却費累計額	3,000

(*2) 減価償却費は、<u>借手の</u>リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして計算する。 60,000 千円×1 年/5 年×3 か月/12 か月=3,000 千円

X2 年 3 月 31 日 (第 12 回支払日·決算日)

(単位:千円)

(借)	リース <u>債務</u> 負債	1,000	(貸)	現金預金	1,000
(借)	減価償却費(*3)	3,000	(貸)	減価償却累計額	3,000

(*3) 減価償却費は、<u>借手の</u>リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして計算する。 60,000 千円×1 年/5 年×3 か月/12 か月=3,000 千円

以後も同様な会計処理を行う。

X6年3月31日(最終回の支払と原資産リース物件の返却)

(単位:千円)

					_ (== ! 1 4/
(借)	リース <u>債務</u> 負債	1,000	(貸)	現金預金	1,000
(借)	減価償却費(*4)	3,000	(貸)	減価償却累計額	3,000
(借)	減価償却累計額	60,000	(貸)	リース 使用権資産	60,000

- (*4) 減価償却費は、<u>借手の</u>リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして計算する。 60,000 千円×1 年/5 年×3 <u>か</u>月/12 <u>か</u>月=3,000 千円
- ③ 利息相当額の総額を<u>借手の</u>リース期間中の各期にわたり定額で配分する場合(<u>本適用指</u> 針第 3137 項(2)参照)

X1年4月1日 (リース取引開始日)

(単位:千円)

(借)	リース使用権資産	48, 000 <u>49, 318</u>	(貸)	リース <u>債務負債</u>	48, 000 <u>49, 318</u>
	(*1)			(*1)	

(*1) リース開始日におけるリース負債及び使用権資産の計上額は、①の利息相当額を利息法で会計処理する場合の X1 年 4 月 1 日 (リース開始日) の仕訳と同じ。

ASBJ

X1年4月30日(第1回支払日)

(単位:千円)

(借)リース債務負債(*23)800822
支払利息(*42)(貸)現金預金1,000

(* $\frac{12}{12}$) 支払利息は、利息相当額の総額 $\frac{12,000}{10,682}$ 千円を、<u>借手の</u>リース期間中の各期 にわたり定額で配分する。<u>利息相当額の総額 10,682 千円は、[表 9-1-1]より。</u> $\frac{12,000}{10,682}$ 千円×1 年/5 年×1 か月/12 か月 = $\frac{200}{178}$ 千円

(*23) 1,000 千円-200178 千円=800822 千円

X1年6月30日(第3回支払日・第1四半期決算日)

 (借)
 リース債務負債(*
 800822
 (貸) 現金預金
 1,000

 45)
 (賃) 減価償却累計額
 2,4002,466

 減価償却費(*56)
 2,4002,466

- (*34) $\frac{12,000}{10,682}$ 千円×1年/5年×1か月/12か月= $\frac{200}{178}$ 千円
- (*45) 1,000 千円-200178 千円=800822 千円
- (*56)減価償却費は、<u>借手の</u>リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして計算する。 48,00049,318 千円×1 年/5 年×3 か月/12 か月= $\frac{2,400}{2}$,466 千円

X2 年 3 月 31 日 (第 12 回支払日·決算日)

 (借)
 リース債務負債(*
 800822
 (貸)
 現金預金
 1,000

 78)
 (貸)
 減価償却累計額
 2,4002,466

- (*67) $\frac{12,000}{10,682}$ 千円×1年/5年×1か月/12か月= $\frac{200}{178}$ 千円
- (*78) 1,000 千円-200178千円=800822千円

減価償却費(*89) 2,4002,466

(*89)減価償却費は、<u>借手の</u>リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして計算する。 48,00049,318千円×1年/5年×3<u>か</u>月/12<u>か</u>月= $\frac{2,4002,466}{1}$ 千円

以後も同様な会計処理を行う。

X6年3月31日(最終回の支払と<u>原資産</u>リース物件</u>の返却)

(単位:千円)



(借)	リース <u>債務</u> 負債(*	800 <u>822</u>	(貸)	現金預金	1,000
	10 11)				
	支払利息(* <u>910</u>)	200 178			
(借)	減価償却費 (* 11 <u>12</u>)	2, 400 <u>2, 466</u>	(貸)	減価償却累計額	2, 400 <u>2, 466</u>
(借)	減価償却累計額	48,000	(貸)	リース 使用権資産	48,000

(*910) $\frac{12,000}{10,682}$ 千円×1年/5年×1か月/12か月= $\frac{200}{178}$ 千円

(*1011) 1,000 千円-200178 千円=800822 千円

(*1112) 減価償却費は、<u>借手の</u>リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして計算する。

48,00049,318 千円×1 年/5 年×3 か月/12 か月=2,4002,466 千円

2 貸手の会計処理

(2) 貸 手

(1) ファイナンス・リース取引の判定

① リースの分類

ア. 現在価値基準による判定 (本適用指針第58項(1)参照)

貸手のリース料総額を現在価値に割り引く利率は、貸手のリース料総額の現在価値と見積残存価額の合計額が、リース物件当該原資産の現金購入価額と等しくなるような貸手の計算利子率であるがによること(本適用指針第62項参照)になるが、見積残存価額がゼロであり、現金購入価額が48,000千円であることから年9.154%となる([表9-1-2] 及び②ア.参照で元本と利息を区分する際に使用した利率と同一である。)。リース物件原資産の見積残存価額がゼロであるため、貸手のリース料総額を年9.154%で割り引いた現在価値48,000千円は、貸手の現金購入価額48,000千円と等しいくなる。

現在価値 48,000 千円/現金購入価額 48,000 千円=100% \geq \geq 90%

したがって、このリースはファイナンス・リースに該当する。

<u>イ.</u> ② 経済的耐用年数基準による判定<u>(本適用指針第58項(2)参照)</u>

<u>このリースは、①により、ファイナンス・リースに該当すると判断されたため、経済的</u> 耐用年数基準による判定は不要となる。なお、経済的耐用年数基準による判定を必要とす る場合の計算結果は次のとおりとなる。

<u>貸手の</u>リース期間 5年/経済的耐用年数 8年=62.5%<75%

したがって、①により、このリース取引はファイナンス・リース取引に該当する。

<u>ウ.</u> ③ ファイナンス・リースの分類

所有権移転条項又は割安購入選択権がなく、またリース物件原資産は特別仕様ではないため、所有権移転ファイナンス・リース取引には該当しない(本適用指針第66項参照)。

したがって、①ア及び②ウにより、このリース取引は所有権移転外ファイナンス・リース取



引に該当する。

② (2)会計処理

ア. ① 利息相当額を利息法で会計処理する場合(本適用指針第5369項参照)

リース投資資産の回収スケジュールは、「表 1-1]と同じである。

貸手の計算利子率は、現在価値の算定を行うにあたって用いられる利率である(本適用指針第62項参照)。

$$\frac{1,000}{(1+r\times1/12)} + \frac{1,000}{(1+r\times1/12)^2} + \cdots + \frac{1,000}{(1+r\times1/12)^{60}}$$
=48,000 千円

r=9.154%

リース投資資産の回収スケジュールは、[表 9-1-2]のとおりと同じである。

(単位:千円) [表 9-1-2] 回数 回収日 前月末元本 回収合計 元本分 利息分 月末元本 1 X1. 4. 30 48,000 1,000 634 366 47, 366 <u>6</u>39 X1. 5. 31 46,727 47, 366 1,000 361 357 3 X1. 6. 30 46, 727 1,000 643 46,084 X1. 12. 31 9 42, 792 1,000 674 326 42, 118 X2. 1. 31 42, 118 1,000 678 322 41, 440 10 X2. 2. 28 41, 440 1,000 684 316 40,756 11 X2. 3. 31 40,756 1,000 689 40,067 12 311 827 36 X4. 3. 31 22, 682 1,000 173 21,855 57 X5. 12. 31 3,925 1,000 970 30 2,955 2,955 22 58 X6. 1. 31 1,000 978 1,977 X6. 2. 28 1,977 1,000 985 15 992 59 60 X6. 3. 31 992 1,000 992 8 合 計 60,000 48,000 12,000

(注) 適用利率年9.154%。利息の計算は、月数割りによっている。

[第1法]リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法 (第 51 項(1)参照) X1 年 4 月 1 日 (リース取引開始日)



(借)	リース投資資産 (*1)	60, 000	(貸)	売上高 (*1)	60,000
(借)	売上原価(*2)	48,000	(貸)	買掛金	48,000

(*1) 売上高及びリース投資資産は、リース料総額で計上する。

(*2) 売上原価は、リース物件の購入価額で計上する。

X1 年 4 月 30 日 (第 1 回回収日)

(借)	現金預金	1.000	(貸)	川ニッセ次次帝	$\frac{1,000}{1}$
1 (11)	·元亚/貝亚	1,000	\ 貝/	ナーク投具具性	1, 000

X1年6月30日(第3回回収日·第1四半期決算日)

(借)	現金預金	1,000	(貸)	リース投資資産	1,000
(借)	繰延リース利益繰入	10, 916	(貸)	繰延リース利益 (B/S)	10, 916
	(P/L) (*3)			-(*3)-	

- (*3) 利息相当額の総額 12,000 千円のうち当四半期に対応する利息相当額 1,084 千円を差し引いた 10,916 千円を繰延リース利益 (B/S) として繰り延べる (上記の住訳の結果、第 2 法、第 3 法と利益計上額が同様となる。)。

当四半期に対応する利息相当額-366 千円+361 千円+357 千円-1,084 千円 繰延リース利益 (B/S) -利息相当額の総額 12,000 千円-当四半期に対応する利息相 当額 1,084 千円-10,916 千円

なお、繰延リース利益 (B/S) はリース投資資産と相殺して表示する。

X2 年 3 月 31 日 (第 12 回回収目・決算日)

(借)	現金預金	1,000	(貸)	リース投資資産	1,000
(借)	繰延リース利益 (B/S)	949	(貸)	繰延リース利益繰入	949
	(*4)			<u>(P/L) (*4)</u>	

(*4) 当四半期に対応する利息相当額-322 千円+316 千円+311 千円-949 千円 リース取引開始事業年度の第 1 四半期決算目に繰り入れた繰延リース利益に係る戻 入れは、リース取引開始事業年度については、繰延リース利益繰入のマイナス、翌 事業年度以降については、繰延リース利益戻入益として処理するものと考えられる。

以後も同様な会計処理を行う。

- X6 年 3 月 31 日 (最終回の回収とリース物件の受領)

(借)	現金預金	1,000	(貸)	リース投資資産	1,000
(借)	繰延リース利益 (B/S)	45	(貸)	繰延リース利益戻入益	45
	-(*5)-			<u>(P/L) (*5)</u>	



- (*5) 当四半期に対応する利息相当額-22千円+15千円+8千円-45千円

[第2法]リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法(第51項(2)参照)

X1年4月1日 (リース取引開始日)

(/共)	リース投資資産(*1)	48 000	(貸)	買掛金	48,000
THE	7 八队员员注(11)	10, 000	(具)	MIN W	10,000

-(*1) リース投資資産は、リース物件の購入価額で計上する。

X1 年 4 月 30 目 (第 1 回回収目)

(借) 現金預金	1,000	(貸)	売上高	1,000
(借) 売上原価 (*2)	- 634	(貸)	リース投資資産	634

- (*2) 受取リース料から利息相当額 366 千円を差し引いた額をリース物件の売上原価として処理する。

X1年6月30日(第3回回収目·第1四半期決算目)

(借)	現金預金	1, 000	(貸)	売上高	1,000
(借)	- 売上原価	643	(貸)	リース投資資産	643

- X2 年 3 月 31 日 (第 12 回回収日 · 決算日)

	現金預金	1,000	(貸)	売上高	1,000
(借)	売上原価	689	(貸)	リース投資資産	689

以後も同様な会計処理を行う。

X6年3月31日(最終回の回収とリース物件の受領)

(借)	現金預金	1,000	(貸)	売上高	1,000
(借)	売上原価	992	(貸)	リース投資資産	992



[第3法] 売上高を計上せずに利息相当額を各期へ配分する方法 (第51項(3)参照)—X1年4月1日 (リース取引開始日)

(単位:千円)

(借) リース投資資産 (*1) 48,000 (貸) 買掛金 48,000

(*1) リース投資資産は、リース物件<u>原資産</u>の<u>現金</u>購入価額で計上する<u>(本適用指針第 68</u> 項(1)参照)。

X1年4月30日(第1回回収日)

(単位:千円)

(借)	現金預金	1,000	(貸)	リース投資資産 (*2)	634
				受取利息(*2)	366

(*2) 受取リース料から利息相当額を差し引いた額がリース投資資産の回収額となる<u>(本</u>適用指針第68項(2)参照)。

X1年6月30日(第3回回収日·第1四半期決算日)

					<u>(単位:十円)</u>
(借)	現金預金	1,000	(貸)	リース投資資産	643
				受取利息	357

X2 年 3 月 31 日 (第 12 回回収日·決算日)

					<u>(単位:十円)</u>
(借)	現金預金	1,000	(貸)	リース投資資産	689
				受取利息	311

以後も同様な会計処理を行う。

X6年3月31日(最終回の回収)

			(単位:千円)
(借)	現金預金	1,000 (貸) リース投資資産	992
		受取利息	8

<u>イ.</u> 利息相当額の総額を<u>貸手の</u>リース期間中にわたり定額で配分する場合(<u>本適用指針</u>第 5970 項参照)

「第1法」リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法(第51項(1)参照)

X1年4月1日 (リース取引開始日)

(借) リース投資資産 (*1) 60,000 (貸) 売上高 (*1) 60,000



(借) 売上原価 (*2) 48,000 (貸) 買掛金 48,000

(*1) 売上高及びリース投資資産は、リース料総額で計上する。

- (*2) 売上原価は、リース物件の購入価額で計上する。

X1 年 4 月 30 日 (第 1 回回収日)

(借) 現金預金	1,000	(貸) リース投資資産	1,000
----------	------------------	-------------	-------

X1年6月30日(第3回回収日·第1四半期決算日)

(借)	現金預金	1,000	(貸)	リース投資資産	1,000
(借)	繰延リース利益繰入	11, 400	(貸)	繰延リース利益 (B/S)	11, 400
	<u>(P/L) (*3)</u>			(*3)	

(*3) 当四半期に対応する利息相当額=12,000 千円×1 年/5 年×3 月/12 月=600 千円
 繰延リース利益(B/S)=利息相当額の総額 12,000 千円-当四半期に対応する利息相当額 600 千円-11,400 千円

利息相当額の総額 12,000 千円のうち当四半期に対応する利息相当額 600 千円を差し引いた 11,400 千円を繰延リース利益 (B/S) として繰り延べる (上記の仕訳の結果、第 2 法、第 3 法と利益計上額が同様となる。)。

なお、繰延リース利益 (B/S) はリース投資資産と相殺して表示する。

X2 年 3 月 31 目 (第 12 回回収目·決算目)

(借)	現金預金	1,000	(貸)	リース投資資産	1,000
(借)	繰延リース利益 (B/S)	600	(貸)	繰延リース利益繰入	600
	(*4)			(P/L) (*4)	

- (*4) 当四半期に対応する利息相当額-12,000 千円×1 年/5 年×3 月/12 月-600 千円 リース取引開始事業年度の第 1 四半期決算日に繰り入れた繰延リース利益に係る戻 入れは、リース取引開始事業年度については、繰延リース利益繰入のマイナス、翌 事業年度以降については、繰延リース利益戻入益として処理するものと考えられる。

以後も同様な会計処理を行う。

- X6 年 3 月 31 日 (最終回の回収とリース物件の受領)-

(借)	現金預金	1,000	(貸)	リース投資資産	1,000
(借)	繰延リース利益 (B/S)	600	(貸)	繰延リース利益戻入益	600
	(*5)			<u>(P/L) (*5)</u>	

- (*5) 当四半期に対応する利息相当額-12,000 千円×1 年/5 年×3 月/12 月-600 千円



「第2法」リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法(第51項(2)参照)

X1 年 4 月 1 日 (リース取引開始日)

(/出)	リース投資資産(*1)	48 000	(貸) 買掛金	48,000
(III)	フーバ以貝貝/庄(* 1/	10, 000	(貝) 貝田亚	10,000

(*1) リース投資資産は、リース物件の購入価額で計上する。

X1 年 4 月 30 日 (第 1 回回収日)

(借)	現金預金	1,000	(貸)	売上高	1, 000
(借)	売上原価(*2)	800	(貸)	リース投資資産	800

(*2) 受取リース料から利息相当額を差し引いた額をリース物件の売上原価として処理する。

利息相当額=12,000 千円×1 年/5 年×1 月/12 月=200 千円

1,000 千円 −200 千円 −800 千円

X1年6月30日(第3回回収目·第1四半期決算日)

(借)	現金預金	1, 000	(貸)	売上高	1,000
(借)	売上原価	800	(貸)	リース投資資産	800

X2 年 3 月 31 目 (第 12 回回収目・決算目)

(借) 現金預金	1,000	(貸)	売上高	1,000
(借) 売上原価	800	(貸)	リース投資資産	800

以後も同様な会計処理を行う。

X6年3月31日 (最終回の回収とリース物件の受領)

(借)	現金預金	1,000	(貸)	売上高	1,000
(借)	売上原価	800	(貸)	リース投資資産	800

[第3法] 売上高を計上せずに利息相当額<u>の総額</u>を各期へ<u>貸手のリース期間中にわたり定額</u>で配分する方法(本適用指針第5170項(3)参照)

X1年4月1日 (リース取引開始日)

(単位:千円)

(借)	リース投資資産 (*1)	48,000	(貸)	買掛金	48,000
-----	--------------	--------	-----	-----	--------

(*1) リース投資資産は、リース物件原資産の<u>現金</u>購入価額で計上する<u>(本適用指針第 68 項(1)参照)</u>。

ASBJ

X1年4月30日(第1回回収日)

(単位:千円)

(借) 現金預金1,000(貸) リース投資資産(*2)800受取利息(*2)200

(*2) 受取リース料から利息相当額を差し引いた額がリース投資資産の回収額となる<u>(本</u>適用指針第68項(2)参照)。

利息相当額=12,000 千円×1 年/5 年×1 か月/12 か月=200 千円

リース投資資産=1,000千円-200千円=800千円

X1年6月30日(第3回回収日·第1四半期決算日)

(借) 現金預金1,000(貸) リース投資資産800受取利息200

X2年3月31日(第12回回収日・決算日)

 (借) 現金預金
 1,000
 (貸) リース投資資産
 800

 受取利息
 200

以後も同様な会計処理を行う。

X6年3月31日(最終回の回収)

					<u>(単位:十円)</u>
(借)	現金預金	1, 000	(貸)	リース投資資産	800
				受取利息	200

ウ. 3-中途解約の場合 (本適用指針第73項参照)

前提条件

本設例の前提条件に追加して、次の前提条件を置く。

- (1)1. X4年3月31日に、リース契約が中途解約された。これに伴い、借手は貸手に対し規定損害金23,000千円を支払うことになった。
- (1) 借手の会計処理(第30項参照)

X4年3月31日



(借)	リース債務 (*1)	827	(貸)	現金預金	1,000
	<u> 支払利息 (*1)</u>	173			
(借)	減価償却費 (*2)	2, 400	(貸)	減価償却累計額	2, 400

- (*1) リース債務の元本返済額及び支払利息は、[表 1-1]より。
- (*2) 減価償却費は、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして計算する(リース会計基準第12項)。
- 48,000 千円×1 年/5 年×3 月/12 月=2,400 千円

(借)	減価償却累計額(*3)	28, 800	(貸)	リース資産	48	, 000
	リース資産除却損 (*4)	19, 200				

- (*3) 減価償却累計額 48,000 千円×1 年/5 年×3 (3 年間: X1. 4. 1~X4. 3. 31) = 28,800 千円
- (*4) リース資産除却損 48,000 千円-28,800 千円-19,200 千円

(借)	リース債務 (*5)	21, 855	(貸)	現金預金	23, 000
	リース債務解約損 (*6)	1, 145			

- (*5) [表 1-1] より。
- (*6) リース債務未払残高と規定損害金との差額を、支払額の確定時における損益として 処理する。

23,000 千円-21,855 千円-1,145 千円

なお、リース資産除却損とリース債務解約損は、「リース解約損」等の科目で損益計算書 上合算して表示することができる。

(2) 貸手の会計処理

第2法による会計処理を示すこととする(第58項(2)参照)。

X4年3月31日

(借)	現金預金	1,000	(貸)	売上高	1,000
(借)	売上原価	827	(貸)	リース投資資産	827

(借)	現金預金	23, 000	(貸)	売上高(*1)	23, 000
(借)	貯蔵品	21,855	(貸)	リース投資資産 (*1)	21,855
(借)	売上原価(*1)	21, 855	(貸)	貯蔵品	21, 855

-(*1) 規定損害金については売上高として処理し、中途解約時のリース投資資産残高を売上原価として計上する。

X4年3月31日(第36回の回収と中途解約)



(単位:千円)

(借) 現金預金	1,000	(貸)	リース投資資産	<u>827</u>
			受取利息	<u>173</u>

(借)現金預金23,000(貸)リース投資資産21,855解約益(*1)1,145

(*1) リース投資資産残高と規定損害金との差額を、受取額の確定時における損益として 処理する(本適用指針第73項参照)。

解約益=23,000 千円-21,855 千円=1,145 千円

[設例 9-2] 4-リース料が前払い又は後払いとなる場合

前提条件

1. 支払日

前払いの場合 当月分を前月末に支払

後払いの場合 当月分を翌月初に支払

2. その他の条件は[設例 9-1]と同一とし、利息相当額は利息法で会計処理する。

会計処理

- (1) 借手の会計処理
 - ① ファイナンス・リース取引の判定

当月分を前月末に支払う場合(前払いの1つの例)及び当月分を翌月初に支払う場合(後払いの1つの例)について、借手の追加借入利子率年8%を用いて現在価値によるファイナンス・リース取引の判定を行うと次のようになる(ただし、月末と月初の1日の差は計算上無視する。)。

アー前払いの場合

$$\frac{1,000}{(1+0.08\times1/12)} + \dots + \frac{1,000}{(1+0.08\times1/12)^{59}}$$

-49,647 千円

イ 後払いの場合

$$\frac{1,000}{-(1+0.08\times1/12)} + \frac{1,000}{(1+0.08\times1/12)^2} + \cdots + \frac{1,000}{(1+0.08\times1/12)^{60}}$$

$$-49,318 \neq \square$$

これらの場合は、リース料総額の現在価値が借手の見積現金購入価額(48,000 千円)の 90%以上であるため、ファイナンス・リース取引に該当する。

さらに、所有権移転条項又は割安購入選択権がなく、またリース物件は特別仕様ではない



ため、所有権移転ファイナンス・リース取引には該当しない。 したがって、これらのリース取引は所有権移転外ファイナンス・リース取引に該当する。

② 会計処理

ア① 前払いの場合

当月分を前月末に支払う場合(前払いの1つの例)について、借手の追加借入利子率である年8%を用いて借手のリース料60,000千円を現在価値に割り引くと、次のとおり49,647千円がリース開始日におけるリース負債及び使用権資産の計上額となる(ただし、計算の便宜のため、月末と月初の1日の違いについて利息計算上無視する。)。

<u>借手の</u>リース料の支払が前払いとなる場合のリース<u>債務負債</u>の返済スケジュールは、 [表 $\frac{1-29}{2}$ -2-1] のとおりである。

[表 1-29-2-1] (単位:千円)

口	返済日	前回支払後元	返済合計	元本分	利息分	支払後元本
数		本				
1	X1. 4. 1	4 8, 000 49, 647	1,000	1,000	_	47, 000 <u>48, 647</u>
2	X1. 4. 30	47, 000 <u>48, 647</u>	1,000	628 675	372 325	46, 372 <u>47, 972</u>
3	X1. 5. 31	46, 372 <u>47, 972</u>	1,000	633 681	367 319	45, 739 <u>47, 291</u>
4	X1. 6. 30	45, 739 <u>47, 291</u>	1,000	638 <u>684</u>	362 <u>316</u>	45, 100 <u>46, 607</u>
:	:	:	:	:	:	:
10	X1. 12. 31	41, 833 <u>43, 114</u>	1,000	669 713	331 287	41, 164 <u>42, 401</u>
11	X2. 1. 31	41, 164 <u>42, 401</u>	1,000	675 717	325 283	40, 48941, 684
12	X2. 2. 28	40, 489 <u>41, 684</u>	1,000	679 722	321 278	39, 810 <u>40, 962</u>
13	X2. 3. 31	39, 810 <u>40, 962</u>	1,000	685 727	315 273	39, 125 <u>40, 235</u>
:	:	:	:	:	:	:
58	X5. 12. 31	2, 953 2, 960	1,000	976 980	24 20	1, 977 <u>1, 980</u>
59	X6. 1. 31	1, 977 <u>1, 980</u>	1,000	985 987	15 <u>13</u>	992 993
60	X6. 2. 28	992 993	1,000	992 993	8 7	
	X6. 3. 31				_	_
	合 計	_	60,000	48, 000 <u>49, 647</u>	12, 000 <u>10, 353</u>	_

⁽注)適用利率年89.492%。利息の計算は、月数割りによっている。



X1年4月1日 (リース取引開始日・第1回支払日)

(単位:千円)

(借)	リース使用権資産	48, 000 <u>49, 647</u>	(貸)	リース <u>債務</u> 負債	48, 000 <u>49, 647</u>
(借)	リース <u>債務</u> 負債	1,000	(貸)	現金預金	1,000

X1年4月30日(第2回支払日)

(単位:千円)

						, ,
(借)	リース <u>債務</u> 負債	628 675	(貸)	現金預金	1,00	00
	支払利息	372 325				

X1年6月30日(第4回支払日・第1四半期決算日)

(単位:千円)

					() 32 () 1 4/
(借)	リース <u>債務</u> 負債	638 <u>684</u>	(貸)	現金預金	1,000
	支払利息	362 316			
(借)	減価償却費(*1)	2, 400 <u>2, 482</u>	(貸)	減価償却累計額	2, 400 <u>2, 482</u>

(*1) 48,00049,647 千円×1年/5年×3か月/12か月= $\frac{2,400}{2}$,482千円

以後も同様な会計処理を行う。

4② 後払いの場合

当月分を翌月初に支払う場合(後払いの1つの例)について、借手の追加借入利子率である年8%を用いて借手のリース料60,000千円を現在価値に割り引くと、次のとおり49,318千円がリース開始日におけるリース負債及び使用権資産の計上額となる(ただし、計算の便宜のため、月末と月初の1日の違いについて利息計算上無視する。)。

$$\frac{1,000}{\underbrace{(1+0.08\times1/12)}} + \underbrace{\frac{1,000}{(1+0.08\times1/12)^2}} + \underbrace{\cdots} + \underbrace{\frac{1,000}{(1+0.08\times1/12)^{60}}}$$
=49,318 千円

<u>借手の</u>リース料の支払が後払いとなる場合のリース<u>債務負債</u>の返済スケジュールは、 [表 $\frac{1-39-2-2}{2}$] のとおりである。

[表 1-39-2-2] (単位:千円)

回数	返済日	前回支払後元本	返済合計	元本分	利息分	支払後元本
1	X1. 5. 1	48, 000	1,000	634	366	47, 366
2	X1. 6. 1	47, 366	1,000	639	361	46, 727
3	X1. 7. 1	46, 727	1,000	643	357	46, 084
<u>:</u>	<u>.</u>	-				

ASBJ

回数	返済日	前回支払後元本	返済合計	元本分	利息分	支払後元本
9	X2. 1. 1	42, 792	1,000	674	326	42, 118
10	X2. 2. 1	42, 118	1,000	678	322	41, 440
11	X2. 3. 1	41, 440	1,000	684	316	40, 756
12	X2. 4. 1	40, 756	1,000	689	311	40, 067
=	<u></u>				<u>:</u>	
57	X6. 1. 1	3, 925	1,000	970	30	2, 955
58	X6. 2. 1	2, 955	1,000	978	22	1, 977
59	X6. 3. 1	1, 977	1,000	985	15	992
60	X6. 4. 1	992	1,000	992	8	_
	合計	_	60, 000	48,000	12, 000	_

回数	返済日	前回支払後元本	返済合計	<u>元本分</u>	<u>利息分</u>	支払後元本
<u>1</u>	<u>X1. 5. 1</u>	<u>49, 318</u>	<u>1,000</u>	<u>671</u>	<u>329</u>	<u>48, 647</u>
<u>2</u>	<u>X1. 6. 1</u>	<u>48, 647</u>	<u>1,000</u>	<u>675</u>	<u>325</u>	<u>47, 972</u>
<u>3</u>	<u>X1. 7. 1</u>	<u>47, 972</u>	<u>1, 000</u>	<u>681</u>	<u>319</u>	<u>47, 291</u>
<u>÷</u>	÷	<u></u>	<u></u>	<u></u>	<u></u>	<u> </u>
9	<u>X2. 1. 1</u>	43, 822	<u>1,000</u>	<u>708</u>	<u>292</u>	<u>43, 114</u>
<u>10</u>	<u>X2. 2. 1</u>	<u>43, 114</u>	<u>1, 000</u>	<u>713</u>	<u>287</u>	<u>42, 401</u>
<u>11</u>	<u>X2. 3. 1</u>	<u>42, 401</u>	<u>1,000</u>	<u>717</u>	<u>283</u>	<u>41, 684</u>
<u>12</u>	<u>X2. 4. 1</u>	<u>41, 684</u>	<u>1, 000</u>	<u>722</u>	<u>278</u>	<u>40, 962</u>
÷	÷	<u></u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>
<u>57</u>	<u>X6. 1. 1</u>	<u>3, 934</u>	<u>1,000</u>	<u>974</u>	<u>26</u>	<u>2, 960</u>
<u>58</u>	<u>X6. 2. 1</u>	<u>2, 960</u>	<u>1, 000</u>	<u>980</u>	<u>20</u>	<u>1, 980</u>
<u>59</u>	<u>X6. 3. 1</u>	<u>1, 980</u>	<u>1, 000</u>	<u>987</u>	<u>13</u>	<u>993</u>
<u>60</u>	<u>X6. 4. 1</u>	<u>993</u>	<u>1,000</u>	<u>993</u>	<u>7</u>	<u> </u>
	<u>合 計</u>	<u>_</u>	<u>60, 000</u>	<u>49, 318</u>	<u>10, 682</u>	

⁽注) 適用利率年 9.1548%。利息の計算は、月数割りによっている。

X1年4月1日 (リース取引開始日)

 (借) リース使用権資産 48,00049,318
 (貸) リース債務負債 48,00049,318

X1年5月1日(第1回支払日)

给ASBJ

(単位:千円)

 (借) リース債務負債 (*1) 634671 (貸) 現金預金
 1,000

 支払利息(*1)
 366329

(*1) リース債務の元本返済額及び支払利息は、「表 1-3]より。

X1年6月30日(第1四半期決算日)

(単位:千円)

(借)	支払利息(*2 <u>1</u>)	357 <u>319</u>	(貸)	未払利息(* <u>21</u>)	357 <u>319</u>
(借)	減価償却費(*	2, 400 2, 466	(貸)	減価償却累計額	2, 400 2, 466
	<u>32</u>)				

- (*2<u>1</u>) 支払日は未到来であるが、決算修正仕訳として、経過利息分([表 <u>1-39-2-2</u>]より。) を未払利息として計上する。
- (*32) 48,00049,318 千円×1 年/5 年×3 か月/12 か月= $\frac{2,400}{2}$,466 千円

X1年7月1日(第2四半期期首・第3回支払日)

 (借)
 未払利息(*43)
 357319
 (貸) 支払利息(*43)
 357319

 (借)
 リース債務負債
 643681
 (貸) 現金預金
 1,000

 (*5)
 支払利息-(*5)
 357319

(*43) 決算修正仕訳を洗い替える。

- (*5) リース債務の元本返済額及び支払利息は、[表 1-3]より。

以後も同様な会計処理を行う。

(2) 貸 手の会計処理

① ファイナンス・リース取引の判定分類

貸手の計算利子率は次のように算定される<u>(ただし、計算の便宜のため、月末と月初の1</u>日の違いについて利息計算上無視する。)。

ア 前払いの場合

$$1,000 + \frac{1,000}{(1+r \times 1/12)} + \cdots + \frac{1,000}{(1+r \times 1/12)^{59}}$$

=48,000 千円

r = 9.492%

イ 後払いの場合



r = 9.154%

(1+ r ×1/12) $(1+ r ×1/12)^2$ $(1+ r ×1/12)^{60}$ =48,000 千円

これらの場合は、上記の貸手の計算利子率で割り引いた<u>貸手の</u>リース料総額の現在価値 (48,000 千円) が、貸手の購入価額 (48,000 千円) の 90%以上であるため、ファイナンス・リース取引に該当する (第 58 項参照)。

さらに、所有権移転条項又は割安購入選択権がなく、また、<u>原資産リース物件</u>は特別仕様ではないため、所有権移転ファイナンス・リース取引には該当しない(第66項参照)。

したがって、これらのリース取引は所有権移転外ファイナンス・リース取引に該当する。 この場合、貸手は、リース物件原資産の購入価額 48,000 千円でリース投資資産を計上する。

② 会計処理

第2法による会計処理 (第51項(2)参照) を示すこととする。

ア 前払いの場合

貸手のリース料の支払が前払いとなる場合のリース投資資産の回収スケジュールは、 [表 $\frac{1-29}{2}$ -2-3]と同じのとおりである。

[表 9-2-3] (単位:千円) 回収日 回収後元本 回数 前回回収後元本 回収合計 元本分 利息分 X1. 4<u>. 1</u> 47,000 48,000 1,000 1,000 47,000 46, 372 2 X1. 4. 30 1,000 628 372 367 45, 739 3 X1. 5. 31 46, 372 1,000 633 X1.6.30 45, 739 1,000 639 361 45, 100 4 10 X1. 12. 31 41,833 1,000 669 331 41, 164 11 X2. 1. 31 41, 164 1,000 675 325 40, 489 X2. 2. 28 12 40, 489 1,000 679 321 39,810 X2. 3. 31 1,000 685 315 39, 125 13 39,810 1,977 58 X5. 12. 31 2,953 1,000 976 24 59 X6. 1. 31 1,977 1,000 985 15 992 60 X6. 2. 28 992 1,000 992 X6. 3. 31



回数	回収日	前回回収後元本	回収合計	<u>元本分</u>	利息分	回収後元本
	<u>合</u> 計	_	60,000	48,000	12,000	_

(注)適用利率年9.492%。利息の計算は、月数割りによっている。

X1年4月1日 (リース取引開始日・第1回回収日)

(単位:千円)

(借)	リース投資資産	48,000	(貸)	買掛金	48, 000
(借)	現金預金	1,000	(貸)	<u>売上高(*1)</u>	1,000
	売上原価(*1)	1,000		リース投資資産	1,000

- (*1) 受取リース料 1,000 千円を売上高とし、利息相当額は生じていないため、同額を売上原価として計上する。

X1年4月30日(第2回回収日)

(単位:千円)

					<u> </u>
(借)	現金預金	1,000	(貸)	売上高 (*2)	1,000
(借)	売上原価(*2)	628	(貸)	リース投資資産	628
				受取利息	<u>372</u>

- (*2) 受取リース料 1,000 千円を売上高とし、当該金額から利息相当額 372 千円を差し引いた金額 628 千円を売上原価として計上する。

X1 年 5 月 31 日 (第 3 回回収目)

(借)	現金預金	1,000	(貸)	売上高(*3)	1,000
(借)	売上原価(*3)	633	(貸)	リース投資資産	633

- (*3) 受取リース料 1,000 千円を売上高とし、当該金額から利息相当額 367 千円を差し引いた金額 633 千円を売上原価として計上する。

X1年6月30日(第4回回収日·第1四半期決算日)

(単位:千円)

(借)	現金預金	1,000	(貸)	売上高 (*4)	1,000
(借)	売上原価(*4)	638	(貸)	リース投資資産	<u>639</u> 638
				受取利息	<u>361</u>

(*4) 受取リース料 1,000 千円を売上高とし、当該金額から利息相当額 362 千円を差し引いた金額 638 千円を売上原価として計上する。

以後も同様な会計処理を行う。



X6年2月28日(最終回回収日)

(単位:千円)

(借)	現金預金	1,000	(貸)	売上高	1,000
(借)	売上原価	992	(貸)	リース投資資産	992
				受取利息	<u>8</u>

この回収で、元本は全<u>すべ</u>て回収されるため、X6 年 3 月は売上高受取利息は計上されないこととなる。

X6年3月31日(リース物件原資産の返却日)

仕訳なし

イ 後払いの場合

貸手のリース料の支払が後払いとなる場合のリース投資資産の回収スケジュールは、 [表 $\frac{1-39-2-4}{2}$] と同じのとおりである。

[表 1-39-2-4]

(単位:千円)

回数	回収日	前回回収後元本	回収合計	元本分		回収後元本
1	X1. 5. 1	48, 000	1,000	634	366	47, 366
<u>2</u>	X1. 6. 1	47, 366	1,000	639	361	46, 727
<u>3</u>	<u>X1. 7. 1</u>	46, 727	1,000	643	<u>357</u>	46, 084
+	-++	<u></u>	<u></u>	<u> </u>	<u></u>	
9	<u>X2. 1. 1</u>	42, 792	<u>1,000</u>	<u>674</u>	<u>326</u>	<u>42, 118</u>
<u>10</u>	<u>X2. 2. 1</u>	<u>42, 118</u>	<u>1,000</u>	<u>678</u>	<u>322</u>	41, 440
<u>11</u>	<u>X2. 3. 1</u>	41, 440	<u>1,000</u>	<u>684</u>	<u>316</u>	40,756
<u>12</u>	<u>X2. 4. 1</u>	<u>40, 756</u>	<u>1,000</u>	<u>689</u>	<u>311</u>	<u>40, 067</u>
÷	• † †	<u></u>	<u></u>	<u></u>	<u>:</u>	<u>:</u>
<u>57</u>	<u>X6. 1. 1</u>	<u>3, 925</u>	<u>1,000</u>	<u>970</u>	<u>30</u>	<u>2, 955</u>
<u>58</u>	<u>X6. 2. 1</u>	<u>2, 955</u>	<u>1,000</u>	<u>978</u>	<u>22</u>	<u>1, 977</u>
<u>59</u>	<u>X6. 3. 1</u>	<u>1, 977</u>	<u>1,000</u>	<u>985</u>	<u>15</u>	<u>992</u>
<u>60</u>	<u>X6. 4. 1</u>	<u>992</u>	<u>1,000</u>	<u>992</u>	<u>8</u>	_
	<u>合 計</u>	<u> </u>	<u>60, 000</u>	<u>48, 000</u>	<u>12, 000</u>	

(注)適用利率年9.154%。利息の計算は、月数割りによっている。

给ASBJ

X1年4月1日 (リース取引開始日)

(単位:千円)

(借) リース投資資産 48,000 (貸) 買掛金 48,000

X1年5月1日(第1回回収日)

(単位:千円)

(借)	現金預金	1,000	(貸) 売上高 (*1)	1,000
(借)	売上原価(*1)	634	(貸) リース投資資産	634
			受取利息	<u>366</u>

- (*1) 受取リース料 1,000 千円を売上高とし、当該金額から利息相当額 366 千円を差し引いた金額 634 千円を売上原価として計上する。

X1年6月1日(第2回回収日)

(単位:千円)

(借)	現金預金	1,000	(貸) 売上高 (*2)	1,000
(借)	売上原価(*2)	639	(貸) リース投資資産	639

- (*2) 受取リース料 1,000 千円を売上高とし、当該金額から利息相当額 361 千円を差し引いた金額 639 千円を売上原価として計上する。

X1年6月30日(第1四半期決算日)

(単位:千円)

(借) リース投資資産 <u>(*1)</u> 357	(貸) <u>売上高</u> 受取利息(*3 <u>1</u>) 357
-----------------------------	---------------------------------------

(*31) 決算修正仕訳として、第51項(1)及び(3)の方法と利益計上額が同額になるように、 X1年6月分の利息相当額を計上する。相手勘定科目は、ここでは、便宜的に、売上 高及びリース投資資産としている。

X1年7月1日 (第2四半期期首・第3回回収日)

(単位:千円)

(借)	<u>売上高</u> 受取利息 (*4 <u>2</u>)	357	(貸)	リース投資資産(*4 <u>2</u>)	357
(借)	現金預金	1,000	(貸)	売上高 (*5)	1,000
(借)	売上原価 (*5)	643	(貸)	リース投資資産	643
				受取利息	357

(*42) 決算修正仕訳を洗い替える。

- (*5) 受取リース料 1,000 千円を売上高とし、当該金額から利息相当額 643 千円を差し引いた金額 357 千円を売上原価として計上する。



以後も同様な会計処理を行う。

X6 年 3 月 1 日 (第 59 回回収日)

(単位: 千円)

(借)	現金預金	1,000	(貸) 売上高 (*5)	1,000
(借)	売上原価(*5)	985	(貸) リース投資資産	985

- (*5) 受取リース料 1,000 千円を売上高とし、当該金額から利息相当額 15 千円を差し引い た金額 985 千円を売上原価として計上する。

X6年3月31日(決算日)

(単位:千円)

(借) リース投資資産 (*3) 8 (貸) 売上高受取利息 (*63) 8

(*63) 決算修正仕訳として、第51項(1)及び(3)の方法と利益計上額が同額になるように、X6年3月分の利息相当額を計上する。相手勘定科目は、ここでは、便宜的に、売上高及びリース投資資産としている。

X6年4月1日(最終回回収日)

(単位:千円)

(借)	売上高 受取利息 (*7 <u>4</u>)	8	(貸)	リース投資資産 (*4)	8
(借)	現金預金	1,000	(貸)	売上高(*7)	1,000
(借)	売上原価(*7)	992	(貸)	リース投資資産	992
				受取利息	<u>8</u>

(*74) 決算修正仕訳を洗い替える。また、受取リース料 1,000 千円を売上高とし、当該金額から利息相当額 8 千円を差し引いた金額 992 千円を売上原価として計上する。



[設例 9-3] 5—貸手の見積残存価額がある場合

前提条件

- 1. <u>貸手による借手の原資産の</u>見積現金購入価額 50,000 千円 (貸手のリース物件の購入 価額はこれと等しいが、借手において当該価額は明らかではない<u>ため、借手は貸手の</u>計算利子率を知り得ない。)
- 2. 貸手の見積残存価額 4,000 千円 (借手による残価保証はない。)
- 3. その他の条件は<u>[設例 9-1] 1 及び 2</u> と同一とし、利息相当額は利息法で会計処理しているものとする。

会計処理

(1) 借 手のファイナンス・リース取引の判定と会計処理

借手の追加借入利子率である年8%を用いてリース料総額を現在価値に割り引くと、

$$\frac{1,000}{(1+0.08\times1/12)} + \frac{1,000}{(1+0.08\times1/12)^2} + \dots + \frac{1,000}{(1+0.08\times1/12)^{60}}$$

$$= 49.318 \pm \square$$

現在価値 49,318 千円/見積現金購入価額 50,000 千円 - 99% > 90%

したがって、このリースはファイナンス・リース取引に該当する。

さらに、所有権移転条項又は割安購入選択権がなく、またリース物件は特別仕様ではないため、所有権移転ファイナンス・リース取引には該当しない。

以上により、このリース取引は所有権移転外ファイナンス・リース取引に該当する。この場合、借手の見積現金購入価額よりリース料総額の現在価値の方が低い額であるため、49,318 千円がリース資産及びリース債務の計上価額となる。借手は、リース料総額の現在価値がリース取引開始日におけるリース資産(リース債務)の計上価額と等しくなる利率(この場合においては追加借入利子率である年 8%と等しい。)を適用利率としてリース債務の返済スケジュールを作成し、「設例 9-1](1)借手と同様な会計処理を行うことになる。

(2) 貸 手のファイナンス・リース取引の判定と会計処理

① リースの分類

貸手の計算利子率は次のように算定される。

$$\frac{1,000}{(1+r\times1/12)}$$
 + $\frac{1,000}{(1+r\times1/12)^2}$ + ····· + $\frac{(1,000+4,000)}{(1+r\times1/12)^{60}}$ = 50,000 千円

, , , , ,

r = 9.587%



この貸手の計算利子率を用いて<u>貸手の</u>リース料 60,000 千円総額を現在価値に割り引くと、

$$\frac{1,000}{(1+0.09587\times1/12)} + \frac{1,000}{(1+0.09587\times1/12)^2} + \cdots + \frac{1,000}{(1+0.09587\times1/12)^{60}}$$

=47,519 千円

現在価値 47,519 千円/現金購入価額 50,000 千円=95.0%→≥90%

したがって、このリース取引はファイナンス・リース取引に該当する(第58項参照)。

さらに、所有権移転条項又は割安購入選択権がなく、また、<u>原資産リース物件</u>は特別仕様ではないため、所有権移転ファイナンス・リース取引には該当しない(第66項参照)。

以上により、このリース取引は所有権移転外ファイナンス・リース取引に該当する。この場合、貸手は計算利子率年 9.587%を適用利率としてリース投資資産の回収スケジュールを作成し、[設例 9-1] (2) 貸手と同様な会計処理を行うことになる。

② 会計処理

この場合のリース投資資産の回収スケジュールは、[表 9-31-4] のとおりである。

[表 9-31-4] (単位:千円)

回数	回収日	前月末元本	回収合計	元本分	利息分	月末元本
1	X1. 4. 30	50,000	1,000	601	399	49, 399
2	X1. 5. 31	49, 399	1,000	605	395	48, 794
3	X1. 6. 30	48, 794	1,000	610	390	48, 184
4	X1. 7. 31	48, 184	1,000	615	385	47, 569
5	X1. 8. 31	47, 569	1,000	620	380	46, 949
6	X1. 9. 30	46, 949	1,000	625	375	46, 324
7	X1. 10. 31	46, 324	1,000	630	370	45, 694
8	X1. 11. 30	45, 694	1,000	635	365	45, 059
9	X1. 12. 31	45, 059	1,000	640	360	44, 419
10	X2. 1. 31	44, 419	1,000	645	355	43, 774
11	X2. 2. 28	43, 774	1,000	650	350	43, 124
12	X2. 3. 31	43, 124	1,000	656	344	42, 468
:	•	:	•	:	:	•
58	X6. 1. 31	6, 858	1,000	945	55	5, 913
59	X6. 2. 28	5, 913	1,000	953	47	4, 960
60	X6. 3. 31	4, 960	5,000	4, 960	40	_
	合 計	_	64,000	50,000	14, 000	_

⁽注)適用利率年9.587%。利息の計算は、月数割りによっている。

また、X6.3.31の回収額には、貸手の見積残存価額4,000千円が含まれている。



[第1法] リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法(第51項(1)参照)

X1年4月1日 (リース取引開始日)

(借)	リース投資資産 (*2)	60, 000	(貸)	売上高(*1)	60,000
(借)	売上原価(*3)	50, 000	(貸)	買掛金	50, 000
(借)	リース投資資産 (*2)	- 4 , 000	(貸)	売上原価(*3)	4,000

<u>(*1) 売上高は、リース料総額で計上する。</u>

- (*2) リース投資資産は、リース料総額と見積残存価額の合計額で計上する。

(*3) 売上原価は、リース物件の購入価額から見積残存価額を控除して算出する。

X6年3月31日 (最終回の回収とリース物件の受領)

(借)	現金預金	1,000	(貸)	リース投資資産	5, 000
	繰延リース利益 (B/S)	40		繰延リース利益戻入益	40
				<u>(P/L)</u>	
	貯蔵品(*4)	4,000			

- (*4) 見積残存価額により、その後の保有目的に応じ貯蔵品又は固定資産等に計上する(第 57 項参照)。

「第2法」リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法(第51項(2)参照)

X1年4月1日(リース取引開始日)

(借) リース投資資産 (*1) 50,000	(貸) 買掛金 50,000
-------------------------	----------------

- (*1) リース投資資産は、リース物件の購入価額で計上する。

X6年3月31日 (最終回の回収とリース物件の受領)

(借)	現金預金	1,000	(貸)	売上高	1,000
(借)	売上原価(*3)	960	(貸)	リース投資資産	4, 960
	貯蔵品(*2)	4,000			

(*2) 見積残存価額により、その後の保有目的に応じ貯蔵品又は固定資産等に計上する(第 57項参照)。

-(*3) リース投資資産 4,960 千円-見積残存価額 4,000 千円-960 千円

[第3法] 売上高を計上せずに利息相当額を各期へ配分する方法 (第51項(3)参照) X1年4月1日 (リース取引開始日)

(単位:千円)

(借) リース投資資産 (*1) 50,000 (貸) 買掛金 50,000

(*1) リース投資資産は、原資産リース物件の現金購入価額で計上する。



X6年3月31日 (最終回の回収と原資産リース物件の受領)

(単位:千円)

(借)	現金預金	1,000	(貸) リース打	投資資產 4,960
	貯蔵品 (*2)	4,000	受取利息	4 0

(*2) 見積残存価額により、その後の保有目的に応じ貯蔵品又は固定資産等に計上する(第 7257項参照)。

《貸手の注記-リース投資資産の内訳(X2 年 3 月 31 日)(リース会計基準第 $\underline{10020}$ 項(1)参照)》

(単位:千円)

リース料債権部分48,000見積残存価額部分4,000受取利息相当額△9,532リース投資資産42,468

(*3) 算出方法

[表 <u>9-31-4</u>] にある利息分合計 14,000 千円 - X1 年 4 月 1 日から X2 年 3 月 31 日の 利息分 4,468 千円 = 9,532 千円



[設例 102] 借手のリース及び貸手の所有権移転ファイナンス・リース取引

前提条件

- 1. 顧客(借手)及びサプライヤー(貸手)は、第5項に従って、契約はリースを含むと判断した。
- 21. リース 5 年の契約期間終了時に借手が<u>原資産リース物件(リース資産)</u>を割安価額 1,000 千円で購入できる購入オプション(割安購入選択権)が付与されている。<u>借手にとって、借手が当該購入オプションを行使することは合理的に確実である。貸手にとって、借手による当該割安はこの有利な</u>購入選択権の行使が確実に予想されを予定している。
- 3. リース開始日 X1 年 4 月 1 日
- 42. 解約不能借手及び貸手のリース期間 5年
- 5. 貸手は、製品又は商品を販売することを主たる事業としていない。
- 64. 貸手による借手の原資産の見積現金購入価額 48,000 千円 (貸手のリース物件の購入価額はこれと等しいが、借手において当該価額は明らかではないため、借手は貸手の計算利子率を知り得ない。)
- 75. リース料

月額 1,000 千円 支払は毎月末 <u>借手及び貸手のリース期間に係る月額</u>リース料<u>の合計総</u>額 60,000 千円

- 86. 原資産リース物件の経済的耐用年数8年
- 97. 借手の減価償却方法 定額法、残存価額 10% (減価償却費は、四半期ごとに計上するものとする。)
- 10. 借手の見積残存価額 10%
- <u>118</u>. 借手の追加借入利子率 年 8% (ただし、<u>借手は</u>貸手の計算利子率<u>をは借手にとって</u> 知り得ない。)
- 12. 借手の付随費用 ゼロ
- <u>139</u>. リース取引開始日 X1 年 4 月 1 日、決算日 3 月 31 日

1. 借 手の会計処理

借手が購入オプションを行使することが合理的に確実であり、契約上の諸条件に照らして原資産の所有権が借手に移転すると認められるリースに該当するため、耐用年数を経済的使用可能予測期間、残存価額を合理的な見積額として、使用権資産の減価償却費について、原資産を自ら所有していたと仮定した場合に適用する減価償却方法と同一の方法により算定する(会計基準第35項)こと及び購入オプションによるリース料の差異以外は、[設例 9-1](1)借手と同様である。

- (1) ファイナンス・リース取引の判定
 - ① 現在価値基準による判定



リース料総額(割安購入選択権の行使価額を含む。) 61,000 千円を借手の追加借入利 子率年 8%で現在価値に割り引くと、

$$\frac{1,000}{(1+0.08\times1/12)} + \frac{1,000}{(1+0.08\times1/12)^{\frac{2}{3}}} + \cdots + \frac{(1,000+1,000)}{(1+0.08\times1/12)^{\frac{60}{3}}}$$

-49.990 手円

現在価値 49,990 千円/見積現金購入価額 48,000 千円-104%>90%

② 経済的耐用年数基準による判定

リース期間 5年/経済的耐用年数8年-62.5%<75%

したがって、①により、このリース取引はファイナンス・リース取引に該当する。

③ 所有権移転ファイナンス・リース取引の判定

前提条件(1)により借手は割安購入選択権を有し、その行使が契約時において確実に 予想されるリース取引に該当する。

①及び③により、このリース取引は所有権移転ファイナンス・リース取引に該当する。

(2) 会計処理

リース料総額(割安購入選択権の行使価額を含む。) 61,000 千円の現在価値より見積現金 購入価額の方が低い額であるため、リース資産及びリース債務の計上価額は 48,000 千円と なる。この場合に、利息相当額の算定に必要な利子率の計算は次のとおりである。

$$\frac{1,000}{(1+r\times1/12)} + \frac{1,000}{(1+r\times1/12)^2} + \cdots + \frac{(1,000+1,000)}{(1+r\times1/12)^{60}}$$

$$=48,000 + \Box$$

$$r=9.710\%$$

リース債務の返済スケジュールは、[表2]のとおりである。

 [表 2]
 (単位:千円)

 回 返済日 前日末元木 返済会計 元木公 利息公 日末元木

回	返済日	前月末元本	返済合計	元本分	利息分	月末元本
数						
1	X1. 4. 30	48, 000	1, 000	612	388	47, 388
2	X1. 5. 31	47, 388	1,000	616	384	46, 772
3	X1. 6. 30	46, 772	1,000	622	378	46, 150
<u>÷</u>	<u>.</u>		•			<u>:</u>
9	X1. 12. 31	42, 966	1,000	652	348	42, 314
10	X2. 1. 31	42, 314	1,000	658	342	41, 656



回	返済日	前月末元本	返済合計	元本分	利息分	月末元本
数						
11	X2. 2. 28	41,656	1,000	663	337	40, 993
12	X2. 3. 31	40, 993	1,000	668	332	40, 325
\vdots	<u>+</u>		=:			
57	X5. 12. 31	4, 889	1,000	961	39	3, 928
58	X6. 1. 31	3, 928	1,000	968	32	2, 960
59	X6. 2. 28	2, 960	1,000	976	24	1, 984
60	X6. 3. 31	1, 984	2, 000	1, 984	16	_
	숨 밝	_	61,000	48, 000	13, 000	_

(注) 適用利率年8%。利息の計算は、月数割りによっている。

X1年4月1日 (リース取引開始日)

(/出)	リース資産	48, 000	(代)	リース債務	48,000
THI	プークリア	10, 000	(貝)	フープー 	10,000

X1 年 4 月 30 目 (第 1 回支払目)

(借) リ	ース債務 (*1)	612	(貸)	現金預金	1,000
支	<u> 払利息 (*1)</u>	388			

- (*1) リース債務の元本返済額及び支払利息は、[表 2]より。

X1 年 6 月 30 日 (第 3 回支払目・第 1 四半期決算日)

(借)	リース債務 (*2)	622	(貸)	現金預金	1,000
	<u> 支払利息(*2)</u>	378			
(借)	減価償却費 (*3)	1, 350	(貸)	減価償却累計額	1, 350

(*2) リース債務の元本返済額及び支払利息は、[表 2]より。

- (*3) 経済的耐用年数により減価償却費の計算を行う。

(48,000 千円-4,800 千円 $) \times 1$ 年/8 年 $\times 3$ 月/12 月-1,350 千円

以後も同様な会計処理を行う。

X6年3月31日(最終回の支払と割安購入選択権の行使)

· ·					
(借)	リース債務 (*4)	984	(貸)	現金預金	1,000
	支払利息(*4)	16			
(借)	リース債務	1,000	(貸)	現金預金	1,000

- (*4) リース債務の元本返済額及び支払利息は、[表2]より。

***ASBJ**

2. 貸 手の会計処理

(1) ファイナンス・リース取引の判定分類

① 現在価値基準による判定 (本適用指針第58項(1)参照) 貸手の計算利子率は次のように算定される。

$$\frac{1,000}{(1+r\times1/12)} + \frac{1,000}{(1+r\times1/12)^2} + \cdots + \frac{(1,000+1,000)}{(1+r\times1/12)^{60}}$$

=48,000 千円

r = 9.710%

この貸手の計算利子率を用いて<u>貸手の</u>リース料<u>総額</u>61,000 千円(貸手のリース期間の月額リース料の合計額60,000 千円に、行使が確実に予想される割安購入選択権によるリース料1,000 千円を加えた金額)を現在価値に割り引くと、

$$\frac{1,000}{(1+0.09710\times1/12)} + \frac{1,000}{(1+0.09710\times1/12)^2} + \cdots + \frac{(1,000+1,000)}{(1+0.09710\times1/12)^{60}}$$

=48,000 千円

現在価値 48,000 千円/購入価額 48,000 千円=100% $\geq 20\%$ したがって、このリースはファイナンス・リースに該当する。

② 経済的耐用年数基準による判定

リース期間 5年/経済的耐用年数8年-62.5%<75%

したがって、①により、このリース取引はファイナンス・リース取引に該当する。

③② ファイナンス・リースの分類

前提条件 <u>2</u>1-により借手は割安購入選択権を有し、その行使が契約時において確実に予想されるリース取引に該当する。(本適用指針第66項参照)

①及び②③により、このリース取引は所有権移転ファイナンス・リース取引に該当する。

(2) 会計処理 (本適用指針第74項参照)

第2法による会計処理を示すこととする。

リース債権の回収スケジュールは、[表 102]のとおりと同じである。

[表 <u>102</u>] (単位:千円)

回数	回収日	前月末元本	回収合計	<u>元本分</u>	<u> 利息分</u>	月末元本
<u>1</u>	<u>X1. 4. 30</u>	<u>48, 000</u>	<u>1,000</u>	<u>612</u>	<u>388</u>	<u>47, 388</u>
<u>2</u>	<u>X1. 5. 31</u>	47, 388	<u>1,000</u>	616	384	46, 772
3	X1. 6. 30	46, 772	<u>1,000</u>	622	378	46, 150

ASBJ

回数	回収日	前月末元本	回収合計	元本分	利息分	月末元本
$\dot{\pm}$	-++	+	++-	-++	++•	+
9	<u>X1. 12. 31</u>	<u>42, 966</u>	<u>1,000</u>	<u>652</u>	<u>348</u>	<u>42, 314</u>
<u>10</u>	<u>X2. 1. 31</u>	<u>42, 314</u>	<u>1,000</u>	<u>658</u>	<u>342</u>	<u>41,656</u>
<u>11</u>	<u>X2. 2. 28</u>	<u>41, 656</u>	<u>1,000</u>	<u>663</u>	<u>337</u>	<u>40, 993</u>
<u>12</u>	<u>X2. 3. 31</u>	<u>40, 993</u>	<u>1,000</u>	<u>668</u>	<u>332</u>	<u>40, 325</u>
+	++-	+	++•	++•	++•	++•
<u>57</u>	<u>X5. 12. 31</u>	<u>4, 889</u>	<u>1,000</u>	<u>961</u>	<u>39</u>	<u>3, 928</u>
<u>58</u>	<u>X6. 1. 31</u>	<u>3, 928</u>	<u>1,000</u>	<u>968</u>	<u>32</u>	<u>2, 960</u>
<u>59</u>	<u>X6. 2. 28</u>	<u>2, 960</u>	<u>1,000</u>	<u>976</u>	<u>24</u>	<u>1, 984</u>
<u>60</u>	<u>X6. 3. 31</u>	<u>1, 984</u>	<u>2, 000</u>	<u>1, 984</u>	<u>16</u>	
	<u>合 計</u>	_	<u>61,000</u>	<u>48, 000</u>	<u>13, 000</u>	

(注) 適用利率年9.710%。利息の計算は、月数割りによっている。

X1年4月1日 (リース取引開始日)

(単位:千円)

(借) リース債権 <u>(*1)</u> 48,000	(貸) 買掛金	48, 000
------------------------------	---------	---------

(*1) リース債権は、原資産の現金購入価額で計上する(本適用指針第74項参照)。

X1年6月30日(第3回回収日·第1四半期決算日)

(単位:千円)

(借)	現金預金	1, 000	(貸)	売上高	1,000
(借)	売上原価	622	(貸)	リース債権	622
				受取利息	<u>378</u>

以後も同様な会計処理を行う。

X6年3月31日(最終回の回収と借手による<u>購入オプション(</u>割安購入選択権<u>)</u>の行使)

(単位:千円)

					(十一下· 1 1 1)
(借)	現金預金	1,000	(貸)	売上高	1,000
(借)	売上原価	984	(貸)	リース債権	984
				受取利息	<u>16</u>
(借)	現金預金	1,000	(貸)	売上高	1,000
(借)	売上原価	1,000	(貸)	リース債権	1,000



[設例 311] 残価保証のがある場合

前提条件

- 1. 顧客(借手)及びサプライヤー(貸手)は、第5項に従って、契約はリースを含むと判断した。
- 21. 所有権移転条項 なし
- 32. 割安購入選択権 なし
- 43. 原資産リース物件は特別仕様ではない。
- 54. <u>当該リース</u>契約には<u>契約リース</u>期間終了時に借手が<u>原資産リース物件</u>の処分価額を 5,000 千円まで保証する条項(残価保証)が付されている。<u>借手は残価保証による支払</u> 見込額を 3,000 千円と見積っている。
- 6. リース開始日 X1 年 4 月 1 日
- 75. 借手及び貸手解約不能のリース期間 5年
- 8. 貸手は、製品又は商品を販売することを主たる事業としていない。
- 96. <u>貸手による</u>#手の原資産の見積現金購入価額 53,000 千円(貸手のリース物件の購入価額に加と等しいが、信手において当該価額は明らかではないため、信手は貸手の計算利子率を知り得ない。)
- 107. リース料

月額 1,000 千円 支払は半年ごと (当半期分を期首に前払い。) 借手及び貸手のリース期間に係る月額リース料の合計総額 60,000 千円

- 118. 原資産リース物件の経済的耐用年数 6年
- 129. 借手及び貸手のリース期間終了後に原資産リース物件は 2,000 千円で処分された。
- 1310. 借手の減価償却方法 定額法
- 1411. 借手の追加借入利子率 年 8% (ただし、借手は貸手の計算利子率をは借手にとって知り得ない。)
- 15. 借手の付随費用 ゼロ
- <u>1612</u>. リース取引開始日 X1 年 4 月 1 日、決算日 3 月 31 日
- 1713. 中間決算及び年度決算の年2回の決算を実施している。

1. 借 手の

会計処理

- (1) ファイナンス・リース取引の判定
 - ① 現在価値基準による判定

貸手の計算利子率を知り得ないので、借手の追加借入利子率である年8%を用いてリース料総額(残価保証額を含む。第15項参照)を現在価値に割り引くと、

$$6,000 + \frac{6,000}{(1+0.08\times1/2)} + \dots + \frac{6,000}{(1+0.08\times1/2)^9} + \frac{5,000}{(1+0.08\times1/2)^{10}}$$



-53,990 壬円

現在価値 53,990 千円/見積現金購入価額 53,000 千円-102%>90%

② 経済的耐用年数基準による判定

リース期間 5 年/経済的耐用年数 6 年-83%>75%

<u>したがって、①(又は②)により、このリース取引はファイナンス・リース取引に該当する。</u>

- ③ 所有権移転条項又は割安購入選択権がなく、またリース物件は特別仕様ではないため、 所有権移転ファイナンス・リースに該当しない。
- ──①(又は②)及び③により、このリース取引は所有権移転外ファイナンス・リース取引に 該当する。

(2) 会計処理

リース料総額の現在価値より見積現金購入価額の方が低い額であるため、リース資産及び リース債務の計上価額は 53,000 千円となる。この場合に、利息相当額の算定に必要な利子 率の計算は次のとおりである。

$$6,000 + \frac{6,000}{(1+r\times1/2)} + \cdots + \frac{6,000}{(1+r\times1/2)^9} + \frac{5,000}{(1+r\times1/2)^{10}}$$

=53,000 千円

r = 8.853%

借手は貸手の計算利子率を知り得ないため、借手の追加借入利子率である年8%を用いて 借手のリース料63,000 千円(借手のリース期間の月額リース料の合計額60,000 千円に借手 の残価保証による支払見込額3,000 千円を加えた金額)を現在価値に割り引くと、次のとお り52,639 千円がリース開始日におけるリース負債及び使用権資産の計上額となる(会計基 準第33項(3)及び本適用指針第34項参照)。

$$6,000 + \frac{6,000}{(1+0.08\times1/2)} + \cdots + \frac{6,000}{(1+0.08\times1/2)^9} + \frac{3,000}{(1+0.08\times1/2)^{10}}$$

=52,639 千円

リース債務負債の返済スケジュールは、[表 311-1]のとおりである。

[表 311-1] (単位:千円)

口	返済日	前回支払後元	返済合計	元本分	利息分	支払後元本
数		本				
1	X1. 4.1	<u>52, 639</u> 53, 000	6,000	6,000		<u>46, 639</u> 47, 000
2	X1. 10. 1	46, 63947, 000	6,000	<u>4, 135</u> 3, 920	<u>1, 865</u> 2, 080	<u>42, 504</u> 43, 080

ASBJ

口	返済日	前回支払後元	返済合計	元本分	利息分	支払後元本
数		本				
3	X2. 4.1	<u>42, 504</u> 4 3, 080	6,000	<u>4, 300</u> 4, 093	<u>1, 700</u> 1, 907	<u>38, 204</u> 38, 987
4	X2. 10. 1	<u>38, 204</u> 38, 987	6,000	<u>4, 471</u> 4, 274	<u>1, 529</u> 1, 726	<u>33, 733</u> 34, 713
5	X3. 4.1	<u>33, 733</u> 34, 713	6,000	<u>4, 651</u> 4, 463	<u>1, 349</u> 1, 537	<u>29, 082</u> 30, 250
6	X3. 10. 1	<u>29, 082</u> 30, 250	6,000	<u>4, 837</u> 4, 661	<u>1, 163</u> 1, 339	<u>24, 245</u> 25, 589
7	X4. 4.1	<u>24, 245</u> 25, 589	6,000	<u>5, 030</u> 4, 867	<u>970</u> 1, 133	<u>19, 215</u> 20, 722
8	X4. 10. 1	<u>19, 215</u> 20, 722	6,000	<u>5, 231</u> 5, 083	<u>769</u> 917	<u>13, 984</u> 15, 639
9	X5. 4.1	<u>13, 984</u> 15, 639	6,000	<u>5, 441</u> 5, 308	<u>559</u> 692	<u>8, 543</u> 10, 331
10	X5. 10. 1	<u>8, 543</u> 10, 331	6,000	<u>5, 658</u> 5, 543	<u>342</u> 457	<u>2, 885</u> 4, 788
	X6. 3. 31	<u>2, 885</u> 4, 788	3,000	<u>2, 885</u> 4, 788	<u>115</u> 212	_
	合 計		63, 000	<u>52, 639</u> 53, 000	<u>10, 361</u> 12, 000	

(注) 適用利率年 8. 853%。利息の計算は、月数割りによっている。 また、X6. 3. 31 の支払額は、残価保証による借手の支払見込額 3,000 千円である。

X1年4月1日 (リース取引開始日・第1回支払日)

(単位:千円)

(借)	使用権リース資産	<u>52, 639</u> 53, 000	(貸)	リース <u>負債債務</u>	<u>52, 639</u> 53, 000
(借)	リース <u>負債債務</u>	6,000	(貸)	現金預金	6,000

X1年9月30日(中間決算日)

(単位:千円)

(借)	支払利息	<u>1, 865</u> 2, 080	(貸)	未払利息	<u>1, 865</u> 2, 080
(借)	減価償却費(*1)	5, 264 4, 800	(貸)	減価償却累計額	5, 264 4, 800

(*1) (52, 63953, 000千円-5, 000 千円)×1 年/5 年×6 <u>か</u>月/12 <u>か</u>月=<u>5, 264</u>4, 800-千円(第 27 項参照)

X1年10月1日(下期首・第2回支払日)

(単位:千円)

(借)	未払利息	<u>1,865</u> 2,080	(貸)	支払利息	<u>1, 865</u> 2, 080
(借)	リース <u>負債債務</u>	<u>4, 135</u> 3, 920	(貸)	現金預金	6,000
	支払利息	<u>1, 865</u> 2, 080			

以後も同様な会計処理を行う。



X6年3月31日(決算日)

(単位:千円)

(借)	支払利息	<u>115212</u>	(貸)	未払利息	<u>115</u> 212
(借)	減価償却費	<u>5, 264</u> 4, 800	(貸)	減価償却累計額	<u>5, 264</u> 4, 800

X6年3月31日 (原資産リース物件の返却)

(単位:千円)

(注) 残価保証額は、便宜的に、いったんその他の流動資産として計上する。決算時には、 当該その他の流動資産はリース債務及び関連する未払利息と相殺する。

借手のリース期間終了後 (残価保証支払額の確定時)

(単位:千円)

(借)	リース資産売却損 (*2)	3, 000	(貸)	未払金_(*2)_	3,000
	リース <u>負債債務</u>	<u>2, 885</u> 4, 788		その他の流動資産	5,000
	未払利息	<u>115212</u>			

(*2) 残価保証額 5,000 千円 - 処分額 2,000 千円 = 3,000 千円 (第 29 項参照)

なお、残価保証支払額の確定時に一括して、次のような会計処理を行うこともできる。

(単位:千円)

(借)	減価償却累計額	<u>52, 639</u> 4 8, 000	(貸)	使用権リース資産	<u>52, 639</u> 53, 000
	リース <u>負債</u> 債務	2, 8854 , 788		未払金	3,000
	リース資産売却損	3, 000			
	未払利息	<u>115212</u>			

2. 貸 手の会計処理

(1) ファイナンス・リース取引の分類判定

① 現在価値基準による判定 (本適用指針第 58 項(1)参照) 貸手の計算利子率は次のように算定される(貸手のリース料には残価保証額を含む(本 適用指針第 60 項参照)。)。

=53,000 千円

r = 8.853%

<u>この貸手の</u>計算利子率である年 8.853%を用いて<u>貸手の</u>リース料総額 65,000 千円 (残



価保証額を含む。第 52 項参照)を現在価値に割り引くと 53,000 千円となる。 現在価値 53,000 千円/購入価額 53,000 千円=100% <u> \ge </u>90% したがって、このリースはファイナンス・リースに該当する。

- ② 経済的耐用年数基準による判定

リース期間 (解約不能期間) 5年/経済的耐用年数6年-83%>75%

したがって、① (又は②) により、このリース取引はファイナンス・リース取引に該当する。

② ファイナンス・リースの分類

所有権移転条項又は割安購入選択権がなく、また、<u>原資産リース物件</u>は特別仕様ではないため、所有権移転ファイナンス・リース取引には該当しない(本適用指針第66項参照)。

① (又は②) 及び②③により、このリース取引は所有権移転外ファイナンス・リース取引に該当する。

(2) 会計処理

第2法(第51項(2)参照)によって、「リース取引開始日・第1回回収日」、「リース期間終 子時+及び「物件処分額及び残価保証受取額の確定時+の会計処理を示すと次のとおりである。

リース投資資産の回収スケジュールは、[表 311-2]のとおりと同じである。

「表 11-2] (単位:千円) 回収後元本 回数 回収日 前回回収後元本 回収合計 利息分 元本分 X1. 4.1 6,000 6,000 47,000 53,000 1 2 X1. 10. 1 47,000 6,000 3,920 2,080 43,080 X2. 4.1 3 43,080 6,000 4,093 1,907 38, 987 38, 987 6,000 4,274 1,726 4 X2. 10. 1 34, 713 34, 713 6,000 4, 463 1,537 30, 250 5 X3. 4.1 6 X3. 10. 1 30, 250 6,000 4,661 1,339 25, 589 25, 589 6,000 4,867 1, 133 20,722 X4. 4.1 8 X4. 10. 1 20,722 6,000 5,083 917 15,639 X5. 4.1 15,639 6,000 5,308 692 10, 331 9 10 X5. 10. 1 10, 331 6,000 5, 543 457 4, 788 X6. 3. 31 4,788 5,000 4,788 212 合 計 65,000 53,000 12,000

(注) 適用利率年8.853%。利息の計算は、月数割りによっている。

また、X6.3.31の回収額は、残価保証額5,000千円である。



X1年4月1日 (リース取引開始日・第1回回収日)

(単位:千円)

					(十一元・111)
(借)	リース投資資産	53, 000	(貸)	買掛金	53,000
(借)	現金預金	6,000	(貸)	売上高 (*1)	6, 000
(借)	売上原価 (*1)	6, 000	(貸)	リース投資資産	6,000

-(*1) 受取リース料 6,000 千円を売上高とし、利息相当額は生じていないため、同額を売 上原価として計上する。

X6年3月31日(貸手のリース期間終了と原資産の受領時)

(単位: 千円)

					<u> </u>
(借)	貯蔵品	5,000	(貸)	売上高	5, 000
(借)	売上原価	4, 788	(貸)	リース投資資産	4, 788
				受取利息	<u>212</u>

物件原資産処分額及び残価保証受取額の確定時

(単位:千円)

(借)	貯蔵品売却損	3, 000	(貸)	貯蔵品	5, 000
	売掛金 <u>(*1)</u>	2,000			
(借)	売掛金 <u>(*2)</u>	3,000	(貸)	貯蔵品売却損	3,000

^(*1) 原資産処分先に対するもの

(*2) 借手に対するもの (残価保証の履行額)



[設例 <u>128</u>] 貸手<u>が製品又は商品を販売することを主たる事業としているの製作価額とは現金購入価額と借手に対する現金販売価額に差がある</u>場合(貸手の会計処理)

前提条件

- 1. サプライヤー(貸手)は、第5項に従って、契約はリースを含むと判断した。
- 21. 所有権移転条項 なし
- 32. 割安購入選択権 なし
- 43. 原資産リース物件は特別仕様ではない。
- 5. リース開始日 X1 年 4 月 1 日
- 64. 貸手解約不能のリース期間 5年
- 75. 原資産の帳簿価額貸手のリース物件の現金購入価額 46,800 千円
- 86. 借手に対する現金販売価額 48,000 千円
- 97. リース料

月額1,000千円 支払は1年ごと、毎年3月31日

借手及び貸手のリース期間に係る月額リース料の合計総額 60,000 千円

- 108. 原資産リース物件の経済的耐用年数 8年
- 119. 貸手の見積残存価額は 4,000千円ゼロである。
- 1210. リース取引開始日 X1 年 4 月 1 日、決算日 3 月 31 日
- 1341. 製品又は商品を販売することを主たる事業としている企業が、同時に貸手として同一製品又は商品をリース取引の対象としている。

1. (1) 貸手のファイナンス・リース取引の判定分類

(1) ①現在価値基準による判定 (第58項(1)参照)

貸手の計算利子率は次のように算定される。

$$\frac{12,000}{(1+r)} + \cdots + \frac{12,000+4,000}{(1+r)^5} = 48,000 + \Pi$$

r=9.9797.931%

この計算利子率を用いて借手のリース料総額を現在価値に割り引くと、

現在価値 <u>45,514</u>48,000千円/現金販売価額 48,000 千円(第 16 項参照)=<u>94.8</u>100% \rightarrow <u>≥</u>90%

したがって、このリースはファイナンス・リースに該当する。



② 経済的耐用年数基準による判定

リース期間 5年/経済的耐用年数 8年-62.5% < 75%

したがって、①により、このリース取引はファイナンス・リース取引に該当する。

(2) ③ファイナンス・リースの分類

所有権移転条項又は割安購入選択権がなく、また、<u>原資産リース物件</u>は特別仕様ではないため、所有権移転ファイナンス・リース取引には該当しない(第66項参照)。

(1) ①及び(2) ②により、このリース取引は所有権移転外ファイナンス・リース取引に該当する。

2. 会計処理

(1) 原則的な取扱い

リース投資資産の回収スケジュールは、[表 812-1]に示すのとおりである。

[表 812-1] (単位:千円)

口	回収日	期首元本	回収額	元本分	利息分	期末元本
数						
1	X2. 3. 31	48,000	12,000	<u>7, 210</u> 8, 193	<u>4, 790</u> 3, 807	<u>40, 790</u> 39, 807
2	X3. 3. 31	40, 79039, 807	12,000	<u>7, 930</u> 8, 843	<u>4, 070</u> 3, 157	32, 860 30, 964
3	X4. 3. 31	<u>32, 860</u> 30, 964	12,000	8, 721 9, 544	3, 279 2, 456	24, 139 21, 420
4	X5. 3. 31	<u>24, 139</u> 21, 420	12,000	9, 591 10, 301	2, 409 1, 699	14, 54811, 119
5	X6. 3. 31	14, 54811, 119	16, 00012, 000	14, 548 11, 119	<u>1, 452</u> 881	_
	合 計	_	64,00060,000	48,000	<u>16, 000</u> 12, 000	_

(注) 適用利率年 <u>9.979</u>7.931%

例えば、X2 年 3 月 31 日回収額の内訳と期末元本の計算は次のとおりである。

利息分 48,000 千円×7.931%-3,807 千円

元本分 12,000 千円 - 3,807 千円 - 8,193 千円

期末元本 48,000 千円 - 8,193 千円 - 39,807 千円

X6.3.31 の回収額には、貸手の見積残存価額4,000 千円が含まれている。

2 貸手の会計処理

第2法による会計処理 (第51項(2)参照) を示すこととする。

① 販売益を販売基準で計上する場合

X1年4月1日 (リース取引開始日)

(単位:千円)

(借) リース投資資産 45,51448,0 (貸) 売上高買掛金 (*1) 45,51446,800 (*2)販売益 (*1) 1,20000 売上原価(*3) 46,800 棚卸資産 46,800 リース投資資産 2, 486 売上原価(*3) 2,486 (*2)

- (*1) 貸手のリース料 60,000 千円からこれに含まれている利息相当額を控除した金額で売上高を計上する(第 67 項参照)。貸手のリース料から利息相当額を控除した金額、すなわち、貸手のリース料の現在価値は 45,514 千円となる(1.(1)参照) 物件の現金 購入価額 46,800 千円と借手に対する現金販売価額 48,000 千円の差額 1,200 千円を、リース取引開始日に販売益として計上する(第 56 項参照)。
- (*2) リース投資資産は、売上高(*1) と見積残存価額の現在価値の合計額となる。見積 残存価額の現在価値 2,486 千円をリース投資資産として計上する。

なお、見積残存価額の現在価値は以下のように算定される。

$$\frac{4,000}{(1+0.09979)^5} = 2,486 千円$$

(*3) 原資産の帳簿価額 46,800 千円から見積残存価額の現在価値 2,486 千円を控除した金額で売上原価を計上する(第 67 項参照)。

X2年3月31日(第1回回収日·決算日)

(単位:千円)

((借)	現金預金	12,000	(貸)	売上高	12, 000
-((借)	売上原価(*2)	8, 193	(貸)	リース投資資産	<u>7, 210</u> 8, 193
					受取利息	<u>4, 790</u>

- (*2) 受取リース料 12,000 千円-当期に対応する利息相当額 3,807 千円-8,193 千円

X6年3月31日(貸手のリース期間終了と原資産の受領時)

(単位:千円)

(借)	現金預金	12,000	(貸)	リース投資資産	14, 548
	貯蔵品_	4,000		受取利息	1, 452

以後も同様な会計処理を行う。

② 販売益を割賦基準で計上する場合

X1年4月1日 (リース取引開始日)

(借)	リース投資資産	48, 000	(貸)	買掛金	46, 800
				繰延販売利益(*1)	1, 200



(*1) 貸手のリース物件の現金購入価額 46,800 千円と借手に対する現金販売価額 48,000 千円の差額 1,200 千円を負債として繰り延べ、リース代金回収の都度、収益に振り 替える (第 56 項参照)。

X2 年 3 月 31 日 (第 1 回回収日·決算日)

(借)	現金預金	12, 000	(貸)	売上高	12,000
(借)	売上原価 (*2)	8, 193	(貸)	リース投資資産	8, 193
(借)	繰延販売利益	240	(貸)	販売益 (*3)	240

- (*2) 受取リース料 12,000 千円-当期に対応する利息相当額 3,807 千円=8,193 千円

(*3) 1.200 千円×1 年/5 年=240 千円

以後も同様な会計処理を行う。

- (2) ③販売益に重要性がない場合、又は販売益を割賦基準で処理することとしている場合の簡便的な取扱い(※)(第5667項(1)ただし書き参照)
 - (※)本設例は、あくまで販売益に重要性がないケースの取扱いを例示するものであり、本設例で示された販売益が貸手のリース料に比して重要性が乏しいことを示すものではない。

販売益を利息相当額に含めて処理するため、貸手の計算利子率は次のように算定される。

r = 10.9388.898%

この計算利子率を用いて貸手のリース料を現在価値に割り引くと、

$$\frac{12,000}{(1+0.10938)} + \cdots + \frac{12,000}{(1+0.10938)^5}$$

= 44,420 千円

リース投資資産の回収スケジュールは、[表 812-2]に示すのとおりである。

[表 812-2] (単位:千円)

回数	回収日	期首元本	回収額	元本分	利息分	期末元本
1	X2. 3. 31	46, 800	12,000	6, 881	5, 119	39, 919
2	ХЗ. З. З1	39, 919	12,000	7, 634	4, 366	32, 285

回数	回収日	期首元本	回収額	元本分	利息分	期末元本
3	X4. 3. 31	32, 285	12,000	8, 468	3, 532	23, 817
4	X5. 3. 31	23, 817	12,000	9, 395	2, 605	14, 422
5	X6. 3. 31	14, 422	16, 000	14, 422	1, 578	
	合 計		64, 000	46, 800	17, 200	

(注) 適用利率年 10.9388.898%

例えば、X2年3月31日回収額の内訳と期末元本の計算は次のとおりである。

利息分 46,800 千円×8.898% - 4,164 千円

元本分 12,000 千円 - 4,164 千円 - 7,836 千円

期末元本 46,800 千円 - 7,836 千円 - 38,964 千円

X6.3.31の回収額には、貸手の見積残存価額4,000千円が含まれている。

X1年4月1日 (リース開始日)

(単位:千円)

					<u> </u>
(借)	リース投資資産	44, 420	(貸)	<u>売上高</u> 買掛金	<u>44, 420</u> 4 6, 800
	(*2)	46, 800		(*1)	1, 200
	売上原価 (*3)	<u>46, 800</u>		<u> 販売益 (*1)</u>	46,800
	リース投資資産(*2)	<u>2, 380</u>		棚卸資産	<u>2, 380</u>
				売上原価(*3)	

- (*1) 貸手の<u>リース料 60,000 千円からこれに含まれている利息相当額を控除した金額で売上高を計上する(第 67 項参照)。</u> リース投資資産を、貸手のリース物件の現金購入価額 46,800 千円で計上する料から利息相当額を控除した金額、すなわち、貸手のリース料の現在価値は44,420 千円となる(販売益は計上認識されない。)。
- (*2) リース投資資産は、売上高(*1)と見積残存価額の現在価値の合計額となる。 見積残存価額の現在価値 2,380 千円をリース投資資産として計上する。 なお、見積残存価額の現在価値は以下のように算定される。

$$\frac{4,000}{(1+0.10938)^5} = 2,380 千円$$

(*3) 原資産の帳簿価額 46,800 千円から見積残存価額の現在価値 2,380 千円を控除した金額で売上原価を計上する (第 67 項参照)。

X2年3月31日(第1回回収日・決算日)

(単位:千円)

(借)	現金預金	12,000	(貸)	リース投資資産	6, 881
				受取利息	5, 119



X6年3月31日(貸手のリース期間終了と原資産の受領時)

(単位:千円)

(借)	現金預金	12,000	(貸)	リース投資資産	14, 422
	貯蔵品	4,000		受取利息	1,578



[設例 13] 借手の変動リース料

前提条件

- 1. A社(借手)は、B社(貸手)と不動産賃貸借契約を締結した。
- 2. A 社は、第5項に従って、契約はリースを含むと判断した。
- 3. リース開始日 X1年4月1日
- 4. 借手及び貸手のリース期間 10年
- 5. リース料

支払は毎年4月1日

リース料の当初年額 50,000 千円 (毎年4月1日に公表される直前12か月の消費者物価指数(以下「CPI」という。)の変動に基づいて、同日より年間リース料が変更されると定められている。)

6. 直前 12 か月の CPI の推移

リース開始日 125

X2年4月1日 150

- <u>7. X2 年 4 月 1 日において、直近 12 か月の CPI の変動により、リース料は年額 60,000</u> <u>千円に見直された。</u>
- 8. 上記5のリース料に加え、A社が原資産の使用から得られる各年度(4月1日から3月31日)における売上高の1%をリース料として翌年の4月1日に追加で支払うことが定められている。A社はこのリース料が借手の変動リース料に該当すると判断した。なお、X1年度の売上高は800,000千円であった。
- 9. 本設例では割引の影響を無視している。

会計処理

X1年4月1日(リース開始日)

(単位:千円)

(借)使用権資産500,000(貸)リース負債(*1)450,000現金50,000

(*1) リース料の当初年額 50,000 千円×残存支払回数 9 回=450,000 千円 リース開始日には、借手のリース期間にわたりリース開始日現在の指数又はレート に基づきリース料を算定する (第 22 項参照)。

X2年3月31日(期末日)

(単位:千円)

(借) 支払リース料 (*2) <u>8,000</u> (貸) <u>未払費用</u> <u>8,000</u>

(*2) X1 年度売上高 800,000 千円×1%=8,000 千円

リース負債の計上額に含めなかった借手の変動リース料(売上に連動する借手の変



<u>動リース料)は、当該借手の変動リース料の発生時に損益に計上する(第 48 項参照)。</u>

使用権資産の償却に係る会計処理は、[設例 9-1](1)借手と同様であることから、説明は省 略している。

X2年4月1日 (X2年期首・リース負債の見直し)

(単位:千円)

(借) 使用権資産 90,000 (貸) リース負債 (*3) 90,000

(*3) 見直し後のリース負債(*4)540,000 千円-見直し前のリース負債 450,000 千円=90,000 千円

(*4) 見直されたリース料年額 60,000 千円×残存支払回数 9 回=540,000 千円 指数又はレートが変動し、そのことにより、今後支払うリース料に変動が生じたと きにのみ、借手の残存リース期間にわたり、変更後の指数又はレートに基づきリー ス料及びリース負債を修正し、リース負債の修正額に相当する金額を使用権資産に 加減する(第 45 項参照)。

X2年4月1日(X2年期首・リース料の支払)

(単位:千円)

<u>(借)</u> <u>リース負債</u>	60,000	(貸)	現金預金	<u>68, 000</u>
未払費用	8,000			



[設例 14] 建設協力金

前提条件

- 1. A 社(借手) は、X1 年 4 月 1 日に、次の条件を含む契約を地主 B 社(貸手)と締結した。
 - ① <u>A 社は、A 社がテナントとして入居予定のビル建設に要する資金 20,000 千円を B</u> 社に建設協力金として支払う。
 - ② A 社は、当該ビルの完成後に当該ビルに入居する。
- 2. A社は、第5項に従って、当該契約がリースを含むと判断した。
- 3. 借手のリース期間及び建設協力金の回収期間 10年
- 4. 借手の支払利息 当初5年間は無利息、その後は年2%
- 5. 返済条件 X7年3月31日から X11年3月31日までの毎年3月31日に4,000 千円ずつを利息とともに返済
- 6. 割引率 5% (すべての期間において適用)
- 7. リース開始日 X1年4月1日
- 8. 借手の減価償却方法 定額法

会計処理

将来返還される建設協力金等の差入預託保証金に係る当初認識時の時価は、返済期日までの キャッシュ・フローを割り引いた現在価値である。借手は、当該差入預託保証金の支払額と当 該時価との差額を使用権資産の取得価額に含める(第 26 項参照)。

前提条件 6 より、年 5%を用いてビル建設に要する資金 20,000 千円の契約上のキャッシュ・フローを現在価値に割り引くと、次のとおり 14,410 千円となる。

=14,410 千円

(*1)各年度の受取利息の回収額([表 14]参照)

X1年4月1日(建設協力金の支払日)

(単位:千円)

 (借)
 長期貸付金
 14,410
 (貸)
 現金預金
 20,000

 使用権資産(*2)
 5,590

(*2) 建設協力金の支払額 20,000 千円と返済期日までのキャッシュ・フローを割り引いた 現在価値 14,410 千円との差額

また、各年度の利息計上額、長期貸付金の帳簿価額等は次の[表 14]のとおりである。[表 14]_(単位:千円)



	<u>キャッシュ</u> <u>・フロー</u>	<u>うち</u> 元本回収	<u>うち</u> 利息回収	利息計上額	<u>帳簿価額</u> 加算額	帳簿価額
	<u>a</u>	<u>b</u>	<u>c</u>	$\underline{d=f'\times 0.05}$	e=d-c	$\underline{\mathbf{f}} = \mathbf{f'} + \mathbf{e} - \mathbf{b}$
X1年4月	<u>△20, 000</u>					14, 410
X2年3月	<u> </u>		_	<u>720</u>	<u>720</u>	<u>15, 130</u>
X3年3月	<u> </u>		_	<u>757</u>	<u>757</u>	<u>15, 887</u>
X4年3月		1		<u>794</u>	<u>794</u>	<u>16, 681</u>
X5年3月		1	1	<u>834</u>	<u>834</u>	<u>17, 515</u>
X6年3月		1		<u>876</u>	<u>876</u>	<u>18, 391</u>
X7年3月	<u>4, 400</u>	4,000	<u>400</u>	<u>920</u>	<u>520</u>	14, 911
X8年3月	<u>4, 320</u>	<u>4,000</u>	<u>320</u>	<u>745</u>	<u>425</u>	<u>11, 336</u>
X9年3月	<u>4, 240</u>	4,000	<u>240</u>	<u>567</u>	<u>327</u>	7,663
X10年3月	<u>4, 160</u>	<u>4,000</u>	<u>160</u>	<u>383</u>	<u>223</u>	3,886
X11年3月	<u>4. 080</u>	<u>4,000</u>	<u>80</u>	<u>194</u>	<u>114</u>	_

⁽注) f'は、帳簿価額fの前期末残高である。

建設協力金等の差入預託保証金は返済期日に回収されるため、当初時価と返済額との差額は、弁済期又は償還期に至るまで毎期一定の方法で受取利息として計上する(第 26 項参照)。

無利息期間中の X2 年 3 月期、元本分割返済と 2%の金利支払が開始される X7 年 3 月期 及び元本最終償還期である X11 年 3 月期について、仕訳で示すと次のとおりである。

なお、長期貸付金の1年以内償還部分の短期への振替は省略している。

X2 年 3 月 31 日 (無利息期間)

(単位:千円)

(借)	長期貸付金	<u>720</u>	(貸)	受取利息	<u>720</u>
(借)	減価償却費(*3)	<u>559</u>	(貸)	減価償却累計額	<u>559</u>

(*3) 5,590 千円 (使用権資産) $\times 1$ 年/10 年=559 千円

X7年3月31日 (元本分割返済及び利息支払開始時)

(単位:千円)

(借)	長期貸付金	<u>520</u>	<u>(貸)</u>	受取利息	920
	現金預金	<u>400</u>			
(借)	現金預金	<u>4, 000</u>	(貸)	長期貸付金	4,000
(借)	減価償却費	<u>559</u>	<u>(貸)</u>	減価償却累計額	<u>559</u>

X11 年 3 月 31 日 (最終償還期)

(単位:千円)



(借)	長期貸付金	<u>114</u>	(貸)	受取利息	<u>194</u>
	現金預金	<u>80</u>			
(借)	現金預金	<u>4, 000</u>	(貸)	長期貸付金	<u>4, 000</u>
(借)	減価償却費	<u>559</u>	(貸)	減価償却累計額	<u>559</u>
(借)	減価償却累計額	<u>5, 590</u>	(貸)	使用権資産	5, 590



[設例 15] リースの契約条件の変更

[設例 15-1] 独立したリースとして会計処理する場合

前提条件

- 1. A 社(借手) は、2,000 平方メートルの事務所スペースに係る、不動産賃貸借契約を B 社(貸手) と締結した。
- 2. A 社は、第5項に従って、当該契約がリースを含むと判断した。
- 3. リース開始日 X1年4月1日
- 4. 借手のリース期間 10年
- 5. X6年4月1日に、A社とB社は、契約条件を次のように変更することに合意する。
 - ① 残りの 5 年間について同じ建物の追加の 3,000 平方メートルの事務所スペース を契約に含める。
 - ② <u>B 社が A 社による①の追加のスペースの使用を可能にする日は、X6 年 9 月 30 日</u>である。
 - ③ 追加の 3,000 平方メートルの事務所スペースに対するリース料の増額は、当該 スペースの市場賃料に契約の状況を反映するための調整を加えたものである。

会計処理

前提条件5の変更は、リースの契約条件の変更に該当し、次の(1)及び(2)のいずれも満たすため、A社は、当該リースの契約条件の変更について、独立したリースとして取り扱い、当該独立したリースのリース開始日に、リースの契約条件の変更の内容に基づくリース負債を計上し、当該リース負債にリース開始日までに支払った借手のリース料及び付随費用を加算した額により使用権資産を計上する(第41項参照)。

- ア. <u>1 つ以上の原資産を追加することにより、原資産を使用する権利が追加され、リースの範囲が拡大されること</u>
- イ. <u>借手のリース料が、範囲が拡大した部分に対する独立価格に特定の契約の状況に基づく適</u> 切な調整を加えた金額分だけ増額されること

A 社は、独立したリースのリース開始日(X6年9月30日)に、追加の3,000平方メートルの事務所スペースのリースに係る使用権資産及びリース負債を計上する。A 社は、変更前の2,000平方メートルの事務所スペースのリースの会計処理について修正を行わない。

[設例 15-2] リース料の単価の増額を伴いリースの範囲が縮小される場合

前提条件

- 1. A 社(借手) は、5,000 平方メートルの事務所スペースに係る、不動産賃貸借契約を B 社(貸手) と締結した。
- 2. A 社は、第5項に従って、当該契約がリースを含むと判断した。
- 3. リース開始日 X1年4月1日



- 4. 借手のリース期間 10年
- 5. リース料

年額 50,000 千円 支払は毎年3月末

- 6. 借手の追加借入利子率 年6%(借手は貸手の計算利子率を知り得ない。)
- 7. X6年4月1日に、A社とB社は、契約条件を次のように変更することに合意する。
 - ① 同日に変更前のスペースから、2,500平方メートルのみに縮小する。
 - ② 年間リース料を 30,000 千円に変更する。
- 8. X6 年 4 月 1 日現在の借手の追加借入利子率 年 5%
- 9. A 社は、リースの範囲の縮小については変更前の割引率を使用し、リース料の単価の 増額については変更後の割引率を使用する。

会計処理

前提条件7の変更は、リースの契約条件の変更に該当し、リース料の単価の増額を伴い、かつ、事務所スペースの縮小によりリースの範囲が縮小されるものである。A社は、当該リースの契約条件の変更に関して、事務所スペースの縮小とリース料の単価の増額のそれぞれについて、別個に会計処理を行う(第42項参照)。

<u>リースの契約条件の変更前の使用権資産及びリース負債は、[表 15-2]のとおりである。</u> [表 15-2] (単位:千円)

		使用権資産		<u>リース負債</u>			
<u>年</u>	期首残高	減価償却費	期末残高	期首残高	リース料	<u>利息</u>	期末残高
<u>X1</u>	368, 004	36, 800	331, 204	368, 004	50,000	22, 080	340, 084
	(*1)			<u>(*1)</u>			
<u>X2</u>	331, 204	<u>36, 801</u>	294, 403	340, 084	50,000	20, 405	310, 489
<u>X3</u>	294, 403	<u>36, 800</u>	<u>257, 603</u>	310, 489	50,000	18,630	279, 119
<u>X4</u>	<u>257, 603</u>	<u>36, 800</u>	220, 803	<u>279, 119</u>	50,000	16, 747	245, 866
<u>X5</u>	220, 803	36, 801	184, 002	245, 866	50,000	14, 752	210, 618
			<u>②</u>				<u>(1)</u>

(*1) リース開始日(X1年4月1日)における使用権資産及びリース負債の計上額:

$$\frac{50,000}{(1+0.06)} + \frac{50,000}{(1+0.06)^2} + \cdots + \frac{50,000}{(1+0.06)^{10}}$$
= 368,004 千円

(1) 事務所スペースの縮小

事務所スペースを縮小する変更は、リースの契約条件の変更に該当し、リースの範囲が縮小されるものである。A社は、当該リースの契約条件の変更について、当該リースの契



約条件の変更の発効日に、変更後の条件を反映してリース負債を修正し、リースの一部又 は全部の解約を反映するように使用権資産の帳簿価額を減額する。このとき、使用権資産 の減少額とリース負債の修正額とに差額が生じた場合は、当該差額を損益に計上する(第 42項(1)及び(2)①参照)。本設例では、前提条件9により、変更前の割引率を使用する。

X6年4月1日 (リースの契約条件の変更の発効日)

(単位:千円)

 (借)
 リース負債(*2)
 105,309
 (貸)
 使用権資産(*3)
 92,001

 利益(*4)
 13,308

(*2) リース負債の減少額:210,618 千円([表 15-2]の①)×50%(2,500 平方メートル/5,000 平方メートル) =105,309 千円

- (*3)使用権資産の減少額:184,002 千円([表 15-2]の②)×50%(2,500 平方メートル/5,000 平方メートル) =92,001 千円
- (*4) 105,309 千円 (*2) -92,001 千円 (*3) =13,308 千円

(2) リース料の単価の増額

リース料の単価が増額される変更は、リースの契約条件の変更に該当するものの、①1つ以上の原資産を追加するリースの範囲の拡大ではなく(第 41 項参照)、また、②リースの範囲の縮小にも該当しない(第 42 項(2)①参照)、リース料の変更である(第 42 項(2)②参照)。A 社は、当該リースの契約条件の変更について、当該リースの契約条件の変更の発効日に、変更後の条件を反映してリース負債を修正し、当該リース負債の修正額に相当する金額を使用権資産に加減する(第 42 項(1)及び(2)②参照)。本設例では、前提条件 9により、変更後の割引率を使用する。

X6年4月1日(リースの契約条件の変更の発効日)

(単位:千円)

(借) 使用権資産(*6) 24,575 (貸) リース負債(*5) 24,575

(*5) 単価の増額に対応した修正後のリース負債(変更後の年間リース料 30,000 千円の 5 年分を変更後の割引率の年 5%で割り引いた現在価値):

=129,884 千円

<u>リース負債の増加額:129,884 千円-(210,618 千円([表 15-2]の①)-105,309</u> 千円(*2))=24,575 千円

(*6) リース負債の修正額に相当する金額

[設例 15-3] リースの範囲の拡大と縮小の両方が生じる場合



前提条件

- 1. A 社(借手) は、2,000 平方メートルの事務所スペースに係る、不動産賃貸借契約を B 社(貸手) と締結した。
- 2. A 社は、第5項に従って、当該契約がリースを含むと判断した。
- 3. リース開始日 X1年4月1日
- 4. 借手のリース期間 10年
- 5. リース料

年額 100,000 千円 支払は毎年3月末

- 6. 借手の追加借入利子率 年6% (借手は貸手の計算利子率を知り得ない。)
- 7. X6年4月1日に、A社とB社は、契約条件を次のように変更することに合意する。
 - ① X6年4月1日から、1,500平方メートルの事務所スペースを追加する。
 - ② 合計 3,500 平方メートルに係る年間リース料を 150,000 千円とする。なお、リース料は、毎年 3 月末に支払う。
 - ③ 対応するリース料の増額は、範囲が拡大した部分に対する独立価格に特定の契約の状況に基づく適切な調整を加えた金額分だけ増額しているものではない。
 - ④ 契約期間を10年から8年に短縮する。
- 8. X6年4月1日現在のA社の追加借入利子率は、年7%である。
- 9. A社は、次のとおり割引率を使用する。
 - ① 契約期間の短縮によるリースの範囲の縮小について変更前の割引率を使用し、その後、変更後の割引率を使用してリース負債の修正を行う。
 - ② 事務所スペースの追加によるリースの範囲の拡大について変更後の割引率を使用する。

会計処理

前提条件7の変更は、リースの契約条件の変更に該当し、変更前の事務所スペースに係る契約期間の短縮によるリースの範囲の縮小と、事務所スペースの追加によるリースの範囲の拡大の両方を生じさせるものである。A社は、当該リースの契約条件の変更に関して、変更前の事務所スペースに係る契約期間の短縮と事務所スペースの追加のそれぞれについて、別個に会計処理を行う(第42項参照)。

<u>リースの契約条件の変更前の使用権資産及びリース負債は、[表 15-3]のとおりである。</u> [表 15-3] (単位:千円)

	使用権資産			<u>リース負債</u>			
<u>年</u>	期首残高	減価償却費	期末残高	期首残高	リース料	<u>利息</u>	期末残高
<u>X1</u>	<u>736, 009</u>	<u>73, 601</u>	662, 408	<u>736, 009</u>	<u>100, 000</u>	44, 160	<u>680, 169</u>
	<u>(*1)</u>			<u>(*1)</u>			

<u>X2</u>	662, 408	73, 601	588, 807	680, 169	100,000	40,810	620, 979
<u>X3</u>	588, 807	<u>73, 601</u>	<u>515, 206</u>	<u>620, 979</u>	100,000	<u>37, 259</u>	<u>558, 238</u>
<u>X4</u>	515, 206	73, 601	441,605	558, 238	100,000	33, 494	491, 732
<u>X5</u>	441,605	73, 601	368, 004	491, 732	100,000	29, 504	421, 236
			2				<u>①</u>

(*1) リース開始日(X1年4月1日)における使用権資産及びリース負債の計上額:

$$\frac{100,000}{(1+0.06)} + \frac{100,000}{(1+0.06)^2} + \cdots + \frac{100,000}{(1+0.06)^{10}}$$
= 736,009 千円

(1) 変更前の事務所スペースに係る契約期間の短縮(リースの範囲の縮小)

変更前の 2,000 平方メートルの事務所スペースに係る契約期間が短縮される変更は、 リースの契約条件の変更に該当し、リースの範囲が縮小されるものである。A 社は、当該 リースの契約条件の変更について、当該リースの契約条件の変更の発効日に、変更後の条 件を反映してリース負債を修正し、リースの一部又は全部の解約を反映するように使用権 資産の帳簿価額を減額する。このとき、使用権資産の減少額とリース負債の修正額とに差 額が生じた場合は、当該差額を損益に計上する(第 42 項(1)及び(2)①参照)。本設例では、 前提条件9により、変更前の割引率を使用する。その後、変更後の割引率を使用してリー ス負債を修正し、当該リース負債の修正額に相当する金額を使用権資産に加減する(第 42 項(1)及び(2)②参照)。

X6年4月1日(リースの契約条件の変更の発効日)

(単位: 千円)

(借)	リース負債 (*2)	<u>153, 935</u>	(貸)	使用権資産(*3)	<u>147, 202</u>
				利益 (*4)	<u>6, 733</u>
(借)	<u>リース負債(*5)</u>	<u>4,870</u>	<u>(貸)</u>	使用権資産(*6)	<u>4,870</u>

(*2)契約期間の短縮によるリースの範囲の縮小に対応したリース負債(変更前の年間リース料 100,000 千円の変更後の借手の残存リース期間 3 年分を変更前の割引率の年 6%で割り引いた現在価値):

$$\frac{100,000}{(1+0.06)} \pm \frac{100,000}{(1+0.06)^2} \pm \frac{100,000}{(1+0.06)^3}$$

=267,301 千円 (*7)

<u>リース負債の減少額:421,236 千円([表 15-3]の①)-267,301 千円=153,935 千円</u>
(*3) 使用権資産の減少額:368,004 千円([表 15-3]の②)×40%(2 年/5 年)=147,202 千円

(*4) 153,935 千円 (*2) -147,202 千円 (*3) =6,733 千円



(*5) 割引率の変更による修正後のリース負債(変更前の年間リース料 100,000 千円の変 更後の借手の残存リース期間 3 年分を変更後の割引率の年 7%で割り引いた現在価値):

=262,431 千円

リース負債の減少額:267,301千円(*7)-262,431千円=4,870千円

(*6) リース負債の修正額に相当する金額

(2) 事務所スペースの追加(リースの範囲の拡大)

追加の1,500平方メートルの事務所スペースに係る変更は、1つ以上の原資産の追加により原資産を使用する権利が追加され、リースの範囲が拡大されているものの、対応するリース料の増額は、範囲が拡大した部分に対する独立価格に特定の契約の状況に基づく適切な調整を加えた金額分だけ増額しているものではない。したがって、A社は、追加の1,500平方メートルの事務所スペースに係る変更について独立したリースとして会計処理しない(第41項参照)。すなわち、A社は、当該リースの契約条件の変更について、当該リースの契約条件の変更の発効日に、変更後の条件を反映してリース負債を修正し、当該リース負債の修正額に相当する金額を使用権資産に加減する(第42項(1)及び(2)②参照)。本設例では、前提条件9により、変更後の割引率を使用する。

X6年4月1日 (リースの契約条件の変更の発効日)

(単位:千円)

(借) 使用権資産 (*9) 131,216 (貸) リース負債 (*8) 131,216

(*8) 事務所スペースの追加によるリースの範囲の拡大に対応したリース負債の増加額(追加の事務所スペースに係る年間リース料50,000千円(150,000千円-100,000千円)の3年分を変更後の割引率の年7%で割り引いた現在価値):

$$\frac{50,000}{(1+0.07)} + \frac{50,000}{(1+0.07)^2} + \frac{50,000}{(1+0.07)^3}$$
=131,216 千円

(*9) リース負債の修正額に相当する金額

[設例 15-4] 契約期間が延長される場合

前提条件

- 1. A 社(借手) は、5,000 平方メートルの事務所スペースに係る、不動産賃貸借契約を B 社(貸手)と締結した。
- 2. A社は、第5項に従って、当該契約がリースを含むと判断した。



- 3. リース開始日 X1年4月1日
- 4. 借手のリース期間 10年
- 5. リース料

年額 100,000 千円 支払は毎年3月末

- 6. 借手の追加借入利子率 年6% (借手は貸手の計算利子率を知り得ない。)
- 7. X7 年 4 月 1 日に、A 社と B 社は、契約期間を 4 年延長することによって契約条件を変更することに合意する。年間リース料は変わらない。X7 年 4 月 1 日現在の A 社の追加借入利子率は、年 7%である。
- 8. A 社は、当該リースの契約条件の変更に伴い適用する割引率について変更後の割引率 を使用する。

会計処理

前提条件7の変更は、リースの契約条件の変更に該当するものの、①1つ以上の原資産を追加するリースの範囲の拡大ではなく(第41項参照)、また、②リースの範囲の縮小にも該当しない(第42項(2)①参照)、リース料及び契約期間の変更である(第42項(2)②参照)。A社は、当該リースの契約条件の変更について、当該リースの契約条件の変更の発効日に、変更後の条件を反映してリース負債を修正し、当該リース負債の修正額に相当する金額を使用権資産に加減する(第42項(1)及び(2)②参照)。本設例では、前提条件8により、変更後の割引率を使用する。

<u>リースの契約条件の変更前の使用権資産及びリース負債は、[表 15-4]のとおりである。</u> [表 15-4] (単位:千円)

リース負債 使用権資産 リース料 年 期首残高 減価償却費 期末残高 期首残高 利息 期末残高 X1 736,009 73,601 662, 408 736,009 100,000 44, 160 680, 169 (*1)(*1)588, 807 Х2 662, 408 73,601 680, 169 100,000 40,810 620, 979 Х3 588, 807 515, 206 620,979 37, 259 558, 238 73,601 100,000 X4 515, 206 73,601 441,605 558, 238 100,000 33, 494 491, 732 Х5 441,605 73,601 368,004 491, 732 100,000 29,504 421, 236 <u>25, 2</u>75 X6 368,004 73,601 294, 403 421, 236 100,000 346, 511 (1)

(*1) リース開始日(X1年4月1日)における使用権資産及びリース負債の計上額:

$$\frac{100,000}{(1+0.06)} + \frac{100,000}{(1+0.06)^2} + \cdots + \frac{100,000}{(1+0.06)^{10}}$$
= 736,009 千円



X7年4月1日(リースの契約条件の変更の発効日)

(単位:千円)

(借) 使用権資産(*3) 250,619 (貸) リース負債(*2) 250,619

(*2) 修正後のリース負債(年間リース料 100,000 千円の変更後の借手の残存リース期間 8年分を変更後の割引率の年7%で割り引いた現在価値):

=597, 130 千円

リース負債の増加額:597,130千円-346,511千円([表 15-4]の①)=250,619千円

(*3) リース負債の修正額に相当する金額

[設例 15-5] 契約上のリース料のみが変更される場合

前提条件

- 1. A 社(借手) は、5,000 平方メートルの事務所スペースに係る、不動産賃貸借契約を B 社(貸手) と締結した。
- 2. A 社は、第5項に従って、当該契約がリースを含むと判断した。
- 3. リース開始日 X1年4月1日
- 4. 借手のリース期間 10年
- 5. X6 年 4 月 1 日に、A 社と B 社は、残りの 5 年間の契約条件を変更して、年間リース料 (毎年 3 月末に支払)を 100,000 千円から 95,000 千円に減額することに合意する。
- 6. リース開始日現在の借手の追加借入利子率 年 6% (借手は貸手の計算利子率を知り得ない。)
- 7. X6年4月1日現在の借手の追加借入利子率 年7%
- 8. A社は、当該リースの契約条件の変更について変更後の割引率を使用する。

会計処理

前提条件5の変更は、リースの契約条件の変更に該当するものの、①1つ以上の原資産を追加するリースの範囲の拡大ではなく(第41項参照)、また、②リースの範囲の縮小にも該当しない(第42項(2)①参照)、契約上のリース料のみの変更である(第42項(2)②参照)。A社は、当該リースの契約条件の変更について、当該リースの契約条件の変更の発効日に、変更後の条件を反映してリース負債を修正し、当該リース負債の修正額に相当する金額を使用権資産に加減する(第42項(1)及び(2)②参照)。本設例では、前提条件8により、変更後の割引率を使用する。

リースの契約条件の変更前の使用権資産及びリース負債は、[表 15-5]のとおりである。

[表 15-5] (単位:千円)

	使用権資産			<u>リース負債</u>			
<u>年</u>	期首残高	減価償却費	期末残高	期首残高	リース料	<u>利息</u>	期末残高
<u>X1</u>	736, 009	<u>73, 601</u>	662, 408	<u>736, 009</u>	100,000	44, 160	<u>680, 169</u>
	<u>(*1)</u>			<u>(*1)</u>			
<u>X2</u>	<u>662, 408</u>	<u>73, 601</u>	<u>588, 807</u>	<u>680, 169</u>	100,000	<u>40, 810</u>	<u>620, 979</u>
<u>X3</u>	<u>588, 807</u>	<u>73, 601</u>	<u>515, 206</u>	<u>620, 979</u>	<u>100, 000</u>	<u>37, 259</u>	<u>558, 238</u>
<u>X4</u>	<u>515, 206</u>	<u>73, 601</u>	441,605	<u>558, 238</u>	100,000	33, 494	<u>491, 732</u>
<u>X5</u>	441,605	<u>73, 601</u>	368, 004	491, 732	100,000	29, 504	<u>421, 236</u>
							<u>①</u>

(*1) リース開始日 (X1年4月1日) における使用権資産及びリース負債の計上額:

$$\frac{100,000}{(1+0.06)} + \frac{100,000}{(1+0.06)^2} + \cdots + \frac{100,000}{(1+0.06)^{10}}$$
= 736,009 千円

X6年4月1日(リースの契約条件の変更の発効日)

(単位:千円)

(借) リース負債(*2) 31,717 (貸) 使用権資産(*3) 31,717

(*2) 修正後のリース負債(変更後の年間リース料 95,000 千円の 5 年分を変更後の割引率の年 7%で割り引いた現在価値):

=389,519千円

リース負債の減少額:421,236 千円([表 15-5]の①) -389,519 千円=31,717 千円

(*3) リース負債の修正額に相当する金額



[設例 16] リースの契約条件の変更を伴わないリース負債の見直し

前提条件

- 1. A 社(借手) は、建物の1フロアについて解約不能期間が10年で、5年間の延長オプション付きの賃貸借契約をB社(貸手)と締結した。
- 2. A 社は、第5項に従って、当該契約がリースを含むと判断した。
- 3. リース開始日 X1年4月1日
- 4. リース開始日において、A 社は、リースを延長するオプションを行使することが合理的に確実ではないと判断し、借手のリース期間は10年と決定した。
- 5. リース料

支払は毎年4月1日

解約不能期間中の年額 50,000 千円

延長オプション期間中の年額 55,000 千円

- 6. 借手の追加借入利子率 年5% (借手は貸手の計算利子率を知り得ない。)
- 7. A社は、X8年3月31日に新規事業に携わる新規スタッフを採用することを、X7年3月31日に決定する。新規スタッフの採用後に、A社はスタッフの増加に見合った建物の2フロアを必要とするため、X8年3月31日をリース開始日として、既にリースしている建物の別のフロアについて契約期間が8年のリースを締結する。
- 8. 新規のスタッフを A 社が既にリースしている建物と同じ建物に配置することにより、 スタッフを同じ建物に集約して生産性を高めるために、A 社がリースを 10 年の解約 不能期間の終了時に延長する経済的インセンティブが生じる。
- 9. 新規スタッフの採用及び配置は A 社の統制下にある重要な事象であり、延長オプションを行使することが合理的に確実かどうかの A 社の決定に影響を与える。このため、 X7 年 3 月 31 日に、A 社は、新規スタッフの採用及び配置に関する決定の結果として、 リースを延長するオプションを行使することが合理的に確実になっていると判断する。
- 10. X7 年 3 月 31 日における A 社の追加借入利子率 年 6%
- 11. A 社は、上記 9 における延長オプションを行使することが合理的に確実であるかどうかについての見直しにより、変更後の割引率を使用する。

会計処理

延長オプションを行使することが合理的に確実であるかどうかについての見直し前の使用 権資産及びリース負債は[表 16]のとおりである。

	使用権資産				<u>リース</u>	<u>負債</u>	
<u>年</u>	期首残高	減価償却費	期末残高	期首残高	リース料	<u>利息</u>	期末残高
<u>X1</u>	<u>405, 391</u>	40, 539	364, 852	<u>405, 391</u>	50,000	<u>17, 770</u>	<u>373, 161</u>

	<u>(*1)</u>			<u>(*1)</u>			
<u>X2</u>	<u>364, 852</u>	40, 539	<u>324, 313</u>	<u>373, 161</u>	50,000	<u>16, 158</u>	<u>339, 319</u>
<u>X3</u>	<u>324, 313</u>	40, 539	<u>283, 774</u>	<u>339, 319</u>	50,000	14, 466	303, 785
<u>X4</u>	<u>283, 774</u>	40, 539	<u>243, 235</u>	<u>303, 785</u>	50,000	12,689	266, 474
<u>X5</u>	<u>243, 235</u>	<u>40, 539</u>	<u>202, 696</u>	<u>266, 474</u>	<u>50, 000</u>	10,823	<u>227, 297</u>
<u>X6</u>	<u>202, 696</u>	40, 539	<u>162, 157</u>	<u>227, 297</u>	<u>50, 000</u>	<u>8, 865</u>	<u>186, 162</u>
							<u>(1)</u>

(*1) リース開始日(X1年4月1日)における使用権資産及びリース負債の計上額:

=405,391 千円

前提条件 9 における延長オプションを行使することが合理的に確実であるかどうかについての見直しは、リースの契約条件の変更を伴わない借手のリース期間の変更である。A 社は、当該変更に関して、当該変更が生じた日にリース負債について当該変更の内容を反映した借手のリース料の現在価値まで修正し、当該リース負債の修正額に相当する金額を使用権資産に加減する(第 43 項参照)。なお、本設例では、前提条件 11 により、変更後の割引率を使用する。

X7 年 3 月 31 日 (変更が生じた日)

(単位:千円)

(*2) 見直し後のリース負債(解約不能期間の年間リース料 50,000 千円の 4 年分及び延長 オプション期間の年間リース料 55,000 千円の 5 年分をすべて変更後の割引率の年 6%で割り引いた現在価値):

=378,174 千円

リース負債の増加額:378,174千円-186,162千円([表 16]の①)=192,012千円

(*3) リース負債の修正額に相当する金額



[設例 <u>175</u>] 使用権リース資産総額に重要性が乏しいと認められなくなった場合 の取扱い

前提条件

リース物件の借手である A 社は、前事業年度末まで<u>使用権リース</u>資産総額に重要性が乏しいと認められる場合の取扱いである<u>第 37 項(2)</u>適用指針第 31 項を適用し、利息相当額の総額を借手のリース期間中の各期に配分する方法として、定額法(利息相当額の総額を<u>借手の</u>リース期間中の各期にわたり定額で配分する方法)を採用していた。

A 社は、前事業年度の期首(X1 年 4 月 1 日)に機械装置のリース取引(返済スケジュールは [表 5-1]のとおり)を開始していたが、当事業年度の期首(X2 年 4 月 1 日)に同種の機械装置のリース取引(返済スケジュールは[表 5-2]のとおり)を開始した。この新たなリース取引を開始した結果、未経過<u>の借手の</u>リース料の期末残高が当該期末残高、有形固定資産及び無形固定資産の期末残高の合計額に占める割合が 10 パーセント以上となったため、当期より利息法を採用することとした。その他、リース取引開始日以外の条件は[設例 9-1]と同じである。

<u>X1年4月1日に開始した機械装置のリースに関する返済スケジュールは[表 17-1]のとおり</u>である。

[表<u>175</u>-1] (単位:千円)

口	返済日	前月末元本	返済合計	元本分	利息分	月末元本
数						
1	X1. 4. 30	<u>49, 318</u> 48, 000	1,000	<u>671</u> 634	<u>329</u> 366	48, 64747, 366
2	X1. 5. 31	48, 64747, 366	1,000	<u>675</u> 639	<u>325</u> 361	<u>47, 972</u> 46, 727
3	X1. 6. 30	<u>47, 972</u> 46, 727	1,000	<u>681</u> 643	<u>319</u> 357	<u>47, 291</u> 46, 084
4	X1. 7. 31	<u>47, 291</u> 46, 084	1,000	<u>684</u> 648	<u>316</u> 352	<u>46, 607</u> 45, 436
5	X1. 8. 31	<u>46, 607</u> 45, 436	1,000	<u>690</u> 654	<u>310</u> 346	<u>45, 917</u> 44, 782
6	X1. 9. 30	<u>45, 917</u> 44, 782	1,000	<u>694</u> 658	<u>306</u> 342	<u>45, 223</u> 44, 124
7	X1. 10. 31	<u>45, 223</u> 44, 124	1,000	<u>698</u> 664	<u>302</u> 336	<u>44, 525</u> 43, 460
8	X1. 11. 30	44, 52543, 460	1,000	<u>703</u> 668	<u>297</u> 332	43, 82242, 792
9	X1. 12. 31	43, 82242, 792	1,000	<u>708</u> 674	<u>292</u> 326	43, 11442, 118
10	X2. 1. 31	<u>43, 114</u> 42, 118	1,000	<u>713</u> 678	<u>287</u> 322	<u>42, 401</u> 41, 440
11	X2. 2. 28	<u>42, 401</u> 41, 440	1,000	<u>717</u> 684	<u>283</u> 316	<u>41, 684</u> 40, 756
12	X2. 3. 31	<u>41, 684</u> 40, 756	1,000	<u>722</u> 689	<u>278</u> 311	<u>40, 962</u> 40, 067
13	X2. 4. 30	40, 96240, 067	1,000	<u>727</u> 695	<u>273</u> 305	40, 235 39, 372
14	X2. 5. 31	<u>40, 235</u> 39, 372	1,000	<u>732</u> 699	<u>268</u> 301	<u>39, 503</u> 38, 673
15	X2. 6. 30	<u>39, 503</u> 38, 673	1,000	<u>736</u> 705	<u>264</u> 295	<u>38, 767</u> <u>37, 968</u>
•	•	•	•	•	•	•



口	返済日	前月末元本	返済合計	元本分	利息分	月末元本
数						
	•		•	•	:	•
57	X5. 12. 31	<u>3, 934</u> 3, 925	1,000	<u>974</u> 970	<u>26</u> 30	<u>2, 960</u> 2, 955
58	X6. 1. 31	<u>2, 960</u> 2, 955	1,000	<u>980</u> 978	<u>20</u> 22	<u>1, 980</u> 1, 977
59	X6. 2. 28	<u>1, 980</u> 1, 977	1,000	<u>987</u> 985	<u>13</u> 15	<u>993</u> 992
60	X6. 3. 31	<u>993</u> 992	1,000	<u>993</u> 992	<u>7</u> 8	_
	合 計	_	60,000	49, 31848, 000	<u>10, 682</u> 12, 000	_

⁽注)適用利率年<u>89.154</u>%。利息の計算は、月数割りによっている。

<u>X2 年 4 月 1 日に開始した機械装置のリースに関する返済スケジュールは[表 17-2]のとおりである。</u>

[表 175-2] (単位:千円) 返済日 前月末元本 利息分 口 返済合計 元本分 月末元本 数 X2. 4. 30 49, 31848, 000 1,000 671634 329366 48, 64747, 366 1 X2. 5. 31 48, 64747, 366 1,000 675639325361 47, 97246, 727 X2. 6. 30 47, 97246, 727 1,000 68164331935747, 29146, 084 3 4 X2. 7. 31 47, 29146, 084 1,000 684648 316352 46, 60745, 436 46, 60745, 436 5 X2. 8. 31 1,000 690654 310346 45, 91744, 782 45, 91744, 782 306342 6 X2. 9. 30 1,000 694658 45, 22344, 124 7 X2. 10. 31 45, 22344, 124 1,000 698664 302336 44, 52543, 460 43, 82242, 792 8 X2. 11. 30 44, 52543, 460 703668 $297\frac{332}{}$ 1,000 43, 11442, 118 9 X2. 12. 31 43, 82242, 792 1,000 708674 292326 42, 40141, 440 X3. 1. 31 43, 11442, 118 713678 287322 10 1,000 42, 40141, 440 X3. 2. 28 283316 41, 68440, 756 11 1,000 717684 722689278311 40, 96240, 067 12 X3. 3. 31 41, 68440, 756 1,000 57 X6. 12. 31 3, 9343, 925 1,000 974970 26302,9602,9552, 9602, 955 2022 1, 9801, 977 58 X7. 1. 31 1,000 980978 987985 59 X7. 2. 28 1, 9801, 977 1,000 1315 993992 993992 60 X7. 3. 31 993992 1,000 78 合 計 60,000 | 49,31848,000 | 10,68212,000

⁽注)適用利率年89.154%。利息の計算は、月数割りによっている。



この場合、すべてのリース取引を利息法で処理する方法と新たなリース取引のみを利息法で 処理する方法が考えられる。

1. すべてのリース取引を利息法で処理する方法

(1) 前事業年度

X1年4月1日 (リース取引開始日)

(単位:千円)

(借)	使用権リース資産	<u>49, 318</u> 48, 000	(貸)	リース <u>負債債務</u>	<u>49, 318</u> 48, 000

X1年6月30日(第3回支払日·第1四半期決算日)

(単位:千円)

(借)	リース <u>負債債務(*</u>	<u>822</u> 800	(貸)	現金預金	1,000
	2)				
	支払利息 (*1)	<u>178</u> 200			
(借)	減価償却費(*3)	2, 466 ₂ , 400	(貸)	減価償却累計額	<u>2, 466</u> 2, 400

(*1) 支払利息は、利息相当額の総額 10,68212,000 千円を、<u>借手の</u>リース期間中の各期に わたり定額で配分する。

10,68212,000 千円×1年/5年×1か月/12か月=178200 千円

- (*2) 1,000 千円-178200 千円=822800 千円
- (*3) 減価償却費は、<u>借手の</u>リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして計算する。 <u>49,31848,000</u>千円×1年/5年×3<u>か</u>月/12<u>か</u>月=<u>2,4662,400</u>千円

X2年3月31日 (第12回支払日·決算日)

(単位:千円)

						(<u>+ - 1 1 1 1 1 1 1 1 1 </u>
(1	借)	リース <u>負債債務</u>	<u>822</u> 800	(貸)	現金預金	1,000
		支払利息	<u>178</u> 200			
(1	告)	減価償却費	2, 466 ₂ , 400	(貸)	減価償却累計額	<u>2, 466</u> 2, 400

(2) 当事業年度

X2年4月1日 (新リース取引開始日)

(単位:千円)

(借)	使用権リース資産	<u>49, 318</u> 48, 000	(貸)	リース <u>負債債務</u>	<u>49, 318</u> 4 8, 000
(借)	(*4) <u>支払利息特別損失</u> (*5)	<u>1, 508</u> 1, 667	(貸)	リース <u>負債債務</u>	<u>1, 508</u> 1, 667

(*4) 新リース取引分



(*5) 過年度の支払利息を利息法で計算した場合と過年度に定額法で計上した支払利息と の差額を計上する。

過年度の支払利息を利息法で計算した場合: [表 $\underline{175}$ -1] より $\underline{329366}$ -千円+・・・+ $278\overline{311}$ -千円=3,6444,067-千円

過年度の支払利息を定額法で計算した場合 10,682 12,000 千円×1 年/5 年= 2,136 2,400 千円

3,6444,067千円-2,1362,400千円=1,5081,667千円

X2年6月30日(各第15回/第3回支払日·第1四半期決算日)

(単位:千円)

(借)	リース <u>負債債務(</u> *	<u>1, 417</u> 1, 348	(貸)	現金預金	2,000
	7)				
	支払利息 (*6)	<u>583</u> 652			
(借)	減価償却費(*8)	<u>4, 932</u> 4 , 800	(貸)	減価償却累計額	<u>4, 932</u> 4, 800

- (*6) <u>264295</u>千円 ([表 <u>175</u>-1]より。) +319357千円 ([表 <u>175</u>-2]より。) =583652千円
- (*7) 1,000 千円×2-583652 千円=1,4171,348 千円
- (*8) 減価償却費は、<u>借手の</u>リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして計算する。 (<u>49</u>, 31848, 000-千円×1年/5年×3<u>か</u>月/12<u>か</u>月)×2台=<u>4, 932</u>4, 800-千円

以後も同様な会計処理を行う。

2. 新たなリース取引のみを利息法で処理する方法

(1) 前事業年度

X1年4月1日 (リース取引開始日)

(単位:千円)

(借) <u>使用権リース</u>資産 <u>49,31848,000</u> (貸) リース<u>負債債務</u> <u>49,31848,000</u>

X1年6月30日(第3回支払日·第1四半期決算日)

<u>(単位:千円)</u>

(借)	リース <u>負債債務(*</u>	<u>822</u> 800	(貸)	現金預金	1,000
	2)				
(借)	支払利息 (*1)	<u>178</u> 200			
	減価償却費(*3)	<u>2, 466</u> 2, 400	(貸)	減価償却累計額	2, 466 2, 400

(*1) 支払利息は、利息相当額の総額 10,68212,000 千円を、<u>借手の</u>リース期間中の各期に わたり定額で配分する。

10,68212,000千円×1年/5年×1か月/12<u>か</u>月= $\underline{178200}$ 千円

- (*2) 1,000 千円-178200千円=822800千円
- (*3) 減価償却費は、<u>借手の</u>リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして計算する。 <u>49,31848,000</u>千円×1年/5年×3<u>か</u>月/12<u>か</u>月=2,4662,400</u>千円

X2 年 3 月 31 日 (第 12 回支払日·決算日)

(単位:千円)

(借)	リース <u>負債債務</u>	<u>822</u> 800	(貸)	現金預金	1,000
	支払利息	<u>178</u> 200			
(借)	減価償却費	2, 466 2, 400	(貸)	減価償却累計額	<u>2, 466</u> 2, 400

(2) 当事業年度

X2年4月1日 (新リース取引開始日)

(単位:千円)

(借)	使用権リース資産	49, 31848, 000	(貸)	リース <u>負債</u> 債務	49, 31848, 000
	(*4)				

(*4) 新リース取引分

X2年6月30日(各第15回/第3回支払日·第1四半期決算日)

(単位:千円)

(借)	リース <u>負債</u> 債務	<u>1, 503</u> 1, 443	(貸)	現金預金	2,000
	(*6)				
	支払利息(*5)	<u>497</u> 557			
(借)	減価償却費(*7)	<u>4, 932</u> 4, 800	(貸)	減価償却累計額	<u>4, 932</u> 4, 800

(*5) それぞれの利息相当額の総額 10,68212,000 千円は、従来からのリース取引については借手のリース期間中の各期にわたり定額で配分し、新たなリース取引については利息法で計上する。

従来からのリース取引分: $\underline{10,68212,000}$ 千円×1 年/5 年×1 か月/12 か月= $\underline{178200}$ 千円

新リース取引分:319357-千円([表 175-2]より。)

178200千円 +319357千円 =497557千円

- (*6) 1,000 千円×2-497557千円=1,503 $\frac{1,443}{1}$ 千円
- (*7) 減価償却費は、<u>借手の</u>リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして計算する。 ($\underline{49}$, $\underline{31848}$, $\underline{000}$ 千円×1年/5年×3<u>か</u>月/12<u>か</u>月)×2台= $\underline{4}$, $\underline{9324}$, $\underline{800}$ 千円

以後も同様な会計処理を行う。

Ⅳ. サブリース取引

[設例 18] サブリース取引

[設例 18-1] サブリースがファイナンス・リースに該当する場合

前提条件

- 1. ヘッドリース
 - ① 所有権移転条項 なし
 - ② 割安購入選択権 なし
 - ③ 原資産は特別仕様ではない。
 - ④ リース開始日 X1年4月1日
 - ⑤ 借手及び貸手のリース期間 5年
 - <u>⑥</u> リース料

月額 1,000 千円 支払は毎月末

借手のリース期間に係る月額リース料の合計額 60,000 千円

- ⑦ 借手の減価償却方法 定額法 (減価償却費は、四半期ごとに計上するものとする。)
- ⑧ 借手の追加借入利子率 年8%(借手は貸手の計算利子率を知り得ない。)
- ⑨ 借手の付随費用 ゼロ
- ⑩ 決算日 3月31日
- 2. サブリース
 - ① 所有権移転条項 なし
 - ② 割安購入選択権 なし
 - ③ 原資産は特別仕様ではない。
 - ④ リース開始日 X2年4月1日 (X2年度期首にサブリースを締結)
 - ⑤ 借手及び貸手のリース期間 4年
 - ⑥ リース料

月額 1,200 千円 支払は毎月末

貸手のリース期間に係る月額リース料の合計額 57,600千円

- ⑦ 貸手の見積残存価額 ゼロ
- ⑧ サブリースの計算利子率を算定することは容易ではない。

会計処理

(1) X2 年 3 月 31 日まで

① ヘッドリースの借手(中間的な貸手)

ヘッドリースの借手(中間的な貸手)は、ヘッドリースの貸手の計算利子率を知り得ないため、借手の追加借入利子率である年8%を用いて借手のリース料60,000千円を現在価値に割り引くと、次のとおり49,318千円がリース開始日に算定されたリース負債及び



使用権資産の計上額となる (第34項及び第85項参照)。

$$\frac{1,000}{\underline{(1+0.08\times1/12)}} + \frac{1,000}{\underline{(1+0.08\times1/12)^2}} + \cdots + \frac{1,000}{\underline{(1+0.08\times1/12)^{60}}}$$
=49,318 千円

リース負債の返済スケジュールは、[表 18-1-1]のとおりである。

[表 18-1-1] _(単位:千円)

-						
回数	返済日	前月末元本	返済合計	<u>元本分</u>	利息分	月末元本
<u>1</u>	<u>X1. 4. 30</u>	<u>49, 318</u>	<u>1,000</u>	<u>671</u>	<u>329</u>	48, 647
<u>2</u>	<u>X1. 5. 31</u>	48, 647	<u>1,000</u>	<u>675</u>	<u>325</u>	<u>47, 972</u>
<u>3</u>	<u>X1. 6. 30</u>	<u>47, 972</u>	<u>1, 000</u>	<u>681</u>	<u>319</u>	<u>47, 291</u>
÷	÷	=	=	<u></u>	<u></u>	<u></u>
9	<u>X1. 12. 31</u>	43,822	<u>1, 000</u>	<u>708</u>	<u>292</u>	<u>43, 114</u>
<u>10</u>	<u>X2. 1. 31</u>	<u>43, 114</u>	<u>1,000</u>	<u>713</u>	<u>287</u>	<u>42, 401</u>
<u>11</u>	<u>X2. 2. 28</u>	<u>42, 401</u>	<u>1,000</u>	<u>717</u>	<u>283</u>	<u>41, 684</u>
<u>12</u>	<u>X2. 3. 31</u>	<u>41, 684</u>	<u>1,000</u>	<u>722</u>	<u>278</u>	<u>40, 962</u>
<u>13</u>	<u>X2. 4. 30</u>	<u>40, 962</u>	<u>1,000</u>	<u>727</u>	<u>273</u>	40, 235
<u>14</u>	<u>X2. 5. 31</u>	<u>40, 235</u>	<u>1,000</u>	<u>732</u>	<u>269</u>	<u>39, 503</u>
<u>15</u>	<u>X2. 6. 30</u>	<u>39, 503</u>	<u>1,000</u>	<u>736</u>	<u>264</u>	<u>38, 767</u>
<u>÷</u>	÷	$\stackrel{\cdot}{\Longrightarrow}$	=	<u></u>	<u></u>	<u></u>
<u>57</u>	<u>X5. 12. 31</u>	<u>3, 934</u>	<u>1,000</u>	<u>974</u>	<u>26</u>	<u>2, 960</u>
<u>58</u>	<u>X6. 1. 31</u>	<u>2, 960</u>	<u>1,000</u>	<u>980</u>	<u>20</u>	<u>1, 980</u>
<u>59</u>	<u>X6. 2. 28</u>	<u>1, 980</u>	<u>1,000</u>	<u>987</u>	<u>13</u>	<u>993</u>
<u>60</u>	<u>X6. 3. 31</u>	<u>993</u>	<u>1,000</u>	<u>993</u>	<u>7</u>	_
	<u>合 計</u>	<u> </u>	60,000	49, 318	<u>10, 682</u>	

(注)適用利率年8%。利息の計算は、月数割りによっている。

X1年4月1日 (ヘッドリースの開始日)

(単位:千円)

(借) 使用権資産 <u>49,318</u> (貸) リース負債 <u>49,318</u>

X2年3月31日 (ヘッドリースの第12回支払日・決算日)

(単位:千円)



(借)	リース負債 (*1)	<u>722</u>	(貸)	現金預金	<u>1,000</u>
	支払利息 (*1)	<u>278</u>			
(借)	減価償却費 (*2)	<u>2, 466</u>	(貸)	減価償却累計額	<u>2, 466</u>

(*1) リース負債の元本返済額及び支払利息は、[表 18-1-1]より。

(*2)減価償却費は、借手のリース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして計算する。 49,318 千円×1 年/5 年×3 か月/12 か月=2,466 千円

(2) X2年4月1日以降

- ① サブリースの貸手(中間的な貸手)
 - <u>ア.</u> サブリースの分類 (第 87 項参照)

サブリース期間 4 年/ヘッドリース期間の残存期間 4 年=100% ≥ 75%

このリースはファイナンス・リースに該当する。

<u>なお、貸手のリース期間による判定でファイナンス・リースに該当しない場合、現在</u> 価値基準における判定を行う。

前提条件2.①から③より、サブリースに所有権移転条項又は割安購入選択権がなく、 また、原資産は特別仕様ではないため、所有権移転ファイナンス・リースには該当しない。 したがって、サブリースは、所有権移転外ファイナンス・リースに該当する。

<u>イ.</u> サブリースの会計処理 (第85項(1)参照)

サブリースの貸手(中間的な貸手)がヘッドリースに使用した借手の追加借入利子率である年8%を用いて貸手のリース料を現在価値に割り引いた金額である49,154千円がリース投資資産の計上額となる。

$$\frac{1,200}{(1+0.08\times1/12)} + \frac{1,200}{(1+0.08\times1/12)^2} + \cdots + \frac{1,200}{(1+0.08\times1/12)^{48}}$$
=49,154 千円

この場合のリース投資資産の回収スケジュールは、[表 18-1-2]のとおりである。

[表 18-1-2] <u>(単位:千円)</u>

回数	回収日	前月末元本	回収合計	<u>元本分</u>	利息分	月末元本
<u>1</u>	<u>X2. 4. 30</u>	49, 154	<u>1, 200</u>	<u>873</u>	<u>327</u>	<u>48, 281</u>
<u>2</u>	<u>X2. 5. 31</u>	48, 281	<u>1, 200</u>	<u>878</u>	<u>322</u>	<u>47, 403</u>
<u>3</u>	<u>X2. 6. 30</u>	47, 403	<u>1, 200</u>	<u>884</u>	<u>316</u>	46, 519
÷	÷		<u>:</u>	<u>:</u>	<u>:</u>	<u>:</u>

回数	回収日	前月末元本	回収合計	<u>元本分</u>	利息分	月末元本
9	<u>X2. 12. 31</u>	42,010	<u>1, 200</u>	<u>920</u>	<u>280</u>	<u>41, 090</u>
<u>10</u>	<u>X3. 1. 31</u>	41,090	<u>1, 200</u>	<u>926</u>	<u>274</u>	<u>40, 164</u>
<u>11</u>	<u>X3. 2. 28</u>	40, 164	<u>1, 200</u>	<u>932</u>	<u>268</u>	<u>39, 232</u>
<u>12</u>	<u>X3. 3. 31</u>	<u>39, 232</u>	<u>1, 200</u>	<u>938</u>	<u>262</u>	<u>38, 294</u>
$\frac{\cdot}{\div}$	-++	<u></u>	``		<u></u>	:
<u>45</u>	<u>X5. 12. 31</u>	<u>4, 721</u>	<u>1, 200</u>	<u>1, 169</u>	<u>31</u>	<u>3, 552</u>
<u>46</u>	<u>X6. 1. 31</u>	<u>3, 552</u>	<u>1, 200</u>	<u>1, 176</u>	<u>24</u>	<u>2, 376</u>
<u>47</u>	<u>X6. 2. 28</u>	<u>2, 376</u>	<u>1, 200</u>	<u>1, 184</u>	<u>16</u>	<u>1, 192</u>
<u>48</u>	<u>X6. 3. 31</u>	<u>1, 192</u>	<u>1, 200</u>	<u>1, 192</u>	<u>8</u>	
	<u>合</u> 計		<u>57, 600</u>	49, 154	<u>8, 446</u>	

(注)適用利率年8%。利息の計算は、月数割りによっている。

X2年4月1日 (サブリースの開始日)

(単位:千円)

(借)	リース投資資産 (*1)	<u>49, 154</u>	(貸) 使用権資産(*2)	<u>49, 318</u>
	減価償却累計額(*3)	9,864	<u>利益</u>	9,700

- (*1) リース投資資産は、[表 18-1-2]より。
- (*2) X1 年 4 月 1 日の使用権資産残高
- (*3) 49,318 千円×1 年/5 年(X1 年 4 月 1 日から X2 年 3 月 31 日までの減価償却費)

X2年4月30日(サブリースの第1回回収日)

(単位:千円)

(借) 現金預金	<u>1, 200</u>	(貸)	リース投資資産 (*4)	<u>873</u>
			受取利息 (*4)	327

(*4) リース投資資産の元本回収額及び受取利息は、[表 18-1-2]より。

以後も同様な会計処理を行う。

② ヘッドリースの借手(中間的な貸手)

X2年4月30日 (ヘッドリースの第13回支払日)

(単位:千円)

(借) リース負債(*5)	<u>727</u>	(貸) 現金預金	<u>1,000</u>
支払利息 (*5)	273		

(*5) リース負債の元本返済額及び支払利息は、[表 18-1-1]より。



以後も同様な会計処理を行う。

[設例 18-2] サブリースがオペレーティング・リースに該当する場合

前提条件

[設例 18-1]の前提条件の 2. ⑤及び⑥に替えて、次の前提条件を置く。その他の条件は[設例 18-1]と同一とする。

- 2. サブリース
 - ⑤ 借手及び貸手のリース期間 1年
 - ⑥ リース料

月額 1,200千円 支払は毎月末

借手及び貸手のリース期間に係る月額リース料の合計額 14,400 千円

会計処理

- (1) X2年3月31日まで
 - ① <u>ヘッドリースの借手(中間的な貸手)</u> [設例 18-1] と同様の会計処理を行う。

(2) X2 年 4 月 1 日以降

- ① サブリースの貸手(中間的な貸手)
 - ア. サブリースの分類(第87項参照)

サブリース期間1年/ヘッドリース期間の残存期間4年=25%<75%

なお、サブリースにおける貸手のリース期間に係る貸手のリース料の現在価値と独立 第三者間取引における使用権資産のリース料の比較においては、経済的利益とコストの ほとんどすべてが移転しないことは明らかである。

したがって、サブリースはオペレーティング・リースに該当する。

イ. サブリースの会計処理 (第85項(2)参照)

<u>X2年4月1日 (サブリースの開</u>始日)

仕訳なし

X2年4月30日(サブリースの第1回回収日)

(単位:千円)

(借) 現金預金 1,200 (貸) 受取リース料 (*1) 1,200

(*1) オペレーティング・リースの会計処理を行う。

以後も同様な会計処理を行う。



② ヘッドリースの借手(中間的な貸手)

X2年6月30日 (ヘッドリースの第15回支払日・第1四半期決算日)

(単位:千円)

_	(借)	リース負債 (*2)	<u>736</u>	(貸)	現金預金	<u>1,000</u>
_	(借)	支払利息 (*2)	<u>264</u>			
_	(借)	減価償却費(*3)	2,466	(貸)	減価償却累計額	2,466

(*2) リース負債の元本返済額及び支払利息は、[表 18-1-1]より。

(*3) 減価償却費は、借手のリース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして計算する。 49,318 千円×1 年/5 年×3 か月/12 か月=2,466 千円

[設例 196] 転リース取引

前提条件

1. B 社は A 社から賃借し、同時に C 社に転貸する転リース取引を実施している。 前提条件

- 2. (1) A 社からの賃借(「設例 9-1]と同様)
 - ① 所有権移転条項 なし
 - ② 割安購入選択権 なし
 - ③ 原資産リース物件は特別仕様ではない。
 - ④ リース開始日 X1年4月1日
 - ①⑤ 解約不能の借手のリース期間 5年
 - ⑤ B社の見積現金購入価額 48,000 千円 (A社のリース物件の購入価額はこれと等しいが、B社において当該価額は明らかではない。)
 - ⑥ リース料

月額 1,000 千円 支払は毎月末 借手のリース期間に係る月額リース料の合計総額 60,000 千円

- (7) 原資産リース物件(機械装置)の経済的耐用年数8年
- ⑧ 減価償却方法 定額法
- ⑨ B社の追加借入利子率 年8% (ただし、B社はA社の計算利子率を知り得ない。)
- ⑩ B社の付随費用 ゼロ
- 3. (2) C 社への転貸
 - ① 所有権移転条項 なし
 - ② 割安購入選択権 なし
 - ③ 原資産リース物件は特別仕様ではない。
 - ④ リース開始日 X1年4月1日
 - ④⑤ 解約不能の貸手のリース期間 5年
 - 56 リース料

月額 1,005 千円 支払は毎月末 <u>貸手のリース期間に係る月額</u>リース料<u>の合計総額</u> 60,300 千円 貸手側と借手側のリース料の差額 300 千円が、B 社の手数料となる。

- ⑦ B社による原資産の見積現金購入価額 48,000 千円
- ⑥⑧ 貸手の見積残存価額はゼロである。
- 4. (3) その他
 - ① 本転リース取引における利息相当額の各期への配分は、利息法によっている。
 - ② リース取引開始日 X1 年 4 月 1 日、決算日 3 月 31 日

1. リースの分類(第 58 項参照)(1)ファイナンス・リース取引の判定



B 社の借手としてのリース取引は、[設例 1]と同様の条件であるため、所有権移転外ファイナンス・リース取引に該当する。

また、B 社の貸手としてのリース取引もは、原資産の見積残存価額がゼロであるため、 貸手のリース料を貸手の計算利子率で割り引いた現在価値は、貸手による原資産の見積現 金購入価額と等しくなる。なお、当該現在価値は[設例 9-1]と同様、48,000 千円となる。 現在価値 48,000 千円/見積現金購入価額 48,000 千円=100%≥90%

前提条件に基づき判定を行うと、3. ①から③より、B 社の貸手としてのリースに所有権 移転条項又は割安購入選択権がなく、また、原資産は特別仕様ではないため、所有権移転 外ファイナンス・リース取引に該当する。

2. 会計処理(2) B社の会計処理

B社の借手としてのリース負債の算定方法は、[設例 9-1]の(1)借手と同様である。 リース投資資産の回収スケジュール及びリース<u>負債債務</u>の返済スケジュールは、[表 619]に示すのとおりであるとする。

[表 196] (単位:千円)

口	回収日	前月末	回収	手数料	返済	元本分	利息分	月末元本
数	(貸手)	元本	合計	収入	合計	(貸手)	(貸手)	(貸手)
	返済日	(貸手)	(貸手)	(貸手)	(借手)	(借手)	(借手)	(借手)
	(借手)	(借手)						
1	X1. 4. 30	<u>49, 318</u>	1,005	5	1,000	<u>671</u>	<u>329</u>	48, 647
		48, 000				634	366	47, 366
2	X1. 5. 31	48,647	1,005	5	1,000	<u>675</u>	<u>325</u>	47, 972
		47, 366				639	361	46, 727
3	X1. 6. 30	<u>47, 972</u>	1,005	5	1,000	<u>681</u>	<u>319</u>	<u>47, 291</u>
		46, 727				643	357	46, 084
	:	:	:	:	:	:	:	•
9	X1. 12. 31	43,822	1,005	5	1,000	<u>708</u>	<u>292</u>	43, 114
		42, 792				674	326	42, 118
10	X2. 1. 31	43, 114	1,005	5	1,000	<u>713</u>	<u>287</u>	<u>42, 401</u>
		42, 118				678	322	41, 440
11	X2. 2. 28	<u>42, 401</u>	1,005	5	1,000	<u>717</u>	<u>283</u>	<u>41, 684</u>
		41, 440				684	316	40, 756
12	X2. 3. 31	<u>41, 684</u>	1,005	5	1,000	<u>722</u>	<u>278</u>	<u>40, 962</u>
		40, 756				689	311	40, 067
•	•	•	•	•	•	•	•	•

	1							,
回	回収日	前月末	回収	手数料	返済	元本分	利息分	月末元本
数	(貸手)	元本	合計	収入	合計	(貸手)	(貸手)	(貸手)
	返済日	(貸手)	(貸手)	(貸手)	(借手)	(借手)	(借手)	(借手)
	(借手)	(借手)						
	•	•	•		•	:		•
57	X5. 12. 31	<u>3, 934</u>	1,005	5	1,000	<u>974</u> 970	<u>26</u> 30	<u>2, 960</u>
		3, 925						2, 955
58	X6. 1. 31	<u>2, 960</u>	1,005	5	1,000	<u>980</u>	<u>20</u>	<u>1, 980</u>
		2, 955				978	22	1,977
59	X6. 2. 28	<u>1, 980</u>	1,005	5	1,000	<u>987</u>	<u>13</u>	993
		1, 977				985	15	992
60	X6. 3. 31	<u>993</u>	1,005	5	1,000	<u>993</u>	<u>7</u>	_
		992				992	8	
	合 計	_	60, 300	300	60,000	49, 318	10,682	_
						48,000	12, 000	

(注)適用利率年89.154%。利息の計算は、月数割りによっている。

X1年4月1日 (リース取引開始日)

(単位:千円)

(借)	リース投資資産 (*1)	49, 318	(貸)	リース <u>負債</u> 債務	49, 318
		48,000		(*1)	48,000

(*1) ここでは、利息相当額控除後の金額で計上している(第8947-項参照)。

X1年4月30日(第1回回収日)

(単位:千円)

(借)	現金預金 (*2)	1,005	(貸)	リース投資資産 (*3)	<u>671</u> 634
				預り金(*4)	<u>329</u> 366
				転リース差益 (*5)	5

- (*2) C社からの回収額
- (*3) リース投資資産の減少額は、[表 196]より。
- (*4) この転リース取引において手数料収入以外の利益は生じないため、利息相当額については預り金として処理している。
- (*5) 貸手としてのリース料総額-60,300 千円と借手としてのリース料総額-60,000 千円との差額 300 千円を毎月、定額(5 千円)で手数料として配分する(第89項参照)。

X1年4月30日(第1回支払日)



(単位:千円)

(借)	リース <u>債務</u> 負債(* 7)	<u>671</u> 634	(貸)	現金預金(*6)	1,000
	預り金	<u>329</u> 366			

- (*6) A 社への返済額
- (*7) リース負債債務の減少額

以後も同様な会計処理を行う。

なお、第<u>8947</u>-項なお書きに従い、リース投資資産とリース<u>負債債務</u>を利息相当額控除前の金額で計上する場合には、X1年4月30日(第1回回収日・第1回支払日)において、上記の預り金部分を、リース投資資産の回収及びリース<u>負債債務</u>の返済として処理することとなる。



V. 経過措置

[設例 20] 企業会計基準第 13 号においてオペレーティング・リース取引に分類していたリース

前提条件

- 1. リース開始日 X1年4月1日
- 2. 借手のリース期間 5年
- 3. リース料

年額10,000千円 支払は毎年3月末

借手のリース期間に係る年額リース料の合計額 50,000 千円

- 4. 借手の減価償却方法 定額法
- 5. 借手の追加借入利子率 年 5% (X2 年 4 月 1 日時点)
- 6. 借手の付随費用 ゼロ
- 7. 決算日 3月31日
- 8. 会計基準及び本適用指針(以下「会計基準等」という。)を、X2年4月1日以後開始 する事業年度から適用する。
- 9. 企業会計基準第13号においてオペレーティング・リース取引に分類していたリースについて、本適用指針第117項の経過措置を適用する。

<u>リース開始日から 5 年間にわたる借手のリース期間の借手のリース料を会計基準等の適用</u> 初年度の期首時点の借手の追加借入利子率 (5%) を用いて割り引いた場合のリース負債の返済 スケジュールは、[表 20]のとおりである。

[表 20] (単位:千円)

回数	返済日	期首元本	返済合計	<u>元本分</u>	利息分	期末元本
<u>1</u>	<u>X2. 3. 31</u>	43, 295	<u>10, 000</u>	<u>7,835</u>	<u>2, 165</u>	<u>35, 460</u>
<u>2</u>	<u>X3. 3. 31</u>	<u>35, 460</u>	<u>10, 000</u>	8, 228	<u>1,772</u>	27, 232
<u>3</u>	<u>X4. 3. 31</u>	<u>27, 232</u>	<u>10, 000</u>	<u>8,638</u>	<u>1, 362</u>	<u>18, 594</u>
<u>4</u>	<u>X5. 3. 31</u>	<u>18, 594</u>	<u>10, 000</u>	<u>9,070</u>	<u>930</u>	<u>9, 524</u>
<u>5</u>	<u>X6. 3. 31</u>	<u>9, 524</u>	<u>10, 000</u>	<u>9, 524</u>	<u>476</u>	=
	<u>合計</u>		<u>50, 000</u>	<u>43, 295</u>	<u>6, 705</u>	=

(注) 適用利率年 5%

借手

(1) X2 年 3 月 31 日以前(会計基準等の適用開始日前)に計上された仕訳の合計

(単位:千円)

(借) 支払リース料 (*1) <u>10,000</u> (貸) 現金預金 <u>10,000</u>



(*1) 10,000 千円×1 年=10,000 千円

(2) 会計基準等の適用初年度の会計処理

① 本適用指針第 117 項(2)①を適用して、使用権資産についてリース開始日から会計基準 第 35 項又は第 36 項を適用していたかのような帳簿価額とした場合

(単位:千円)

(借)	使用権資産(*2)	<u>34, 636</u>	(貸)	リース負債 (*1)	35, 460
	利益剰余金	<u>824</u>			

- (*1) 会計基準等の適用初年度の期首時点における残りの借手のリース料を当該適用初年 度の期首時点の借手の追加借入利子率を用いて割り引いた現在価値によるリース負 債計上額([表 20]より。)。
- (*2) 会計基準等がリース開始日から適用されていたかのような帳簿価額(適用初年度の 期首時点の借手の追加借入利子率を用いて割り引く。)=リース取引開始日の使用権 資産計上額43,295千円([表20]より。)-過年度減価償却費8,659千円(43,295千 円×1年/5年)
- ② 本適用指針第117項(2)②を適用して、使用権資産をリース負債と同額にした場合

(単位:千円)

- (借) 使用権資産 (*2) 35,460 (貸) リース負債 (*1) 35,460
- (*1) 会計基準等の適用初年度の期首時点における残りの借手のリース料を当該適用初年 度の期首時点の借手の追加借入利子率を用いて割り引いた現在価値によるリース負 債の計上額([表 20]より。)。
- (*2)(*1)で算定されたリース負債と同額。



参考付録

1993年リース取引会計基準で必要とされていた注記事項

(借___手)

- 1. <u>本</u>適用指針第 <u>11079</u>-項に定める <u>1993 年リース取引改正前</u>会計基準で必要とされていた 注記事項とは、次の事項をいう。 (注 1)
 - (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び 期末残高相当額
 - ① リース物件の取得価額相当額は、リース取引開始時に合意されたリース料総額 から、これに含まれている利息相当額の合理的な見積額を控除した額に基づいて 算定する。(注 2)
 - ② リース物件の減価償却累計額相当額は、通常の減価償却の方法に準じて算定する。(注 3)
 - ③ リース物件の期末残高相当額は、当該リース物件の取得価額相当額から減価償却累計額相当額及び減損損失累計額相当額を控除することによって算定する。
 - ④ リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額は、リース物件の種類別に記載する。リース物件の種類は、貸借対照表記載の固定資産の科目に準じて分類する。
 - (2) 未経過リース料期末残高相当額等
 - ① 未経過リース料期末残高相当額は、期末現在における未経過リース料(貸借対 照表日後のリース期間に係るリース料をいう。以下同じ。)から、これに含まれ ている利息相当額の合理的な見積額を控除することによって算定する。(注 2)
 - ② 未経過リース料期末残高相当額は、貸借対照表日後1年以内のリース期間に係るリース料の額と1年を超えるリース期間に係るリース料の額とに分けて記載する。
 - ③ リース資産減損勘定(リース資産に配分された減損損失に対応する負債をいう。 以下同じ。)
 - (3) 当期の支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息 相当額及び減損損失(注2)
 - (4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

利息相当額の算定方法には、利息相当額の合理的な見積額の算定方法及び当該利息相当額の各期への配分方法を記載する。

(貸 手)

- 2. <u>本</u>適用指針第 <u>11282</u>-項に定める <u>1993 年リース取引改正前</u>会計基準で必要とされていた 注記事項とは、次の事項をいう。
 - (1) リース物件の取得価額、減価償却累計額、減損損失累計額及び期末残高 貸借対照表記載の固定資産に含まれているリース物件の取得価額、減価償却累計額、 減損損失累計額及び期末残高をリース物件の種類別に記載する。リース物件の種類は、 貸借対照表記載の固定資産の科目に準じて分類する。

期末残高を算定するにあたっては、減損損失累計額を控除する。

- (2) 未経過リース料期末残高相当額
 - ① 未経過リース料期末残高相当額は、期末現在における未経過リース料及び見積 残存価額の合計額から、これに含まれている利息相当額を控除することによって 算定する。(注 4) (注 5)
 - ② 未経過リース料期末残高相当額は、貸借対照表日後1年以内のリース期間に係るリース料の額と1年を超えるリース期間に係るリース料の額とに分けて記載する。
- (3) 当期の受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額(注5)
- (4) 利息相当額の算定方法 利息相当額の算定方法には、利息相当額の各期への配分方法を記載する。
- (注1) リース期間が1年未満のリース取引及び企業の事業内容に照らして重要性の乏しい リース取引でリース契約1件当たりの金額が少額なリース取引(リース契約1件当た りのリース料総額(維持管理費用相当額のリース料総額に占める割合が重要な場合に は、その合理的見積額を除くことができる。)が300万円以下のものとする。ただし、 1つのリース契約に科目の異なる有形固定資産(有形固定資産以外の資産をファイナ ンス・リース取引の対象とする場合は、当該資産を含む。)が含まれている場合は、異 なる科目ごとに、その合計金額によることができる。)については、注記を省略するこ とができる。
- (注2) 未経過リース料の期末残高(通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理されている部分を除く。)が当該期末残高及び有形固定資産の期末残高の合計額(有形固定資産以外の資産をファイナンス・リース取引の対象とする場合には、当該資産の属する科目の期末残高を含む。以下同じ。)に占める割合に重要性が乏しい場合には、リース物件の取得価額相当額及び未経過リース料期末残高相当額の算定に当たり、リース取引開始時に合意されたリース料総額及び期末現在における未経過リース料から、これらに含まれている利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法(以下「支払利子込み法」という。)によることができる。上記算式により算出した割合に重要性が乏しい場合とは、当該割合が10パーセント未満の場合とする。



ただし、前段落の規定にかかわらず、ファイナンス・リース取引の対象となる資産の属する科目が当該会社の事業内容に照らして重要性が乏しい場合において、当該期末における当該科目に属するリース物件に係る未経過リース料の期末残高が当該未経過リース料の期末残高及び有形固定資産の期末残高の合計額に占める割合に重要性が乏しい場合には、当該科目に属するリース物件に係る取得価額相当額及び未経過リース料残高相当額を支払利子込み法により算定することができる。上記算式により算出した割合に重要性が乏しい場合とは、当該割合が5パーセント未満の場合とする。

上記の未経過リース料の期末残高には、次のようなリース取引に係るものは含まれないものとする。

- ① 売買処理が行われているリース取引
- ② リース期間が1年未満のリース取引
- ③ (注 1) により重要性が乏しいものとして注記をしないものとしたリース取引
- ④ 利息相当額の合理的な見積額を控除する方法によっているリース取引
- (注3) リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借手に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係るリース物件の減価償却費相当額は、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する。
- (注4) 利息相当額の総額は、リース開始時に合意されたリース料総額及び見積残存価額の合計額から、これに対応するリース物件の取得価額を控除することによって算定する。
- (注5) 未経過リース料及び見積残存価額の合計額の期末残高が当該期末残高及び営業債権の期末残高の合計額に占める割合に重要性が乏しい場合には、リース物件に係る未経過リース料期末残高相当額の算定に当たり、期末現在における未経過リース料及び見積残存価額の合計額から、これに含まれている利息相当額を控除しない方法によることができる。上記の算式により算出した割合に重要性が乏しい場合とは、当該割合が10パーセント未満の場合とする。

なお、上記の未経過リース料及び見積残存価額の合計額には、次のようなリース取引に係るものは含まれないものとする。

- ① 売買処理が行われているリース取引
- ② 利息相当額の合理的な見積額を控除する方法によっているリース取引

以上